

令和6年逗子市教育委員会3月定例会会議日程

令和6年3月25日（月）

午後2時30分

逗子市役所5階第4会議室

- 日程第1 1月定例会会議録の承認について
- 日程第2 教育長報告事項について
- 日程第3 報告第5号 教育委員会職員の人事について
- 日程第4 議案第4号 第三次逗子市子どもの読書活動推進計画策定について
- 日程第5 議案第5号 逗子市文化振興基本計画の改定について
- 日程第6 議案第6号 逗子市スポーツ推進計画の改定について
- 日程第7 議案第7号 逗子市スポーツ推進委員規則の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 事務の委任及び補助執行について
- 日程第10 議案第10号 逗子市社会教育委員の委嘱について
- 日程第11 議案第11号 逗子市文化財保護委員会委員の任命について
- 日程第12 その他
 - ・適応指導教室なぎさの名称変更について
 - ・令和5年度逗子市体育功労者表彰について

令和6年逗子市教育委員会3月定例会教育長報告事項

- 1 逗子市教育委員会児童生徒表彰について 3月2日(土)
- 2 令和5年度小・中学校卒業式について 3月12日(火)、19日(火)
- 3 令和6年逗子市議会第1回定例会について 2月20日(火)～3月14日(木)

報告第5号

教育委員会職員の人事について

教育委員会職員の人事について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第5条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり教育長の専決により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年3月25日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

人事異動新旧対照表

採用

(令和6年2月24日付)

一般行政職任期付

職名	氏名	所属	備考
事務職員	小島 千秋	保育課	

議案第4号

第三次逗子市子どもの読書活動推進計画策定について

第三次逗子市子どもの読書活動推進計画を、別紙のとおり策定する。

令和6年3月25日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

第三次 逗子市子どもの 読書活動推進計画



令和6年3月

逗子市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が2001年（平成13年）に施行され、この法律に基づいて、2013年（平成25年）3月に逗子市では「第一次 逗子市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は

- (1) 子どもが本に出会うための環境づくり
- (2) 子どもが読書に親しむための機会の提供
- (3) 子どもの読書活動推進のための体制整備と社会的気運の醸成

を基本方針として、さまざまな読書活動の取組を総合的、計画的に行うことにより、子どもたちが自らの意思で本を読み、考え、判断し、行動する「生きる力」を身につけ、健やかに成長することを目的としています。

この第一次計画の基本的方針を踏まえ、2018年（平成30年）3月には第二次 逗子市子どもの読書活動推進計画を策定しました。

第二次計画では、逗子教育ビジョンの基本理念である『「つながりに気づき つながりを築く」人づくり』に向けて、人生のうちの「乳幼児期」「児童・青年期」に子どもと本をつなぐことができるように、本に出会うための環境を整備し、本と親しむ機会を提供し、関係機関と連携し推進してまいりました。

第三次計画では、子どもたちが大切な本に出会い、読書の楽しさを知り、知識やものの考え方を身につけていけるよう環境を整え、読書活動を推進していきます。本が好きな子どもには、もっといろいろな本が読みたくなるように、本を読むのが苦手な子どもには、まず楽しさや面白さを感じて、読書への興味や関心が高まるように、子どもの発達段階に応じた様々な取組を関係機関と連携して総合的かつ計画的に行います。

終わりに、計画の策定にあたりご助言いただきました関係者の皆様をはじめ、子ども読書活動に関するアンケート調査やパブリックコメントを通して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様へ深く感謝するとともに、次の世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子どもの読書活動を推進してまいりますので、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

逗子市教育委員会教育長 大河内 誠

目 次

第1章	子どもの読書活動をめぐる動向と第三次子どもの読書活動推進計画の策定	1
1	子どもの読書の意義	1
2	子どもの読書活動をめぐる国・神奈川県動向	1
(1)	国の動向	1
(2)	神奈川県の動向	2
3	逗子市における子どもの読書活動推進計画の策定経緯	2
4	第二次計画の成果と課題	3
5	逗子市における子どもの読書状況	4
(1)	読書の頻度	4
(2)	読書量	5
(3)	図書館・分室の利用	7
(4)	学校図書館の利用	8
(5)	パソコン、モバイル端末の利用	10
(6)	まとめ	14
6	第三次計画策定に向けて	15
第2章	子どもの読書活動推進計画の基本方針	16
1	基本方針	16
(1)	子どもが本に出会うための環境づくり	16
(2)	子どもが読書に親しむための機会の提供	16
(3)	子どもの読書活動の普及啓発の推進	16
2	取組の期間	16
3	計画の対象	16
4	推進体制	16
第3章	体系図と具体的方策	17
1	基本方針と方策の体系図	17
2	具体的方策とこれまでの成果と課題	18
I	家庭・地域における読書活動の推進	18
II	図書館における読書活動の推進	19
III	学校等における読書活動の推進	22
IV	関係機関・団体等と連携した読書活動の推進	25
	逗子市子どもの読書活動推進計画【具体的な取組】	26
	資料編	33

第1章 子どもの読書活動をめぐる動向と第三次子どもの読書活動推進計画の策定

1 子どもの読書の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」とその重要性を一步踏み込んで明文化しています。

本を読むことで子どもたちは広い世界を知り、未知の世界へ想像を巡らせ、様々な体験をします。これは、まだ文字の読めないあかちゃんへの読み聞かせに始まり、本が読める年齢になっても続き、本の中での経験が実体験をより豊かなものにしてくれます。

また、本を読むことは、より深く豊かな人生を送るために必要な「生きる力」を身に付けていく上で欠かせないものです。そのため、子どもが発達段階に応じた適切な時期に適切な本と出会える環境を整えることが必要です。

子どもたちが大切な本と出会い、読書の楽しさを知ることで、より豊かな時代を過ごせるよう、社会全体で読書活動を行う子どもたちを支援し、読書環境の整備を行うことが必要となります。

2 子どもの読書活動をめぐる国・神奈川県の方針

(1) 国の動向

子どもの読書活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は、2001年（平成13年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」を施行し、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めるなど、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようにするための国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。この法律に基づいて、政府は、2002年（平成14年）8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次計画）を策定し、その後、おおむね5年ごとに計画を変更し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。2023年（令和5年）3月に策定された第五次計画では、基本的方針として「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」及び「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの点を考慮して、社会全体で子どもの読書活動を推進するとされています。

また、第五次計画策定までの間、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定等を通じ、環境の整備が進められています。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やGIGAスクール構想による一人一台端末の実現をはじめとする学校のICT化等、新たな環境の変化が生じたため、子どもの日常生活はもちろん、読書活動においてもその影響は避けられないものとなっています。

(2) 神奈川県の変向

国の基本計画を受け、神奈川県では2004年（平成16年）1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」（第一次計画）を、2009年（平成21年）7月には「第二次計画」を、2014年（平成26年）4月には「第三次計画」を、2019年（平成31年）3月には、「第四次計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を図ってきました。

「第四次計画」では、「平日の一日の読書量が10分以上の割合」をこれまでの小・中学生に加え、高校生についても新たな数値目標として位置づけています。また、ゲームやスマートフォンの急速な普及等の環境変化によって相対的に読書への関心度合いが低くなっていることに対して、重点取組「『子どもと本をつなぐ』プロジェクト」に新たに「子どもの読書への興味・関心の向上」を掲げ、積極的に取り組むこととしています。計画では、3つの基本方針が示され、1つの基本方針に対して「家庭」、「地域」、「学校等」、「専門・関係機関及び団体等」、「普及啓発」の5つのステージごとに具体的な取組が記されています。

○基本方針

- 1 子どもが読書に親しむことを支える人づくり
- 2 子どもが読書に親しむための環境づくり
- 3 子どもが読書に親しむための情報収集・発信

なお、「第五次計画」は、2024年（令和6年）3月に策定予定となります。

3 逗子市における子どもの読書活動推進計画の策定経緯

国・神奈川県の計画を受け、逗子市でも2013年（平成25年）3月に「逗子市子どもの読書活動推進計画」（第一次計画）を、2018年（平成30年）3月に「第二次計画」を策定しました。

この第二次計画は、第一次計画で挙げた3つの基本方針と4つの具体的方策を引き継ぎ、これまでの取組を継続して実施するとともに、第一次計画の成果を踏まえ、5年間で完全実施した取組については、第二次計画から除いて重点的に取組む項目を整理し、計画を策定しました。

また、第二次計画では、逗子教育ビジョンの基本理念である「つながりに気づき つながりを築く」人づくりに向けて、人生のうちの「乳幼児期」、「児童・青年期」に子どもと本をつなぐことができるように、本に出会うための環境をつくり、本と親しむ機会を提供するため、関係機関と連携して推進してきました。

第二次計画の取組期間が、令和4年度で終了することから、本市の子どもの読書状況を把握するため、令和4年1月に市内の幼稚園児・保育園児の保護者や小・中学校生へ「読書に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）」を実施しました。その結果を踏まえ、令和5年度中に今後5年

間の子どもの読書活動推進に関する施策の方向性と取組を示す新たな計画である「第三次 逗子市子どもの読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定します。

第三次計画では、第一次計画、第二次計画を継承し、3つの基本方針と4つの具体的方策を定めました。

○3つの基本方針

- (1) 子どもが本に出会うための環境づくり
- (2) 子どもが読書に親しむための機会の提供
- (3) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

○4つの具体的方策

- I 家庭・地域における読書活動の推進
- II 図書館における読書活動の推進
- III 学校等における読書活動の推進
- IV 関係機関・団体等と連携した読書活動の推進

子どもの発達段階に応じた課題や家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を考慮し、様々な取組を進めていきます。

また、これまでの計画に基づく取組の成果を検証し、すべての子どもたちが本に出会い、本に親しめる環境を整えるために、課題や社会状況を踏まえて、読書活動がより一層効果的に展開されることを目指して計画を策定します。

4 第二次計画の成果と課題

第二次計画で定めた具体的な取組項目の進捗状況調査からは、図書館における新たな事業の実施（わらべうたの動画配信、SNSによる情報発信）や、ヤングアダルト世代への取組（公立中学校への朝の読み聞かせ）で進展が見られました。また、学校図書館運営について、公立小・中学校の司書教諭や学校図書館指導員等を対象とした研修、図書館職員を加えた意見交換会議の実施等、本の貸借の物流だけではなく人の交流も深めつつあります。

地域では、コミュニティセンター等を会場とした、図書館主催のおはなし会を開催し、地域での読書活動を推進しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、乳幼児健診時の読み聞かせや図書館利用の案内が十分にできず、おはなし会や各種イベントも中止となる等、活動が停滞せざるを得ない状況が続きました。それ以外でも、発達段階に応じた図書館サービスの提供や行事の実施、支援を必要とする子どもへの読書推進、地域や関係機関との連携等様々な課題が残っています。

なお、第二次計画の成果と課題の詳細については、第3章2 具体的方策とこれまでの成果と課題に記載しました。

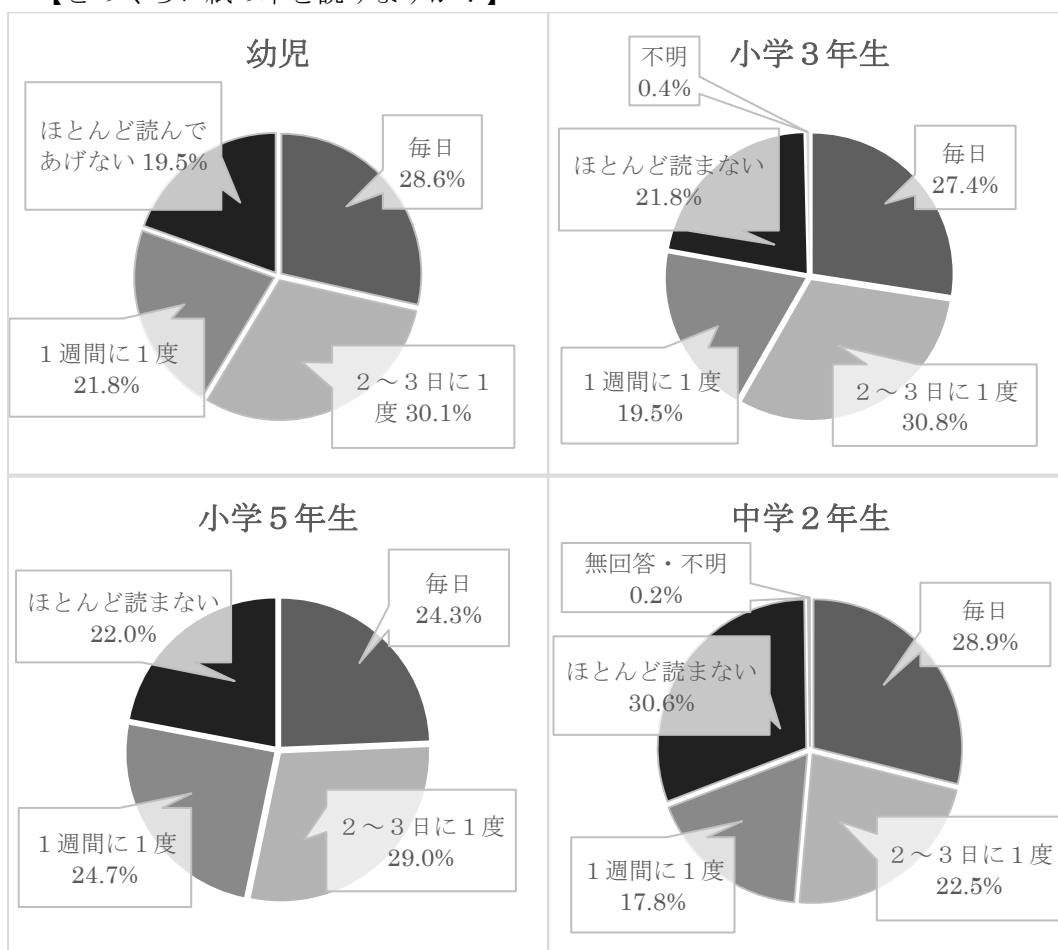
5 返子市における子どもの読書状況

前述のとおり、令和4年1～2月に市内の幼稚園と保育園の幼児（年長児）の保護者、市内小学3年生と5年生及び中学2年生を対象にアンケート調査を実施しました。

(1) 読書の頻度

読書の頻度は、「毎日」、「2～3日に1度」が半数以上を占めているものの、小学生以下が前回の調査（平成23年6月に第一次計画策定のために実施したアンケート調査）から1割弱減少しています。また、「ほとんど読んであげない」、「ほとんど読まない」の割合が増加し、特に幼児は、前回の2.5倍増となっている等、全体として低くなっています。

【どのくらい紙の本を読みますか？】

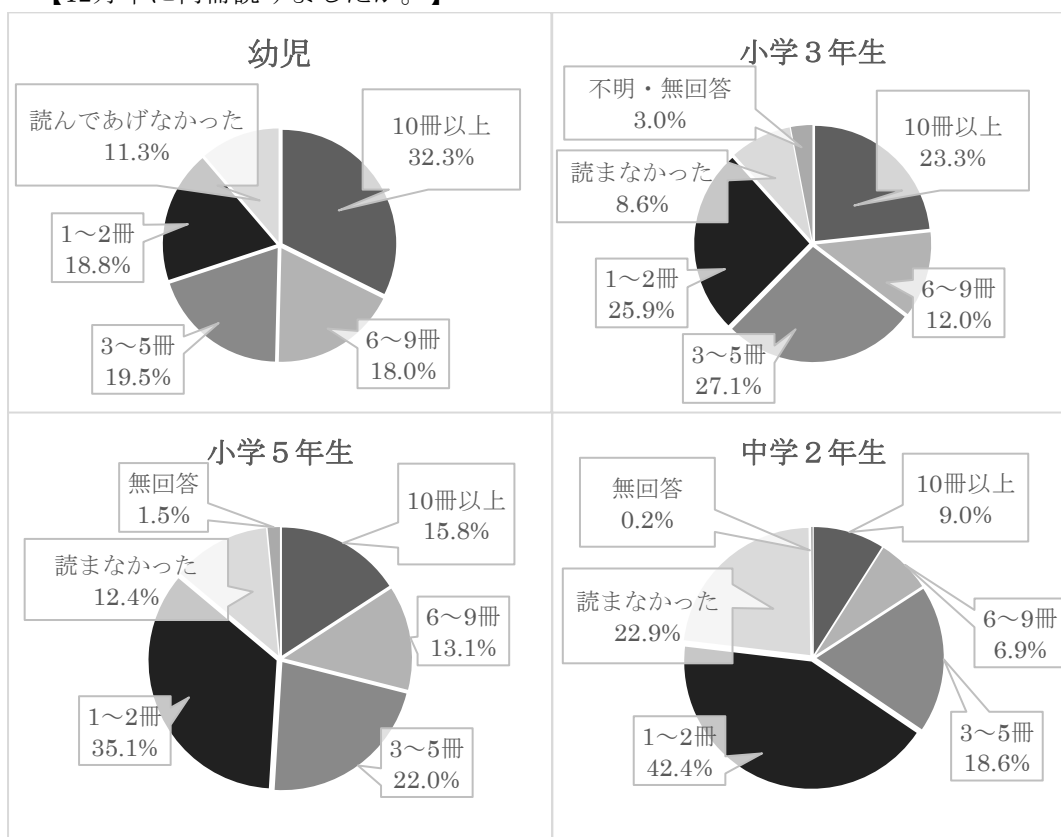


(2) 読書量

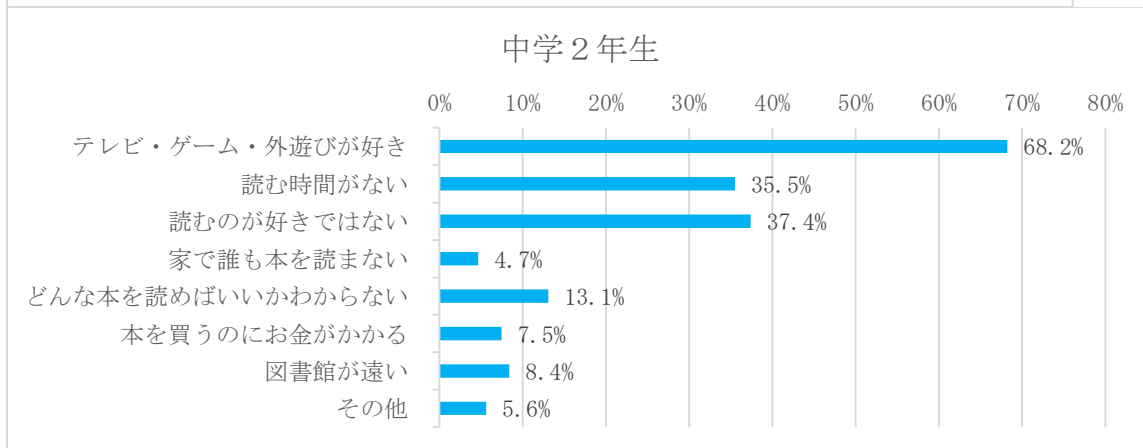
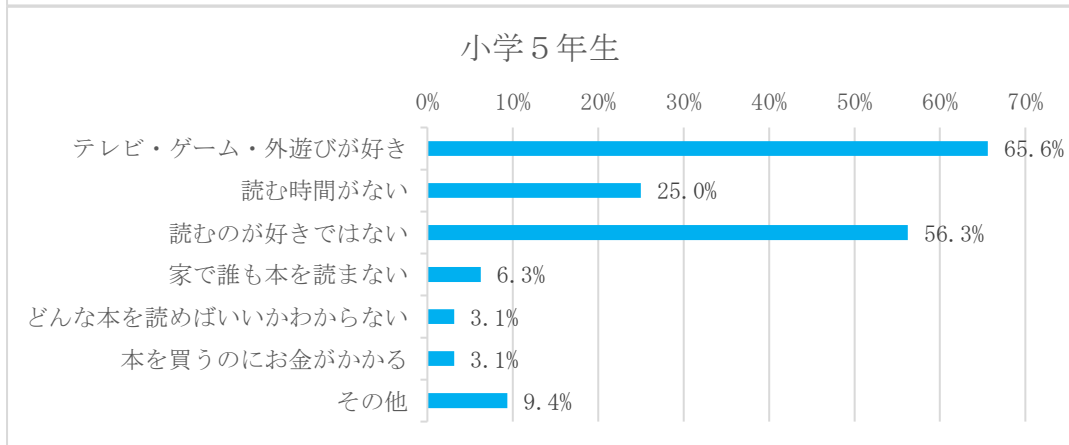
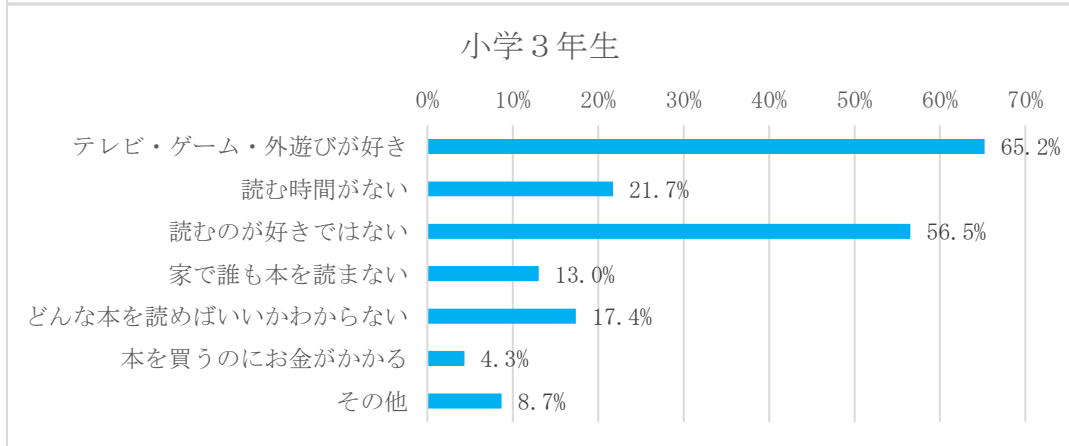
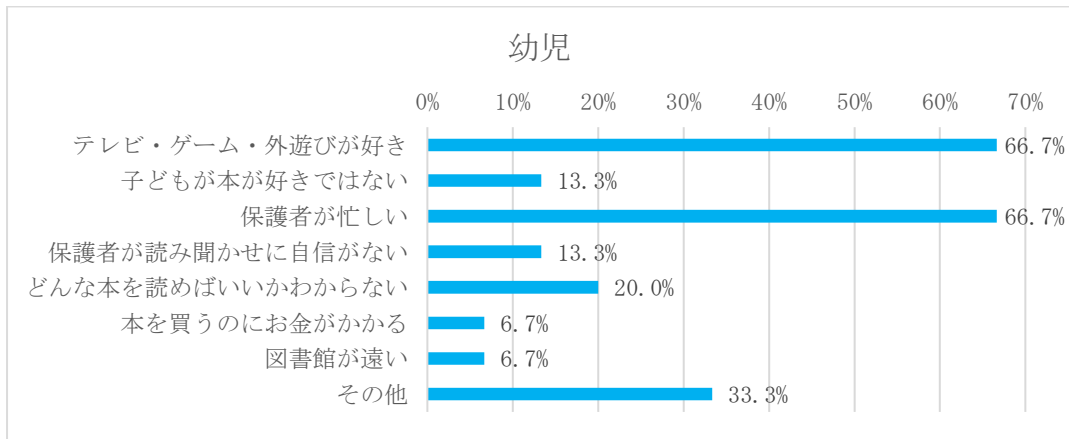
令和3年12月の1か月間に読んだ本の冊数では、「読んであげなかった」、「読まなかった」割合は、幼児が前回のゼロ%から11.3%へ、小学3年生も3倍増の8.6%となりました。この割合は、不読率（全国学校図書館協議会等が実施する「学校読書調査」に基づき、「5月1か月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒の割合）と呼ばれ、国の計画では基本の方針の1番目としてその低減が重要視されています。今回のアンケートと同時期の令和3年の全国調査では、小学生（4～6年）が5.5%、中学生が10.1%の不読率であり、本市の調査での小学5年生12.4%、中学2年生22.9%は、単純比較はできないものの、前回の調査結果（全国：④6.2%・⑤16.2%、本市：④11.9%・⑤23.8%）から乖離は拡がっており、課題を抱えていると言わざるを得ない状況です。

本を読まない理由は、すべての対象年齢において「テレビ・ゲーム・外遊び等」と答えた比率が前回から倍近く増加し、3分の2を占めています。幼児では、「保護者の多忙」が同率で、小中学生は、約半数が「本を読むのが好きではないから」を選択しています。このような傾向は、社会環境の変化によって相対的に読書への関心が低下していることを示しています。

【12月中に何冊読みましたか。】



【読まない理由（複数回答可）】

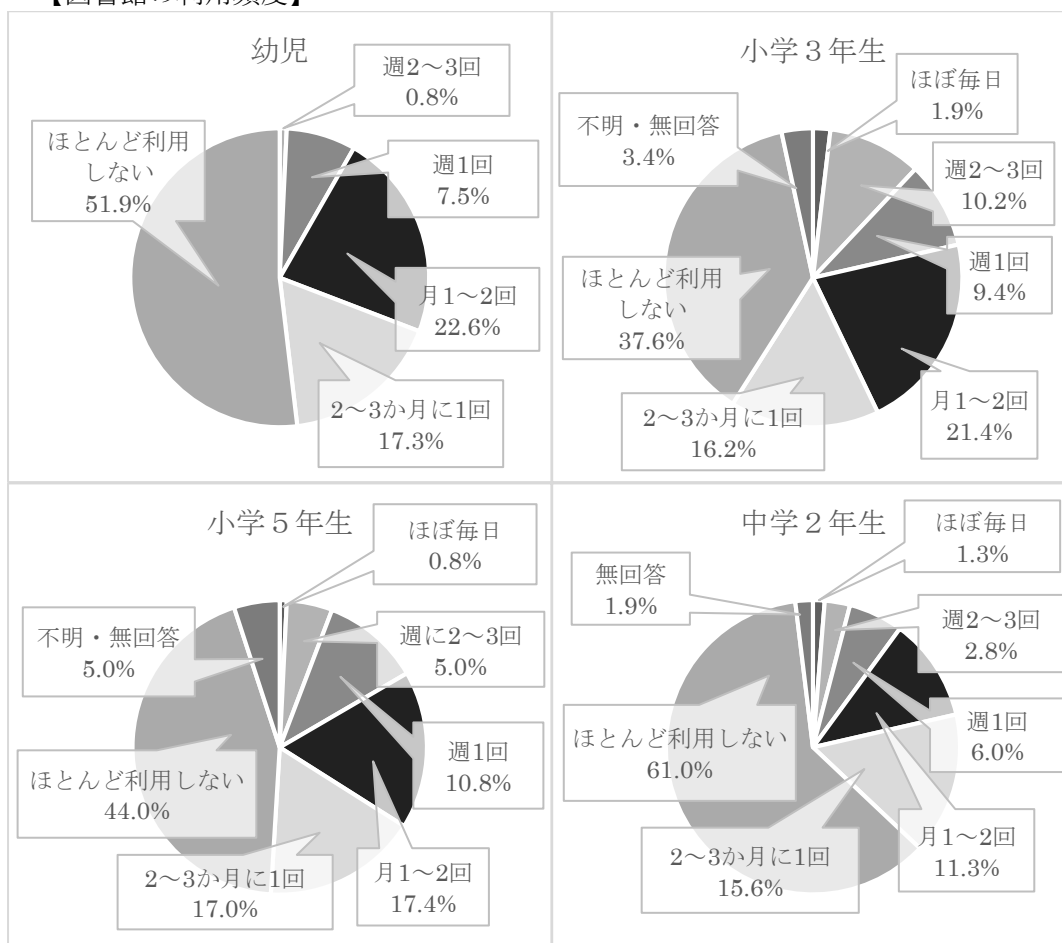


(3) 図書館・分室の利用

図書館は、主として地域における子どもの読書活動の推進に努めることが期待され、18歳以下の全ての年齢層と関わりを持ち、多様な子ども（障がいや日本語が不自由等）たちの読書機会を確保する役割を担っています。

図書館・分室を利用する頻度は、高学年になるほど減少する傾向は変わらず、「利用なし」が小学生4割、中学生6割まで増加しました。学校別に見ても押しなべてその割合が増えており、地域差によるものではなく、コロナ禍によって図書館へのアクセスが制限されたことや、感染に対する不安等が大きな要因と考えられます。

【図書館の利用頻度】



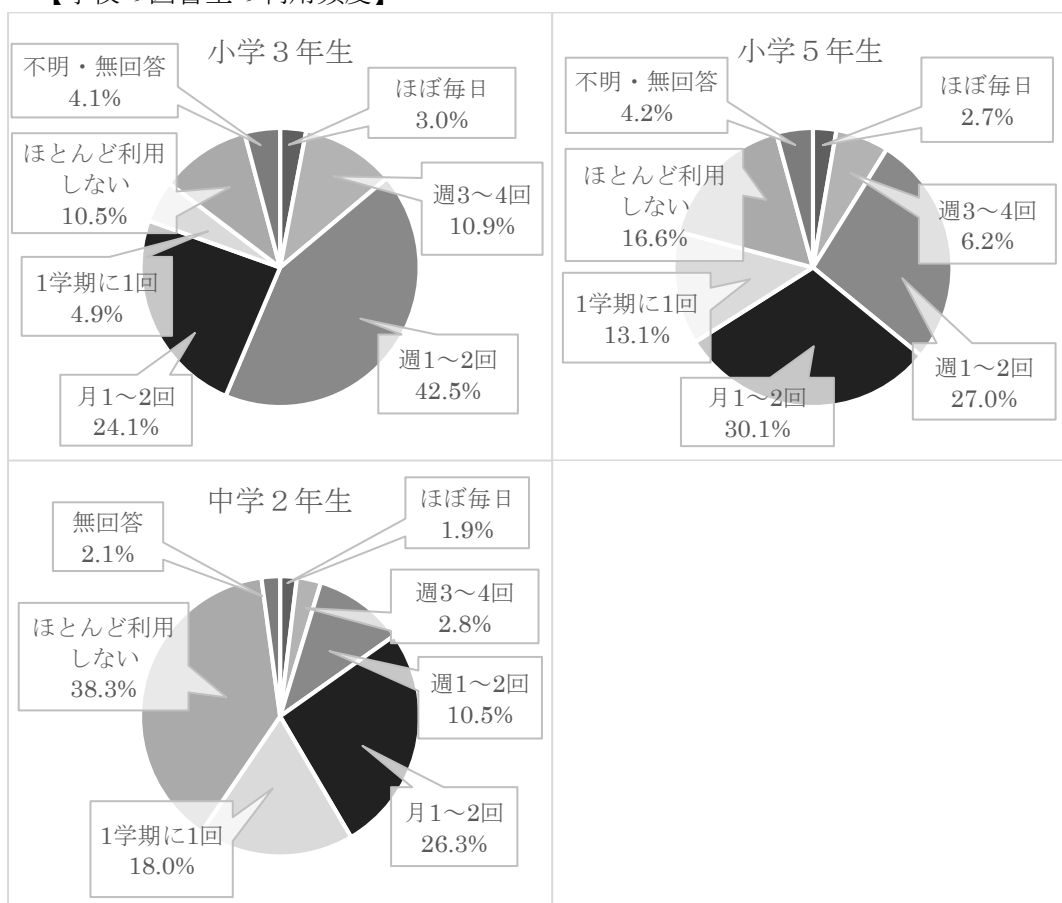
(4) 学校図書館の利用

学校図書館は、児童生徒、教職員の利用によって教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として、学校図書館法によりその設置が義務付けられています。文部科学省が定めた「学校図書館ガイドライン」では、学校図書館は、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の役割を担っているとされ、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、同時に児童生徒の「心の居場所」となる側面もあります。したがって、児童生徒や教職員が最大限自由に活用できるよう整備・充実が求められています。

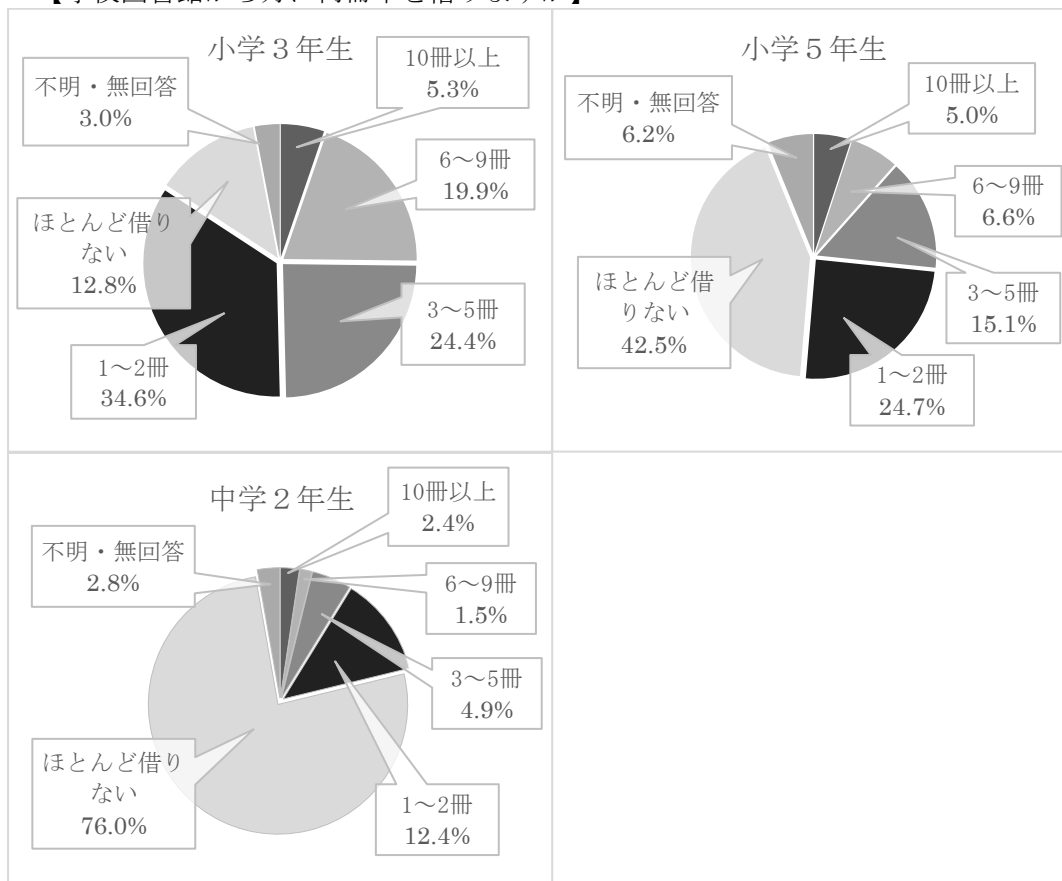
学校図書館の利用は、小学3年生が「週1～2回」、5年生が「月1～2回」の割合が多く、学年が上がるにつれ利用頻度も全体的に減少し、中学生では「利用なし」が約4割と最も高く、はっきりした傾向が見られます。前回の調査と比べると、いずれの学年でも「ほぼ毎日」から「週1～2回」までの割合が減少しています。

学校図書館から借りる本の冊数は、月1～2冊が最も多く、「借りない」層は更に増加して、中学2年生では3/4に達しています。

【学校の図書室の利用頻度】

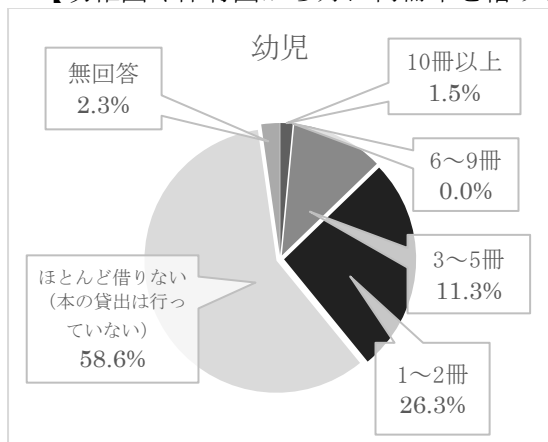


【学校図書館から月に何冊本を借りますか】



幼稚園・保育園から一か月に本を借りた冊数は、前回の調査では「3～5冊」が半数を占めていましたが、今回は主に「借りない（貸出は行っていない）」にシフトして、約6割に達しました。このことは、コロナ禍の影響によって園での本の利用が大幅に減少したことを示しています。

【幼稚園や保育園から月に何冊本を借りますか】



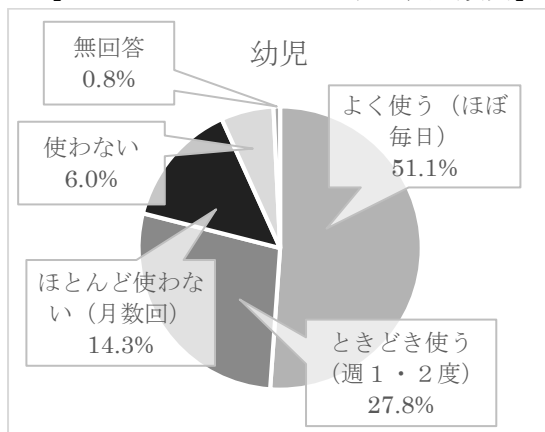
(5) パソコン、モバイル端末の利用

モバイル端末の急速な普及によって、子どもたちも簡単にインターネットを利用することが可能となりました。幼児期から小学校低学年までは親との機器の共有が一般的ですが、学年が上がるにつれ専用率が増え、高校生になるとほとんどが自分の機器を持つようになります。（令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査 内閣府）

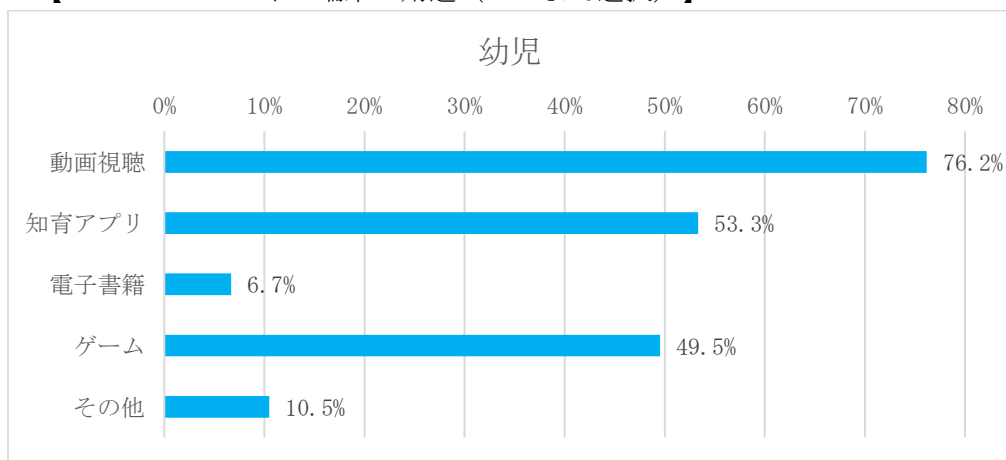
今回の調査では、パソコンやスマートフォン、タブレットといったモバイル端末の利用についても新たな項目に加えました。

幼児については、機器の利用と目的について調べたところ、「よく使う」、「ときどき使う」が8割を占め、その目的は動画視聴（76.2%）、知育アプリ（53.3%）、ゲーム（49.5%）と続き、電子書籍はごく少数（6.7%）となっています。「本を読んであげない」比率の高まりは、電子機器の用途が読書にはつながらず、読書に割かれる時間が減少していると考えられることもできます。

【パソコン・モバイル端末の利用頻度】

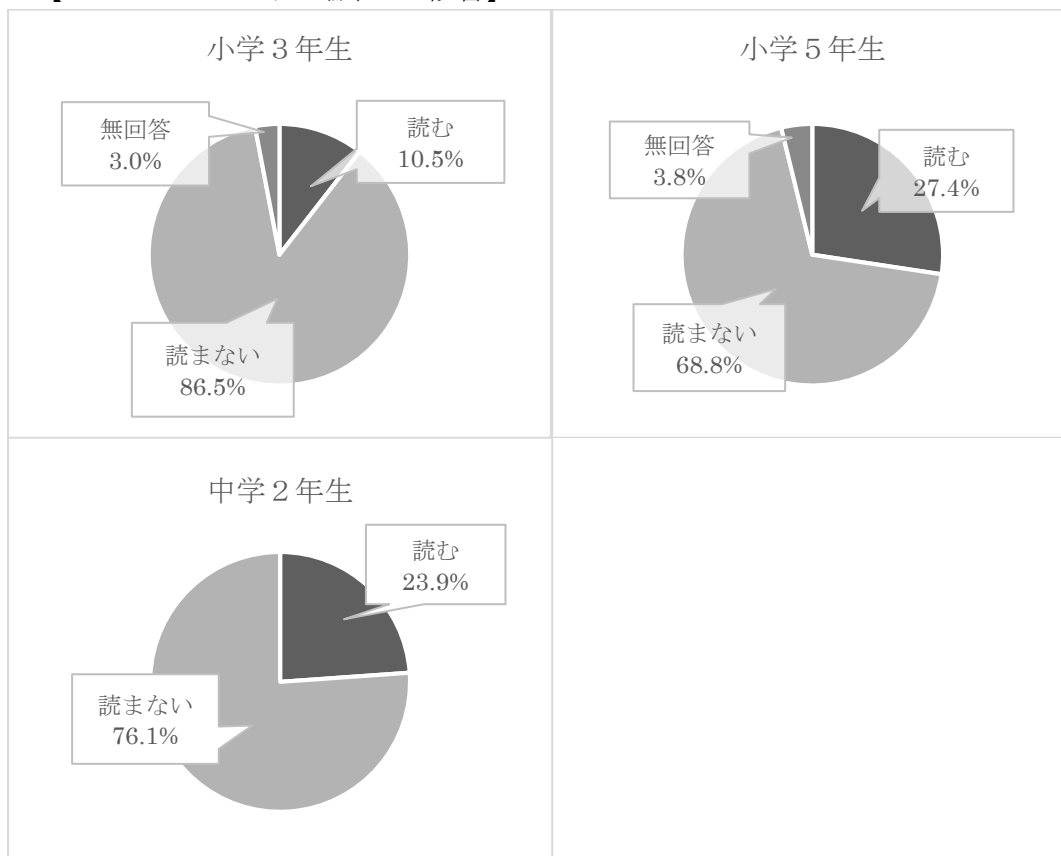


【パソコン・モバイル端末の用途（3つまで選択）】

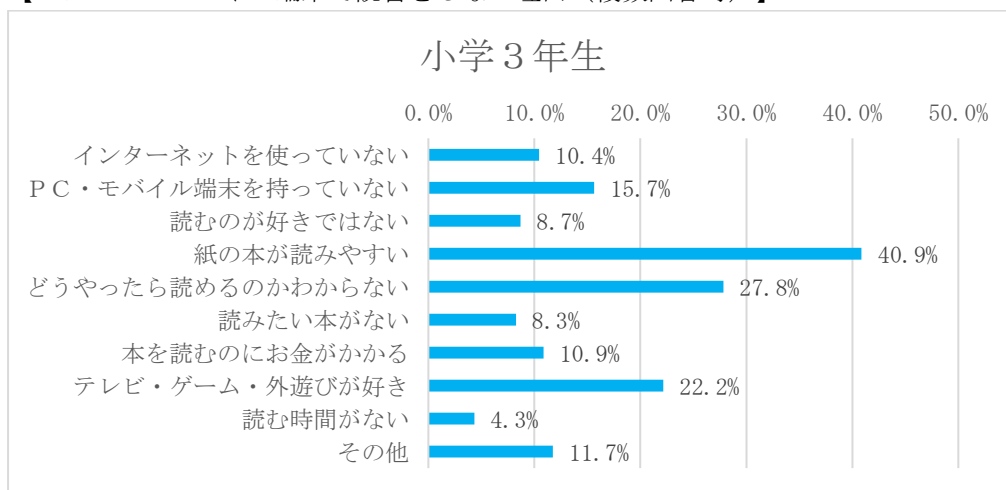


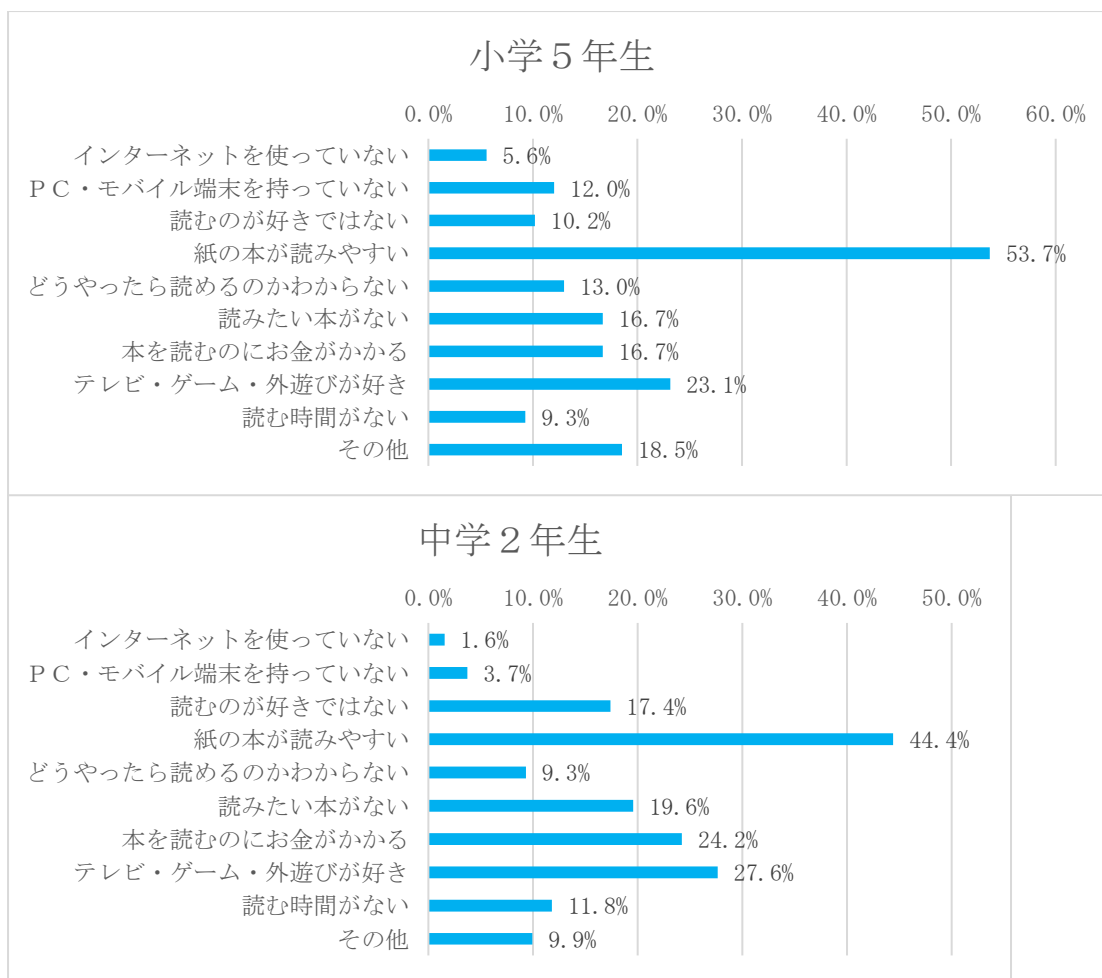
小学3年生から中学2年生までの階層については、電子機器を使用した読書について、その利用と頻度、読書には使わない理由について訊ねました。電子機器を使用した読書は、全国平均（㊤ 4.6%・㊤ 15.9% 前述の令和元年度内閣府調査から）に比べ高い比率を示したものの3割未満であり、利用しない理由の回答として「紙の本が読みやすい」が最も多いことから、ある程度認知はされているものの、いまだ一般的とは言えない状況です。

【パソコン・モバイル端末での読書】



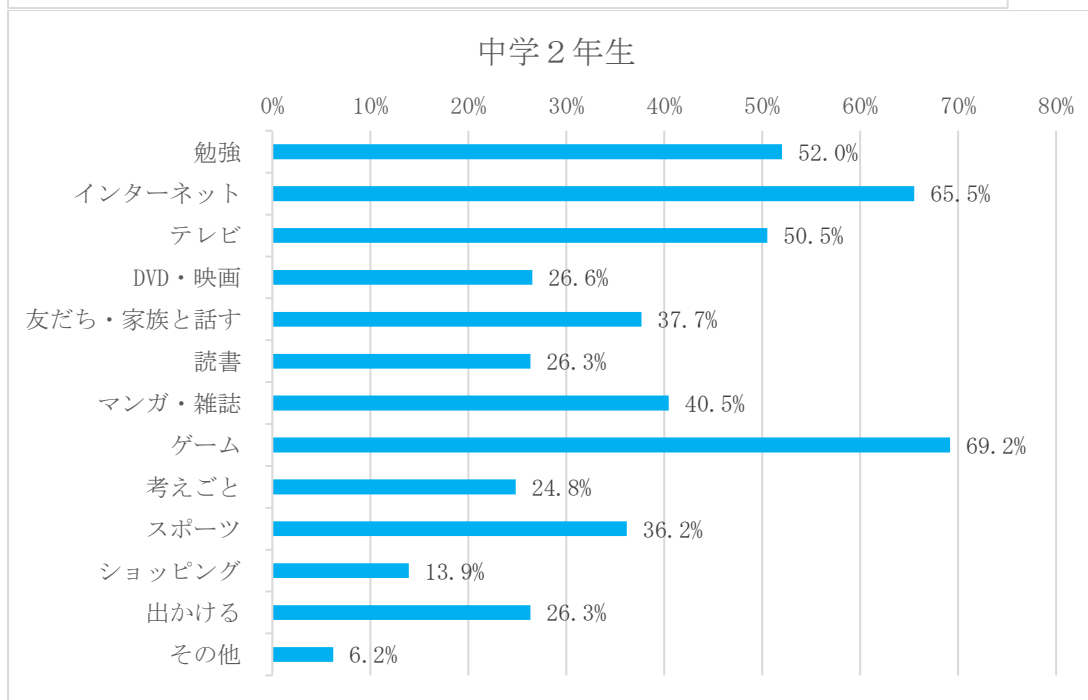
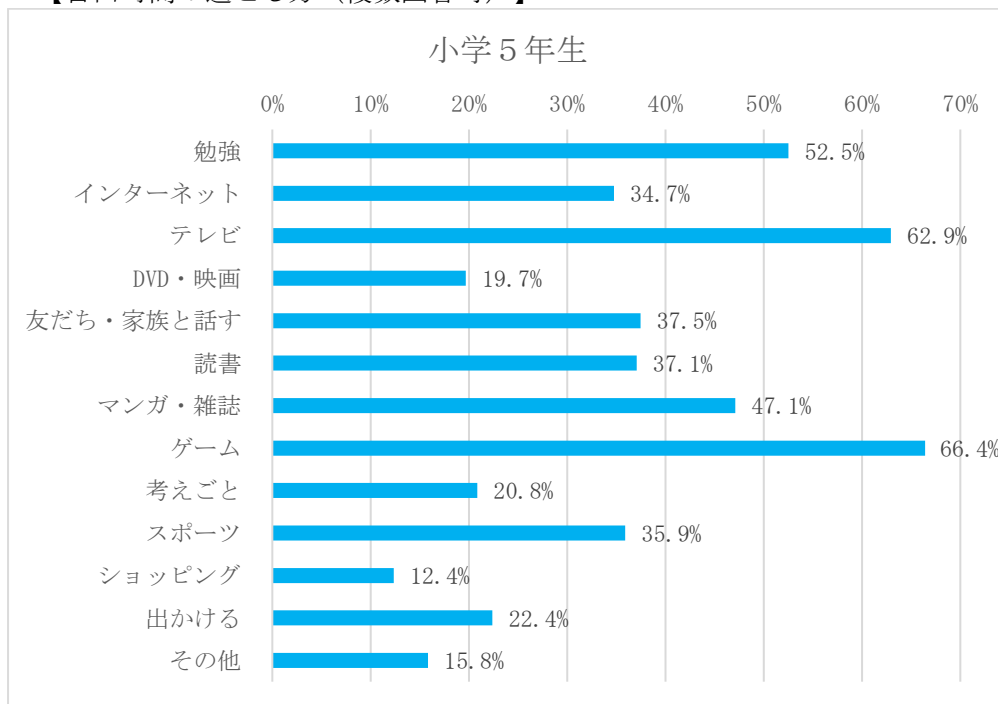
【パソコン・モバイル端末で読書をしない理由（複数回答可）】





また、新たな設問として、小学5年生と中学2年生には、自由な時間の過ごし方を加えました。その結果、小学5年生は、「ゲーム」(66.4%)、「テレビ」(62.9%)、「勉強」(52.5%)、中学2年生は、「ゲーム」(69.2%)、「インターネット」(65.5%)、「勉強」(52.0%)、「テレビ」(50.5%)の順でそれぞれ半数以上の割合を占めています。13項目中「読書」が占める割合は、小学5年生が37.1%(6番目)、中学2年生は26.3%(9番目)で、優先度が低いことを示しています。先の内閣府調査でも見られたように、学年が上がり、専用率が増えることで電子機器の使用時間が長くなり、その影響が結果に表れていると考えられます。

【自由時間の過ごし方（複数回答可）】



(6) まとめ

アンケート調査の結果から、幼児、児童、生徒に共通する明らかな課題が浮かび上がりました。

第一に、前回の調査に比べ読書頻度が低くなり、一か月当たりの読書冊数も減少して、総体的に読書量が縮小したことです。結果、前回も小中学生の不読率は全国平均を上回っていましたが、乖離は拡大し、改善されていません。幼児保護者の1割が、今回初めて「月に読んであげた冊数」を0冊と答えていることも注目すべき点です。アンケートのブックスタートに関する設問に対しては、「読み聞かせのきっかけとなった」という回答が前回から20ポイント減少して過半数を割り、その後の習慣にうまくつながっていないことを示唆しています。また、この調査の時点では、ブックスタートによって全対象に本が手渡されているので、本を配布しないファーストブックに移行した影響は反映されていないため、移行後に本ばなれの傾向が強まっているのではないかが危惧されます。

第二に、図書館・分室の利用の低下です。このことも年代共通の傾向が見られ、「利用なし」が低年齢層では倍増、元々比率の高かった小学5年生、中学2年生の層にも更に数字が上積みされています。学校毎の集計も極端な地域差のようなものは表れず、押しなべて「利用なし」の率が増加しています。

第三は、学校図書館の利用の低下です。図書館と同様にどの年代も共通の傾向が見られ、「利用なし」が増加し、「借りる冊数」が減少しています。中学2年生は、校内の設備である学校図書館を38.3%が利用せず、76.0%がそこから本を借りていないことになります。

子どもの読書活動の推進に当たっては、国や県、本市のどの計画においても家庭、地域（図書館等）、学校が中心となって取り組むとされていますが、数字だけを評価すればどの場面においてもほとんど改善が見られず、むしろ後退した感があります。

このような状況となった主な要因の一つは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大です。感染防止のため、学校の臨時休業、短縮授業、図書館等の施設へのアクセス制限から、子どもが本とふれあう場所が限定されてしまったこと。また、コロナ禍で移動が制限され、読書と連動する体験活動が減少したこと。さらには、学習意欲が低下する子どもが増加したとの調査報告もあり、読書へ向かう意欲も減退した可能性もあること等、読書活動にマイナスとなる様々な要素によって影響を受けたと考えられます。

もう一つの要因は、スマートフォンの急速な普及等から、子どもたちにとってインターネットの利用環境が手近なものとなったことです。本を読まない理由として、どの年代でも「テレビ・ゲーム・外遊び等」が1位となっていて、自由時間の過ごし方でもゲーム、テレビ、インターネットが上位を占めています。また、アンケートの設問には無かったものの、内閣府の調査ではインターネットでの動画視聴も全年齢（2歳から17歳まで）を通じて高い割合を示しています。幼児期から家庭内で電子機器に触れられる環境があり、1日の機器の利用時間は増加傾向にあります。反面、電子書籍への利用はいまだ限定的であって、現時点においては、結果として読書時間を少なからず圧迫しているものと考えられます。

今後も子どもの読書活動の推進のために、これまで行ってきた家庭、地域、学校を中心とした取組を進めていかなければなりません。加えて、現状を踏まえた環境の変化に対応する新しい考え方も必要となります。コロナ禍で本との距離が広がってしまった子どもたちや保護者、さらに次の世代へ向けて、

どうしたら、本を好きになれるか、本に興味、関心を持つことができるか、多忙な中であっても自主的に本を読むことができるか、どのように読書習慣を身に付けるかを、積極的に働きかけていく必要があります。

また、スマートフォン等のモバイル端末は、既に大人にも子どもにもその利便性から生活に欠かせないアイテムとなっている以上、読書活動にとって単にネガティブなものとして捉えることなく、既存の読書の在り方とどう折り合いをつけるかを検討する時期に来ていると思われます。

6 第三次計画策定に向けて

第二次計画では、子どもの発達段階に応じた課題や、家庭・学校・地域・関係機関が担うべき役割を考慮し様々な取組を進めてきました。

第二次計画の期間が終了し、これまでの計画に基づく取組の成果の検証及びアンケート調査の結果を踏まえて、子どもが自主的に読書に向かうことができるよう配慮しながら、読書の楽しさ、大切さを伝え、本に出会うための環境をつくり、読書に親しむための機会を提供し、子どもの読書活動がより一層効果的に展開することを目指して第三次計画を策定するものです。

第三次計画では、第一次計画、第二次計画で定めた3つの基本方針と4つの具体的方策を基本的に引き継ぎ、これまでの具体的な取組を継続実施するとともに、第二次計画の成果を踏まえ、この5年間で完全実施した取組については、第三次計画から除き、重点的に取組む項目を整理した上で計画を策定しました。

第2章 子どもの読書活動推進計画の基本方針

1 基本方針

(1) 子どもが本に出会うための環境づくり

子どもが日常的に家庭や地域、学校等のさまざまな場や機会において、本と出会い、読書に親しむことができる環境づくりに努めます。

(2) 子どもが読書に親しむための機会の提供

家庭や地域、学校等それぞれの環境で子どもが自主的に読書に親しむための機会を持ち、読書の楽しさを実感し、知識を得るためのきっかけとなるよう、また、読書習慣が身につくようにそれぞれの場においてその機能・特性を生かした取組を行います。

- ・ 家庭において、保護者が子どもとともに読書に親しむように働きかけを行います。
- ・ 図書館や図書館分室が中心となって、地域における読書活動を推進します。
- ・ 幼稚園や保育園は、教育、保育の一環として読書活動を推進します。
- ・ 小学校・中学校・高等学校は、授業や読書教育の一環として、学校全体で読書活動を推進するとともに子どもの読書習慣が身につくように努めます。

(3) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

子どもをはじめ、子どもを取り巻く大人への啓発をあらゆる機会を捉えて積極的に行い、社会全体へ読書活動の意義や重要性を広く普及啓発していくとともに、計画の効果的な推進に向け、関係機関や団体等との連携・協力のもと、情報を共有し、子どもの読書活動の大切さについての理解と関心を深めるよう努めます。

2 取組の期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

3 計画の対象

0歳から概ね18歳までの子どもを対象とします。

4 推進体制

計画を実現するために、本市では、図書館を中心に、家庭、地域、学校等や関係機関・団体等が連携・協力をして取組を進めていきます。

この計画をより実効性のあるものとするため、毎年その取組について、図書館長の諮問機関である図書館協議会において報告を行い、進捗状況を確認しながら必要に応じて見直しを行うなど、この計画の総合的かつ継続的な推進を行うための体制を整備します。

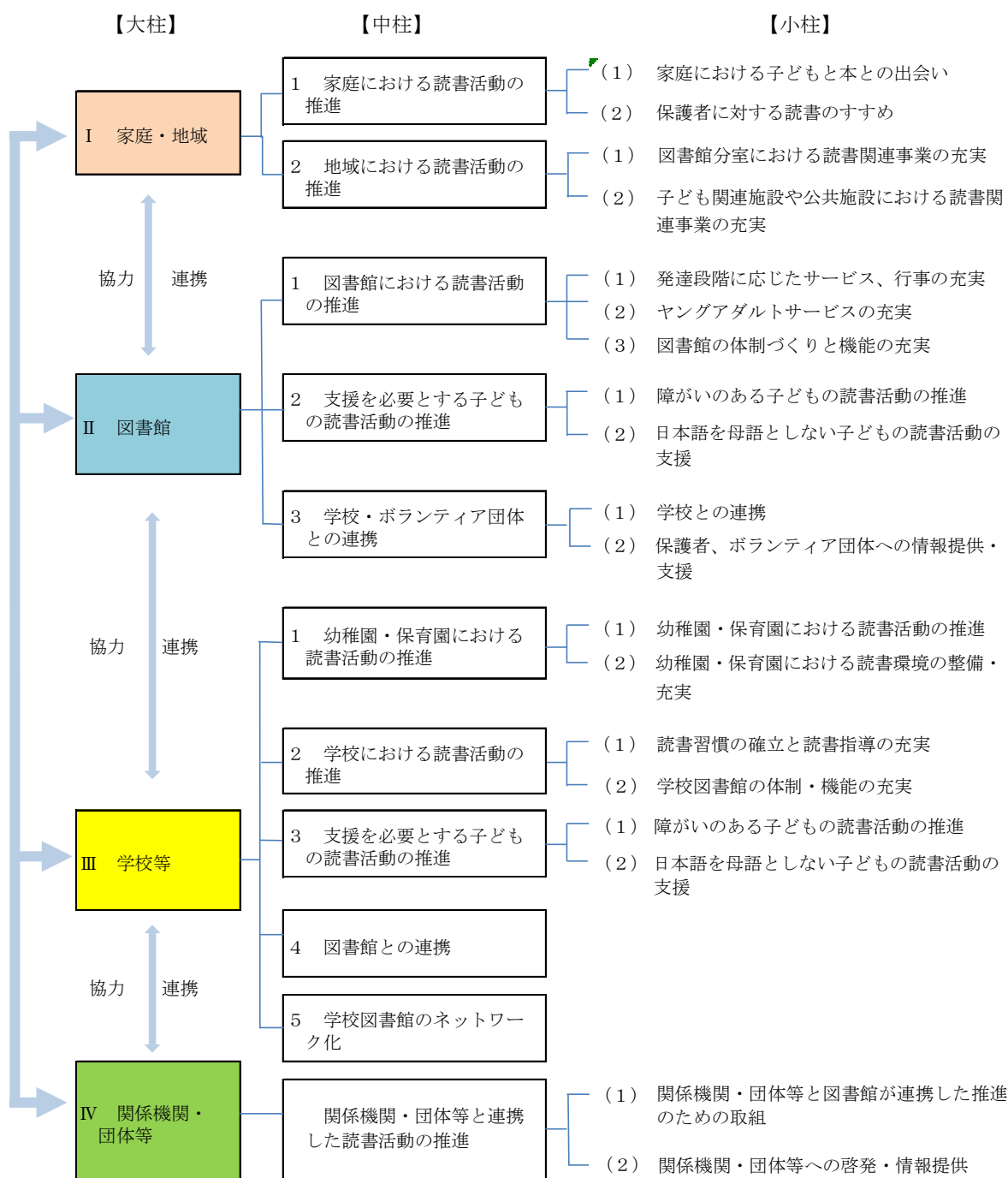
第3章 体系図と具体的方策

1 基本方針と方策の体系図

基本方針

- (1) 子どもが本に出会うための環境づくり
- (2) 子どもが読書に親しむための機会の提供
- (3) 子どもの読書活動の普及啓発の推進

基本方針と方策の体系図



2 具体的方策とこれまでの成果と課題

I 家庭・地域における読書活動の推進

【目標】

子どもがいつでもどこでも本を読むことができるように、家庭においては日常生活をとおし、子どもへの読み聞かせや、本に親しむひとときを持てるように、子どもの成長段階に合わせて保護者への働きかけを行います。また、そのために関連する施設などと連携をはかります。

また、地域における子どもの読書活動の推進に向け、図書館や図書館分室を中心として取組を行います。

『成果と課題』

図書館では、家庭に向け、乳幼児健診の際の読書推進活動や図書館の利用促進の案内を行っています。この活動は、市内に住んでいる全ての0歳児を対象として健診会場で行っている事業で、以前はブックスタートとして絵本を手渡していましたが、平成30年度の財政対策プログラムによる事業の見直しから現在は配布されていません。また、新型コロナウイルス感染対策のため、令和3年度からは、図書館職員による個別の読み聞かせができなくなり、図書館からのリーフレットによる啓発のみとなっています。

この活動では、どの絵本を選んだら良いかなど本に親しむ機会を提供するという面においては成果を出してきましたが、今回のアンケート調査では「ほとんど本を読んであげていない」と答えた保護者が2割まで増加していること、一部の自治体ではブックスタートのフォローアップとして、さらにセカンドブック、サードブックと発達に応じて本を配布する事業を行っていることも考慮すると、現状では乳幼児期における取組として十分とは言えません。様々なメディアが普及する中で読書への興味、関心が薄れている保護者に対して、読み聞かせの習慣を持ってもらい、赤ちゃんとのコミュニケーションツールとして本を活用してもらうように、どう働きかけていくかは今後の課題となっています。

地域との関わりにおいては、図書館及び小坪・沼間の分室が、地域での読書活動の拠点となって、各種展示やおはなし会等の催しもの等、年間を通じて様々な子ども向けのサービスを提供しています。

また、施設との連携では、子育て支援センターにおいて、図書館のイベント開催等の情報提供と図書館職員による定期的なおはなし会を開催しております。こども発達支援センターに対しては、図書館からの長期団体貸出が行われ、大型絵本や布絵本の提供を行っています。

図書館の来館者のみならず、どの家庭でも本に親しんでもらう環境をつくるために、官民を問わない子育てに関わる施設や学校、関係機関とのネットワークの中で、子どもの年齢層に応じたきめ細かな働きかけを行い、読書の大切さ、意義について広く普及啓発することが必要です。併せて、それぞれの家庭が子育てに有益な地域とのつながりやサポートを受けるきっかけとなるよう、読書をツールとした参加しやすい場の提供も重要となります。

Ⅱ 図書館における読書活動の推進

【目標】

子どもにとって図書館は、たくさんの本に囲まれて自由に読書を楽しめる場所で、身近で利用しやすい施設です。子どもがより多くの素晴らしい本と出会うことができるよう、図書館をより楽しく利用、活用できるように、読書環境の整備に努めます。また、中学生・高校生を中心とするヤングアダルト世代を対象としたコーナーの充実や、ビブリオバトル（本の紹介コミュニケーションゲーム）の開催などによりその世代の読書に親しむ機会を提供します。

学校をはじめ各施設への団体貸出や、図書館職員が出向いて、おはなし会などを実施することにより、図書館とそれぞれの機関が連携、協力、協働しながら、読書活動の普及や啓発を行います。また、学校との連携では、図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）である電子図書館の活用が新しい取組として期待できるため、導入に取り組みます。

子どもたちの読書活動に適切な支援ができるよう、図書館職員のスキルアップを図るとともに、ボランティア等への支援・連携を図ります。

『成果と課題』

図書館では、見やすく探しやすい案内表示や本の配置など、子どもたちが本に親しみ楽しむための環境整備と啓発に努めてきました。季節ごとのテーマ展示は、多くの子どもと保護者に新たな本との出会いを提供しており、継続して取組を行っています。また、例年は、年間を通しておはなし会や子どもを対象とした講座を開催してきました。

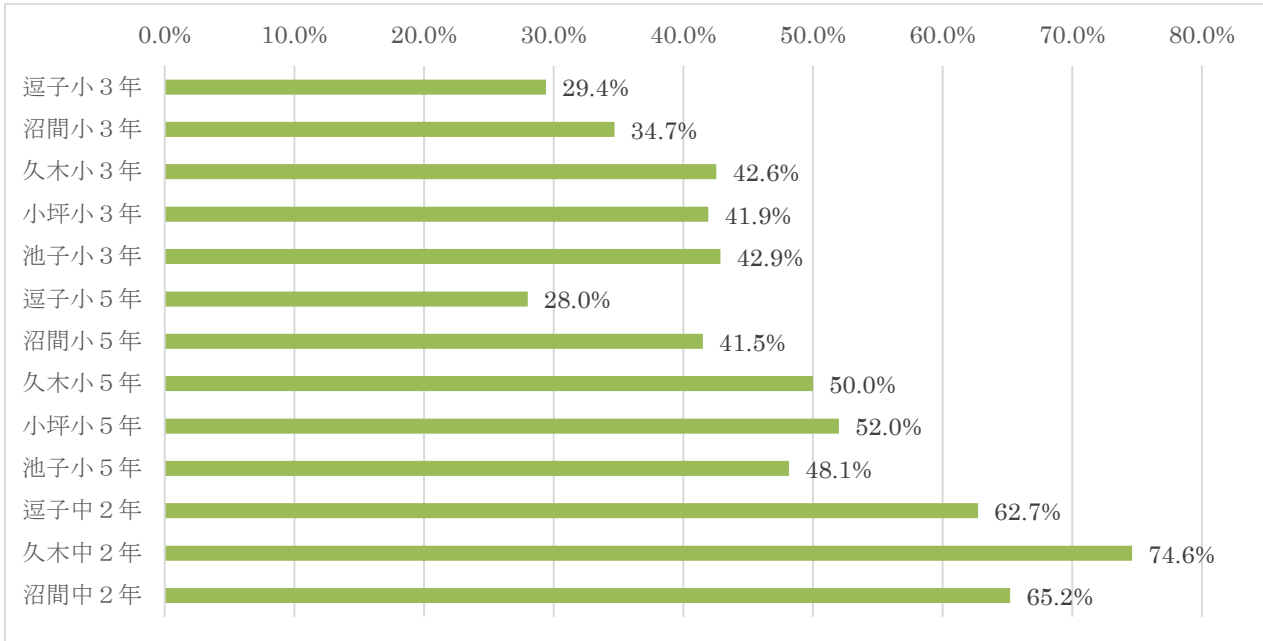
年齢別では、毎月第3木曜日の午前10時30分から11時に2～3歳の子どもと保護者を対象とした「おひざにだっこのおはなし会」、毎月第3木曜日の午後3時30分から4時に4～6歳を対象とした「わんぱくおはなし会」、毎月第1土曜日の午後2時から午後2時30分に小学校低学年を対象とした「土曜日おはなし会」を実施し、おはなしの楽しさを知り、本と図書館に親しむ機会を設けてきました。特に乳幼児は、おはなし会への参加者数が年々増加してきたことから、平成30年度からは、0～1歳の乳幼児と保護者を対象としたおはなし会「わらべうたであそぼう」を実施してきました。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染対策のために中止や人数制限を行っての開催となりましたが、現在は元の状態に戻っています。

アンケート調査では、「図書館・分室をほとんど利用しない割合は、幼児では51.9%、小学3年生は37.6%、小学5年生は44.0%、中学2年生が61.0%でした（7頁参照）。幼児、小学3年生は前回からほぼ倍増となりましたが、これは新型コロナウイルスそのものや対策に不安があったことが要因だと思われる

ます。「ほとんど利用しない」割合を地域別の公立学校別で見ると、逗子小学校、沼間小学校は地理的条件からか、比較的低い率となっています。それ以外ははっきりとした傾向は見られませんが、やはりコロナ禍の影響か、どの学校も概ね前回よりも割合が高くなり、全体で40%超の増加となっています。

【ほとんど図書館や分室を利用しない（回答）の学校別割合】

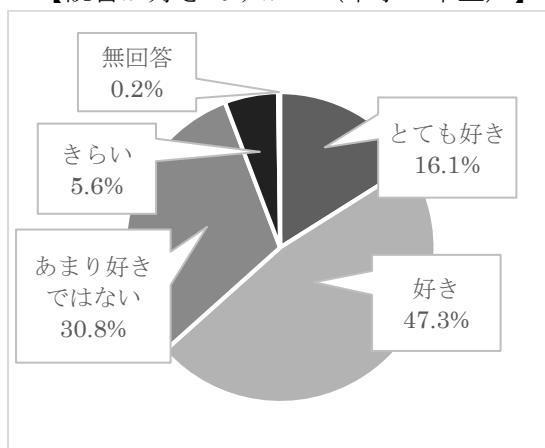


図書館へのアクセスがよくない地域では、どうしても利用率が下がるため、そういった地域の子もたちが本に親しんでもらうためには、一番身近な存在である学校図書館の活用が重要になります。そのために、学校図書館自体の充実はもちろんのこと、図書館と連携し、量や質の不足を補うことも必要となります。団体貸出冊数等は徐々に増加していますが、さらにお互いの情報共有と連携を推し進めることが必要です。図書館では、中学生や高校生に向けての「ヤングアダルトコーナー」の設置や、市内公立中学校の全生徒に対しておすすめの本をまとめた図書館報の配布に取り組んできました。また、市内公立中学校と連携し、読み聞かせも行っています。

しかし、第1章「5 逗子市における子どもの読書状況」にも記述したとおり、モバイル端末の急速な普及等子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、読書への興味、関心が低くなっています。アンケート調査では、自由な時間の過ごし方として「ゲーム」、「テレビ」、「勉強」、「インターネット」が半数を占め、「読書」は、小学5年生が6番目、中学2年生が9番目の序列であって、興味、関心の低さが目立ちます。

反面、読書が「とても好き」、「好き」の割合が最も低い中学2年生の階層でも6割を超えていることから、図書館と学校が連携を図り、その世代の読書への潜在的な意識を高めるために、例えば、ビブリオバトル（本の紹介コミュニケーションゲーム）の開催のような子どもたちにとって新たな切り口での働きかけは有効だと思われます。

【読書が好きですか？（中学2年生）】



また、図書館では、何らかのハンディキャップがある、又は母語が日本語でないといった理由等で読書活動に支援を必要とする子どもへの働きかけを継続して行い、障がいのある子どもが利用できる資料や外国語で書かれた絵本、児童図書を学校へ貸し出しています。令和2年8月には、文字の代わりに視覚的な図記号によって、誰にでもわかりやすく情報の伝達を行うことができるピクトグラムで「ようこそ逗子市立図書館へ（やさしい利用案内）」を作成し、障がいの有無にかかわらず、読書に親しむための環境整備に努めました。

令和3年度には、高齢者を対象に布絵本製作講座を開催し、参加者の皆さんに図書館に所蔵する布絵本を手作りしていただき、障がい者の読書活動にご理解、ご協力をいただきました。

図書館が担う推進の方策として、図書館のDXである電子図書館の導入があります。まず、来館しなくてもサービスが受けられることから、図書館や分室との地理的条件やコロナ禍のような感染症や災害時等においてもアクセスの問題が緩和されます。また、コンテンツの拡充によって、読書だけではなく教材としての利用も可能なことから、学校図書館の機能をサポートすることで学校との連携がより有益なものとなります。さらに、電子図書館が持つアクセシビリティ*機能は、タブレット端末等を使用することで、文字の拡大、音声読み上げ、色の反転といったことが可能となることから、読書バリアフリー法が目指す環境整備の一助となり得るものです。このような導入によるメリットやDXという時代の要請を考慮すれば、電子図書館が持つ可能性は注目に値するものだと思います。

* アクセシビリティ 近づきやすい、使いやすい、利用しやすいの意

Ⅲ 学校等における読書活動の推進

【目標】

学校図書館は、「読書センター、学習センター、情報センター」としての3つの機能を有しており、学習指導要領の総則において、指導に当たって配慮する事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童（生徒）の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が記述されています。更に、GIGAスクール構想の進展や探求学習の推進等デジタル化による社会環境の変化、障がいのある子や日本語指導が必要な子等多様な子どもたちの読書機会の確保といった新たな課題への対応についても、学校図書館は時代に即した整備・充実が求められています。

したがって、これまでの学校図書館の活用の蓄積（アナログ）にICT活用教育（デジタル）が加わり、補完しあうことで、子どもたちが学習を進める上での様々なアプローチが可能となり、状況に合わせた選択ができるように環境を整えることが重要です。そのために、館長としての学校長をはじめ、教職員、司書教諭、学校司書という直接学校図書館に携わる人々や地域のボランティアの協働・協力、又は図書館との連携や教育委員会のバックアップといった学校図書館を支える体制が必要となります。

『成果と課題』

幼稚園や保育園では、日常的に園児への読み聞かせが行われ、本に親しむ環境はある程度整備されています。アンケート調査では、「読書に関心を持つためには、幼稚園や保育園にどのようなことを望むか。」という問いに対して、1位が「教諭・保育士による読み聞かせ」の69.9%でした。次いで、42.1%が「よい絵本等の紹介」を希望しており、前回の調査とほぼ同じ傾向となっています。

幼稚園や保育園と図書館との連携は、小学校や中学校と比較してやや希薄であるため、お互いの情報を共有し、図書館のブックリストやリサイクル本の提供などを行い、子どもが本に親しむことを更に後押しする必要があります。

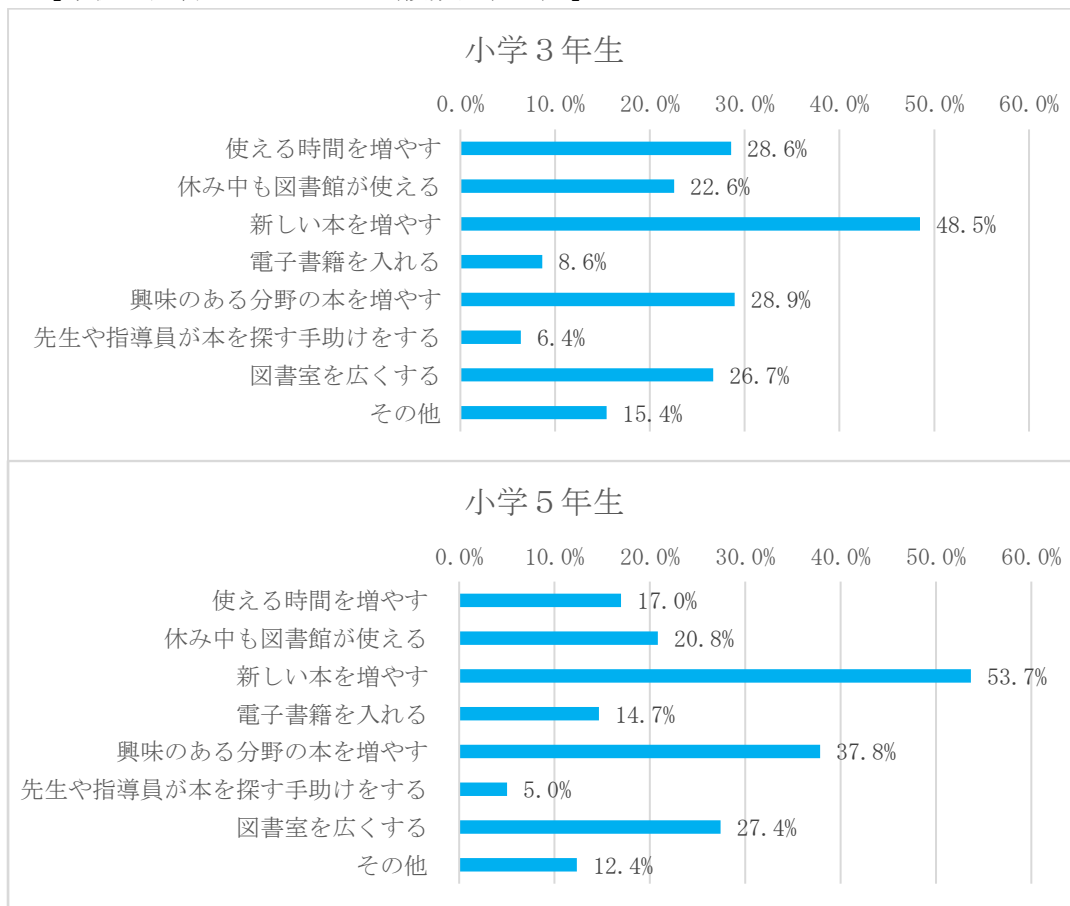
市立小・中学校全校の学校図書館には、司書教諭や司書資格を有する学校図書館指導員が配置され、資料の整備や読書指導、授業における学習活動の支援を行っています。図書館指導員は、図書館職員との合同研修を年5回行い、互いのスキルアップと連携の強化に力を入れています。また、令和5年度から蔵書管理をシステム化することによって、「情報センター」としての役割が向上し、他の学校図書館や図書館との連携の強化も期待できます。

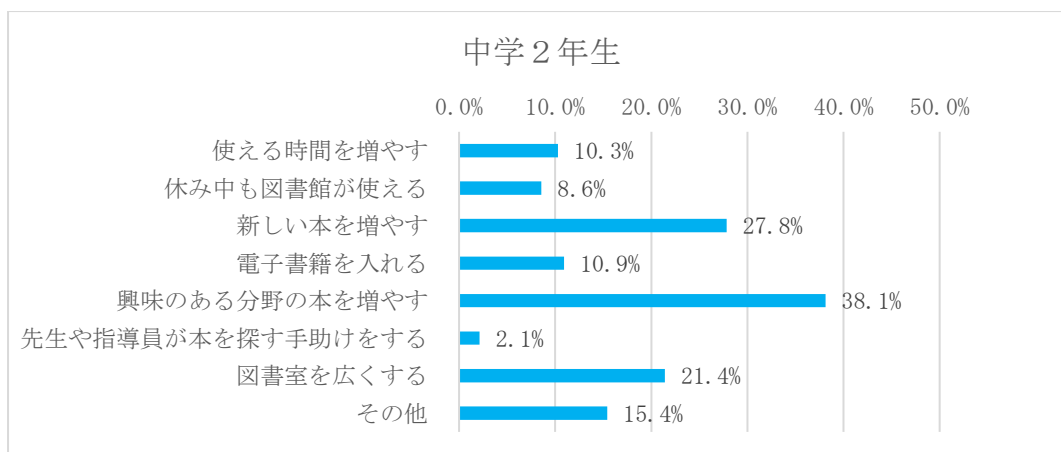
一方で、課題も少なからず存在します。一般に朝の読書（朝読）時間数が減少傾向にあると言われており、学校図書館も現状では学年が上がるにつれて利用頻度や借りる冊数が減少し、ほとんど利用しない、又はほとんど借りない層も一定の割合を占めている等、学校での読書が減少しています。現在市立小・中学校では、文部科学省が定める学校図書館図書標準の標準冊数を上回る蔵書数を保持していますが、蔵書内容は各校様々であり、全ての学校が良好な資料の状態を維持し、必要な廃棄・更新が十分に行われているとは限りません。

また、児童・生徒自身が勉強やクラブ活動等で多忙であることや、学校図書館指導員が週15時間の短時間勤務であることから、学校図書館の利活用に際して、ある程度の時間的制約は存在しています。

アンケート調査では、「学校図書館に望むこと」として小・中学生共に「新しい本を増やす」、「興味のある分野の本を増やす」の蔵書に関する事柄が上位となり、併せて利用時間の拡大についても要望があることが分かりました。この結果は、ある程度現状の課題を反映していると考えられます。

【学校の図書室に望むこと（複数回答可）】





図書館では、学校との連携事業として、授業の単元に合わせた長期の貸出である学校長期貸出や団体貸出、リサイクル本の提供等で学校への資料提供を充実させるよう取り組んでいます。学校長期貸出・団体貸出は、全小・中学校で合わせて2,000冊を超えて利用されています。

また、通常の授業だけでなく、学校における郷土学習を進めるためには、返子に関する資料の整備、充実も必要です。学校図書館が適切な資料の構成と規模を備えるよう努めるとともに、図書館もより学校が使いやすい資料提供の体制を整え、サポートするために、司書教諭、学校図書館指導員と密に連絡を取り合う必要があります。

学校と図書館の連携については、文部科学省から、1人1台端末の環境を活かし、公立図書館と連携した電子書籍の利活用が学習活動に効果的であり、積極的に検討すべきであるという考え方（「1人1台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について」令和4年8月2日事務連絡）が示されています。例えば、電子図書館の「読み放題パック」等の一斉使用が可能なマルチライセンス型のサービスを使っての朝読や教材としての資料閲覧を行っている例もあります。さらに、調べ学習や家庭での活用等時間や場所を選ばない学習活動にも役立てることが出来ます。また、前述したようなアクセシビリティ機能によって、特別支援教育の場での活用も考えられます。電子図書館が、学校図書館の3つの機能を補完するような働きをすることができれば、大変意義のあるシステムと言えます。そのためには、学校教育と社会教育（図書館）の連携を深めることが前提となります。

教職員や学校図書館指導員のほか、学校での読書活動の推進を支える人材として、読み聞かせや学校図書館の運営に携わるボランティアの存在がありますが、その受入れや研修などについては未整備な部分もあります。子どもと直接ふれあい、本の渡し手となるボランティアを養成し、活躍してもらうために、学校と図書館が連携を取りながら研修体制等を整備していく必要があります。

子どもたちにとって、学校は家庭に次いで読書をする場所であり、学校を中心とした取組は、子どもの読書活動の推進に非常に重要な役割を持っています。市立学校だけではなく、私学、幼稚園や保育園、高校とも連携を図るため、まずは図書館からの情報提供を行いながら、なるべく多くの子どもが本を身近に感じられるように多様なネットワークの構築を目標に取り組まなければなりません。

Ⅳ 関係機関・団体等と連携した読書活動の推進

【目標】

家庭や地域、学校等での読書活動を推進するとともに、子どもに関わる多くの関係機関や団体と図書館が互いに連携・協力して、子どもの読書活動を推進します。

また、図書館では、子どもの読書活動に関わる多くのボランティア団体の重要性を認識し、その取組に対する意義や必要性を理解して連携・協力を図ります。

子どもの読書活動を推進するために関係機関や団体においては、子どもが身近に本にふれることができる環境を整備し、保護者等への啓発に取り組みます。

『成果と課題』

逗子市では、子どもの読書に関わる多くのボランティア団体が活躍しており、図書館も、月例のおはなし会をはじめ、夏休みや冬休みのおはなし会等でボランティア団体と協働で事業を行っています。

図書館からの情報発信や、相互の情報を共有するために、既存のボランティア団体との連携・協力を図るとともに、毎年ボランティアの活動状況をまとめ、関係機関に配布して、新たなボランティア活動の啓発支援を行っています。これまで取組の一環として、既存団体との連絡会を行ってきましたが、残念ながら、新型コロナウイルス感染対策のために、令和2年度以降は開催することができませんでした。

市内の子どもに関わる施設としては、体験学習施設スマイル、療育教育総合センター、放課後児童クラブ、ふれあいスクール、ほっとスペース、子育て支援センター、放課後デイサービスなどがあります。子どもが本に接する機会を増やすため、このような施設において、本が身近に感じられる環境を整備し、保護者に対しても読書が推奨されることを企図して、お互いの情報共有を進め、図書館のおすすめ本のリストや情報提供を行いながら、子どもの読書活動の推進に役立つように取り組んでいきます。

逗子市子どもの読書活動推進計画 【具体的な取組】

I 家庭・地域における読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭における子どもと本との出会い

項目番号	取組内容	関係する所管課
1	乳幼児を対象とする読書推進・図書館利用啓発事業の実施	子育て支援課・図書館
2	市が発信する子育て情報と連携した読書啓発	子育て支援課・図書館
3	子育て支援施設での読書に関する情報提供や啓発	子育て支援課・図書館

(2) 保護者に対する読書のすすめ

項目番号	取組内容	関係する所管課
4	読み聞かせや読みあいの啓発による読書の習慣化の推進	子育て支援課・学校教育課・図書館
5	保護者向けのブックトークや読み聞かせ講座などの企画開催	図書館
6	「ファミリー読書」など家庭での読書の重要性の啓発	図書館

2 地域における読書活動の推進

(1) 図書館分室における読書関連事業の充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
7	分室に合わせた児童資料の充実、蔵書構成、配架、レイアウトの工夫	図書館
8	児童書の効果的なテーマ展示の実施	図書館
9	図書館職員やボランティアによるおはなし会の開催	図書館
10	子どもの読書に関する情報提供	図書館

(2) 子ども関連施設や公共施設における読書関連事業の充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
11	施設内の図書コーナー充実	子育て支援課・保育課・療育教育総合センター
12	子どもの読書に関する情報提供	子育て支援課・保育課・療育教育総合センター
13	図書館のリサイクル本の活用	子育て支援課・保育課・療育教育総合センター
14	読書に関するイベントの実施	子育て支援課・保育課・療育教育総合センター

Ⅱ 図書館における読書活動の推進

1 図書館における読書活動の推進

(1) 発達段階に応じたサービス、行事の充実

◆ 未就学児（乳児・幼児）

項目番号	取組内容	関係する所管課
15	小さな子どもを対象としたおはなし会やイベントの開催と内容の検討	図書館
16	幼稚園や保育園の図書館訪問の受け入れ	保育課・図書館

◆ 児童（小学生）

項目番号	取組内容	関係する所管課
17	小学生対象の各種行事開催と内容の充実	図書館
18	図書館資料を使った調べ方に関する行事や図書館利用ガイダンスの実施、パンフレットの作成	学校・図書館
19	小学生向け推薦本リストの作成と配布	学校・図書館
20	おはなし会の実施内容の検討	図書館

(2) ヤングアダルトサービスの充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
21	ヤングアダルト世代を対象とした効果的な展示の実施	図書館
22	ヤングアダルト世代を対象としたブックリストの作成と配布	学校・図書館
23	ヤングアダルト世代を対象としたSNSなどによる情報発信	図書館
24	ヤングアダルト世代が興味を持つ各種行事の開催	学校・図書館

(3) 図書館の体制づくりと機能の充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
25	計画的な資料の購入	図書館
26	子どものレファレンス事例の分類整理	学校・図書館
27	児童サービス担当職員の研修受講	図書館
28	図書館ホームページによる子どもへの情報発信	図書館

2 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

(1) 障がいのある子どもの読書活動の推進

項目番号	取組内容	関係する所管課
29	障がいのある子どもたちの読書推進のための方策の検討	療育教育総合センター・図書館
30	障がいのある子どもが利用できる資料の充実	療育教育総合センター・図書館
31	障がいのある子どもたちの図書館利用に係る環境整備	図書館

(2) 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援

項目番号	取組内容	関係する所管課
32	日本語を母語としない子どもたちの実態把握と提供できるサービスの検討	図書館
33	外国語で書かれた絵本や児童図書の蔵書の充実	図書館
34	外国語パンフレットの作成と配布	図書館

3 学校・ボランティア団体との連携

(1) 学校との連携

項目番号	取組内容	関係する所管課
35	子どもの読書に係る学校関係者との意見交換	学校・図書館
36	子ども向け郷土資料の収集及びパスファインダーの作成	学校・図書館
37	学校向け団体貸出サービスの充実と体制の整備	図書館
38	学校の授業計画や年間行事の把握	学校教育課・学校・図書館
39	学校の希望に応じた図書館職員によるおはなし会やブックトークの実施	図書館
40	学校の読書活動に関わるボランティアの育成支援	学校教育課・学校・図書館
41	私立学校に対する読書活動の啓発や情報提供	図書館
42	市内高等学校との交流や情報交換	図書館

(2) 保護者、ボランティア団体への情報提供・支援

項目番号	取組内容	関係する所管課
43	ボランティア団体との交流と情報交換の実施	学校・図書館
44	図書リスト「読み聞かせおすすめの本」などの作成と配布	学校・図書館
45	おはなし講座（読み聞かせ、すばなし、ブックトーク等）の開催	図書館

Ⅲ 学校等における読書活動の推進

1 幼稚園・保育園における読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育園における読書活動の推進

項目番号	取組内容	関係する所管課
46	幼稚園や保育園での読み聞かせの実施	保育課・幼稚園 ・保育園
47	家庭における読み聞かせの啓発	保育課・幼稚園 ・保育園
48	子どもの読書に関する情報提供	保育課・幼稚園 ・保育園・図書館
49	ボランティアや図書館職員による訪問おはなし会、図書館内の見学やおはなし会の企画	保育課・幼稚園 ・保育園・図書館

(2) 幼稚園・保育園における読書環境の整備・充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
50	発達段階に応じた絵本や紙芝居の収集と提供	保育課・幼稚園 ・保育園
51	図書館の団体貸出制度の活用	保育課・幼稚園 ・保育園・図書館

2 学校における読書活動の推進

(1) 読書習慣の確立と読書指導の充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
52	図書館、学校図書館を利活用した学習の実施	学校
53	「朝の読書」などの一斉読書活動の実施	学校
54	読み聞かせの実施	学校
55	保護者への読書に関する情報発信と啓発活動	学校
56	「学校図書館だより」発行などの広報活動の実施	学校
57	「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」に関連する行事の実施	学校
58	図書委員会活動の充実	学校

(2) 学校図書館の体制・機能の充実

◆ 資料の充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
59	子どもの学習活動・読書活動に対応する蔵書の充実、計画的な資料の購入	学校教育課・学校
60	選書基準、廃棄基準及びマニュアルの作成又はバージョンアップ	学校教育課・学校
61	学年に応じた読み物や紙芝居などの蔵書の充実	学校
62	調べ学習に役立つ資料の充実	学校
63	図書館の団体貸出制度の活用	学校
64	図書館のリサイクル本の活用	学校

◆ 体制・機能の充実

項目番号	取組内容	関係する所管課
65	学校図書館運営について学校間での情報交換や図書館との連携	学校教育課・学校・図書館
66	ボランティアとの協働による学校図書館活動の充実	学校
67	学校図書館指導員の継続配置	学校教育課・市立学校
68	司書教諭の継続配置	学校教育課・市立学校
69	司書教諭と学校図書館指導員の合同研修や情報交換の実施	学校教育課・市立学校
70	読みたい本が探しやすく、子どもにとってより使いやすい配架の工夫	学校

3 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

(1) 障がいのある子どもの読書活動の推進

項目番号	取組内容	関係する所管課
71	障がいのある子どもたちへの読書推進のための方策の検討	学校教育課・学校
72	障がいのある子どもが利用できる資料の蔵書の充実	学校

(2) 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援

項目番号	取組内容	関係する所管課
73	日本語を母語としない子どもたちへ提供できるサービスの検討	学校教育課・学校
74	外国語で書かれた絵本や児童図書の蔵書の充実	学校

4 図書館との連携

項目番号	取組内容	関係する所管課
75	図書館の学校向け団体貸出サービスの活用	学校
76	ボランティアや図書館職員による訪問おはなし会やブックトークなどの実施	学校
77	図書館見学や図書館利用ガイダンスの実施	学校

5 学校図書館のネットワーク化

項目番号	取組内容	関係する所管課
78	学校図書館資料のデータベース化	学校教育課・学校
79	学校図書館間の資料の相互貸借	学校教育課・学校
80	学校図書館と図書館をつなぐ物流の確保	学校教育課・学校 ・図書館

Ⅳ 関係機関・団体等と連携した読書活動の推進

(1) 関係機関・団体等と図書館が連携した推進のための取組

項目番号	取組内容	関係する所管課
81	図書館の団体貸出サービスのPR	図書館
82	ボランティア団体と連携した活動	図書館
83	子どもに関わる機関や団体の実施するイベントへの協力（展示など）	図書館
84	施設での読み聞かせなど啓発活動の実施	図書館

(2) 関係機関・団体等への啓発・情報提供

項目番号	取組内容	関係する所管課
85	子どもに関わる機関や団体の読書活動の実態把握	図書館
86	子どもに関わる機関や団体への読書活動の啓発	図書館
87	子どもに関わる機関や団体への図書館の情報の提供	図書館

Ⅴ 計画の進行管理

項目番号	取組内容	関係する所管課
88	個々の成果の検討と評価	図書館

資料編

- 子ども読書活動に関するアンケート調査概要
- アンケート用紙（幼児の保護者用）
- アンケート用紙（小学校3年生用）
- アンケート用紙（小学校5年生・中学校2年生用）

子ども読書活動に関するアンケート調査概要

1 調査の目的

本調査は、第一次逗子市子どもの読書活動推進計画立案のため、2011年（平成23年）6月に実施された「読書に関するアンケート調査」以後の子どもの読書活動の実態を調査・把握して、第三次逗子市子どもの読書活動推進計画の基礎資料とし、今後の読書活動の推進に資するよう実施する。

2 調査対象者

- (1) 逗子市内の幼稚園・保育園に在籍する幼児（5～6歳児）の保護者
- (2) 市内の公立、私立小学校に在籍する小学3年生
- (3) 市内の公立、私立小学校に在籍する小学5年生
- (4) 市内の公立、私立中学校に在籍する中学2年生

3 調査を依頼した幼稚園・保育園・学校

(1) 幼稚園

かぐのみ幼稚園、逗子幼稚園、聖マリア幼稚園、聖和学院幼稚園、第二逗子幼稚園

(2) 保育園

湘南保育園、小坪保育園、双葉保育園、沼間愛児園、桜山保育園、湘南アイルド逗子保育園、逗子なないろ保育園

※ 幼稚園・保育園のうち、3園が新型コロナウイルス感染拡大防止のため辞退

(3) 小学校

逗子小学校、沼間小学校、久木小学校、小坪小学校、池子小学校、聖マリア小学校

(4) 中学校

逗子中学校、久木中学校、沼間中学校、逗子開成中学校、聖和学院中学校

4 実施期間

令和4年1月21日(金)から2月8日(火)まで

5 調査方法

幼稚園・保育園、学校単位でアンケート用紙の配布と取りまとめを依頼し、図書館が回収する。

6 回収率

(対象者)	(調査対象数)	(有効回答数)	(回収率)
幼児の保護者	336人	133人	39.6%
小学3年生	461人	266人	57.7%
小学5年生	467人	259人	55.5%
中学2年生	670人	467人	69.7%
合計	1,934人	1,125人	58.2%

あなたは、お子さんにどんな本を読んであげていますか？

このアンケートは、逗子市教育委員会が「第三次 逗子市子どもの読書活動推進計画」を作るために、幼稚園や保育園の年長組のお子さんと保護者のみなさんの読書習慣や図書館の利用状況などについて、調べるためのものです。質問に答えてあてはまる□に☑をつけてください。ご協力をお願いします。

お子さんの幼稚園または保育園名を教えてください。（お子さんの名前は書かなくてよいです）

_____[園名] _____ 幼稚園・保育園

I. お子さんの普段の読書について教えてください。

問1. お子さんは絵本や本が好きですか？

- 1. とても好き
- 2. 好き
- 3. あまり好きではない
- 4. きらい

問2. あなた（あるいは家族のどなたか）は、お子さんにどれくらい紙の絵本や本を読んであげていますか？ 最もあてはまるものを1つ選んでください。

- 1. 毎日読む
- 2. 2～3日に1度くらい
- 3. 1週間に1度くらい
- 4. ほとんど読んであげない

問3. あなたは、12月中に何冊くらいお子さんに紙の絵本や本を読んでもらいましたか。（雑誌、マンガはのぞく）

- 1. 10冊以上
- 2. 6～9冊
- 3. 3～5冊
- 4. 1～2冊
- 5. 読んであげなかった → 問5に進んでください

問4. 12月中に読んだ紙の絵本や本は、どこで手に入れましたか？（いくつでも）

- 1. 家にあった
- 2. 購入した
- 3. 友だちに借りた
- 4. 幼稚園や保育園で借りた
- 5. 図書館や分室で借りた
- 6. その他（ ）

問5. (問3で「読んであげなかった」と答えた人におたずねします。) お子さんに、ほとんど絵本や本を
読んであげないのはどうしてですか？（いくつでも）

- 1. 子どもがテレビやゲーム、外遊びなどの方が好きだから
- 2. 子どもの習い事などで忙しくて読む時間がない
- 3. 子どもが絵本や本を読むのは好きではない
- 4. 自分（保護者）が家事・仕事で忙しく読んであげる時間がない
- 5. 自分（保護者）が絵本や本の読み聞かせに自信がない
- 6. 子どもに読みたいと思う絵本や本がない
- 7. どんな絵本や本を読めばよいかわからない
- 8. 本を買うのにお金がかかる
- 9. 図書館が遠くて行けない
- 10. その他（ ）

問6. ファーストブック又はブックスタートを受けられましたか？

- 1. 逗子市で受けた
- 2. 他市町村で受けた
- 3. 受けていない → 問8へ進んでください
- 4. ファーストブック又はブックスタートについて知らない → 問8へ進んでください

問7. ファーストブック又はブックスタートはお子さんに絵本を読むきっかけとなりましたか？

- 1. よいきっかけとなり、今も絵本をよく読んでいる
- 2. 子どもがあかちゃんときは絵本を読んだが、今はあまり読んであげていない
- 3. 絵本を読むきっかけにはならなかった

問8. パソコンやスマートフォン、タブレットをお子さん（保護者が一緒に使う時も含む）が使うことが
ありますか？

- 1. よく使う（ほぼ毎日）
- 2. ときどき使う（週に1～2度くらい）
- 3. ほとんど使わない（月に数回くらい） → 問10へ進んでください
- 4. 使わない → 問10へ進んでください

問9. (問8で「よく使う」「ときどき使う」と答えた人におたずねします。)パソコンやスマートフォン、タブレットを、どのように使いますか? 3つまでお選びください。

- 1. 動画視聴
- 2. 知育アプリ (おえかきソフトなど)
- 3. 電子書籍
- 4. ゲーム
- 5. その他 ()

II 図書館や分室の利用について教えてください。

問10. お子さんのために、図書館や分室をどのくらい利用しますか?

- 1. ほぼ毎日
- 2. 1週間に2~3回くらい
- 3. 1週間に1回くらい
- 4. 1か月に1~2回
- 5. 2~3か月に1回くらい
- 6. ほとんど利用しない → 問12に進んでください。

問11. 図書館や分室に行く目的は何ですか? (いくつでも)

- 1. 子どもに本や雑誌を読んだり、子どもの本や雑誌を借りたりするため
- 2. 子どもが図書館でCD・DVDを利用したり、借りたりするため
- 3. 子どもがおはなし会に参加するため
- 4. 子どもが映画会などの行事に参加するため
- 5. その他 ()

問12. お子さんが、読書に関心を持つためには、図書館や分室にどのようなことを望まれますか?
(いくつでも)

- 1. 子ども向けの絵本や本をもっと増やしてほしい
- 2. 子ども向けの電子書籍を入れてほしい
- 3. 子ども向けのCD・DVDをもっと増やしてほしい
- 4. どんな絵本や本を子どもに読んであげればよいか教えてほしい
- 5. 子ども向けのおはなし会や映画会や講座などをもっと開いてほしい
- 6. 親子が利用できるスペース (読書スペース) を増やしてほしい
- 7. 子どもの本に詳しい職員が親切に対応してほしい
- 8. その他 ()

Ⅲ. 幼稚園や保育園の本の利用について教えてください。

問13. 幼稚園や保育園で1か月に何冊くらいの本を借りていますか？

- 1. 10冊以上
- 2. 6～9冊
- 3. 3～5冊
- 4. 1～2冊
- 5. ほとんど借りない（本の貸出は行っていない）

問14. お子さんが読書に関心を持つためには、幼稚園や保育園にどのようなことを望まれますか？
（いくつでも）

- 1. 教諭・保育士による読み聞かせ
- 2. ボランティアによる読み聞かせ
- 3. 保護者向けの絵本や紙芝居の読み聞かせ講座等の開催
- 4. よい絵本等の紹介（ブックリスト等の配布など）
- 5. 絵本コーナーや図書室の設置、充実
- 6. その他（）



これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

なお、このアンケートの回答用紙は、封筒に入れて園に提出してください。

（提出期限） 2022年2月8日（火）

あなたはどんな本を読んでいますか？

このアンケートは、逗子市教育委員会が「第三次 逗子市子どもの読書活動推進計画」を作るために、小学生のみなさんがどれだけ、どのような本を読んでいるかなどを調べるためのものです。質問に答えて、あてはまる□に☑をつけてください。

学校名を教えてください。(名前は、書かなくてよいです)

[学校名] _____ 学校 _____ [学年] _____ 3年生 _____

I. あなたのふだんの読書について教えてください。

問1. あなたは、読書がすきですか？

- 1. とてもすき
- 2. すき
- 3. あまりすきではない
- 4. きらい

問2. あなたは、どこで(どんな時に)本を読みますか？ 1ばん多く本を読む場所(時間)を1つえらんでください。

- 1. 学校の読書の時間
- 2. 学校の休み時間
- 3. 図書館や分室で
- 4. 家にいるとき
- 5. 電車やバスに乗っているとき
- 6. その他(_____)

問3. あなたは、学校や家にいるときに、どのくらい紙の本を読んでいますか？ 1つえらんでください。(教科書、学習参考書、ざっし、マンガはいれません)

- 1. 毎日読む
- 2. 2～3日に1度くらい
- 3. 1週間に1度くらい
- 4. ほとんど本を読まない

問4. あなたは、12月中に何さつ紙の本を読みましたか。(教科書、がくしゅうさんこうしょ学習参考書、ざっし、マンガはいれません)

- 1. 10さつ以上
- 2. 6～9さつ
- 3. 3～5さつ
- 4. 1～2さつ
- 5. 読まなかった → 問6に進んでください。

問5. 12月中に読んだ紙の本は、どこで手にいれましたか? (いくつでも)

- 1. 家にあった
- 2. 買ってもらった、または、買った
- 3. 友だちにかりた
- 4. 学校の図書室でかりた
- 5. がっきゅうぶんこ学級文庫の本
- 6. としよかん図書館や分室でかりた
- 7. その他 ()

問6. (問4で「読まなかった」と答えた人におたずねします。)

本を読まないのはどうしてですか。(いくつでも)

- 1. テレビやゲーム、外遊あそびなどほかにおもしろいことがあるから
- 2. べんきょう勉強やクラブ活動かつどう、じゆく、なら習い事などで読む時間がないから
- 3. 本を読むのがすきではないから
- 4. 家ではだれも本を読んでいないから
- 5. どんな本を読めばよいかわからないから
- 6. 本を買うのにお金がかかるから
- 7. としよかん図書館や分室が遠くて行きにくいから
- 8. その他 ()

問7. あなたはパソコンやスマートフォン、タブレットで、本を読みますか? (教科書、がくしゅうさんこうしょ学習参考書、ざっし、マンガはいれません)

- 1. 読む → 問8に進んでください。
- 2. 読まない → 問9に進んでください。

問8. (問7で「読む」と答えた人におたずねします。)あなたはパソコンやスマートフォン、タブレットで、どのくらい本を読んでいますか? 1つえらんでください。(教科書、がくしゅうさんこうしょ学習参考書、ざっし、マンガはいれません)

- 1. 毎日読む
- 2. 2～3日に1度どくらい
- 3. 1週間に1度どくらい
- 4. ほとんど読まない

問9. (問7で「読まない」と答えた人におたずねします。)パソコンやスマートフォン、タブレットで、本を読まないのはどうしてですか？(いくつでも)

- 1. インターネットをつかっていないから
- 2. パソコンやスマートフォン、タブレットをもっていないから
- 3. 本を読むのがすきではないから
- 4. 紙の本が読みやすいから
- 5. どうやったら本が読めるかわからないから
- 6. 読みたい本がないから
- 7. 本を読むのにお金がかかるから
- 8. テレビやゲーム、外遊びなどほかにおもしろいことがあるから
- 9. 勉強やクラブ活動、じゅく、習い事などで読む時間がないから
- 10. その他 ()

II. 図書館や分室の利用について教えてください。

問10. どのくらい、図書館や分室に行きますか？

- 1. ほぼ毎日
- 2. 1週間に2～3回くらい
- 3. 1週間に1回くらい
- 4. 1か月に1～2回
- 5. 2～3か月に1回くらい
- 6. ほとんど利用しない

問11. 図書館や分室には、何のために行きますか？(いくつでも)

- 1. 学校の授業や宿題の調べものをするため
- 2. 本やざっしを読んだり、かりたりするため
- 3. 勉強(自習)をするため
- 4. 図書館でCD・DVDを利用したり、かりたりするため
- 5. 図書館でインターネットを利用するため
- 6. おはなし会にさんかするため
- 7. 映画会などの行事にさんかするため
- 8. その他 ()

問12. 図書館や分室にしてほしいことはどんなことですか？(いくつでも)

- 1. 小学生むけの本をもっとふやしてほしい
- 2. 電子書籍を入れてほしい
- 3. 小学生むけのCD・DVDをもっとふやしてほしい
- 4. どんな本がおもしろいか、役立つか教えてほしい
- 5. 調べものをするときに、どの本で調べればよいか教えてほしい

- 6. 小学生むけの映画会やこうざをもっと開いてほしい
- 7. 小学生が利用できるスペース（読書スペース）をふやしてほしい
- 8. 閲覧席をふやしてほしい
- 9. 子どもの本に詳しい人に、本のことについて、ていねいに教えてほしい
- 10. その他（)

Ⅲ. 学校の図書室の利用について教えてください。

問 1 3. 学校の図書室をどのくらい利用しますか？

- 1. ほぼ毎日
- 2. 1週間に3～4回くらい
- 3. 1週間に1～2回くらい
- 4. 1か月に1～2回
- 5. 1学期に1回くらい
- 6. ほとんど利用しない

問 1 4. 学校の図書室で1か月にだいたい何さつくらいの本をかりていますか？

- 1. 10さつ以上
- 2. 6～9さつ
- 3. 3～5さつ
- 4. 1～2さつ
- 5. ほとんどかりない

問 1 5. 学校の図書室にしてほしいことはどんなことですか？（いくつでも）

- 1. 図書室の使える時間をふやしてほしい
- 2. 春休み、夏休み、冬休み中にも図書室が使えるようにしてほしい
- 3. もっとたくさん新しい本をおいてほしい
- 4. 電子書籍を入れてほしい
- 5. 自分のきょうみがある分野の本をふやしてほしい
- 6. 先生や学校図書館指導員が本をさがす手助けをしてほしい
- 7. 図書室がもっと広ければよいと思う
- 8. その他（)

これでアンケートはおわりです。ごきょうりよくありがとうございました。

アンケートは、封筒に入れて提出してください。

（提出期限）2022年2月8日（火）



小学校5年生用

中学校2年生用 読書に関するアンケート調査 2022年 1月実施

逗子市教育委員会
逗子市立図書館

あなたはどんな本を読んでいますか？

このアンケートは、逗子市教育委員会が「第三次 逗子市子どもの読書活動推進計画」を作るために、小学生や中学生のみなさんがどれだけ、どのような本を読んでいるかなどを調べるためのものです。質問に答えて、あてはまる□に☑をつけてください。ご協力をお願いします。

学校名と学年を教えてください。(名前は、書かなくてよいです)

[学校名] _____ 学校 [学年] _____ 年生

I. あなたのふだんの読書について教えてください。

問1. あなたは読書が好きですか？

- 1. とても好き
- 2. 好き
- 3. あまり好きではない
- 4. きらい

問2. あなたは、どこで(どんな時に)本を読みますか？ 1番多く本を読む場所(時間)を1つ選んでください。

- 1. 学校の読書の時間
- 2. 学校の休み時間
- 3. 図書館や分室で
- 4. 家にいるとき
- 5. 電車やバスに乗っているとき
- 6. その他(_____)

問3. あなたは、学校や家にいるときに、どのくらい紙の本を読んでいますか？ 最もあてはまるものを1つ選んでください。(教科書、学習参考書、雑誌、マンガはのぞく)

- 1. 毎日読む
- 2. 2～3日に1度くらい
- 3. 1週間に1度くらい
- 4. ほとんど読まない

問4. あなたは12月中に紙の本を何冊読みましたか。(教科書、学習参考書、雑誌、マンガはのぞく)

- 1. 10冊以上
- 2. 6～9冊
- 3. 3～5冊
- 4. 1～2冊
- 5. 読まなかった → 問6に進んでください。

問5. 12月中に読んだ紙の本は、どこで手にいれましたか? (いくつでも)

- 1. 家にあった
- 2. 買ってもらった、または、買った
- 3. 友だちに借りた
- 4. 学校の図書室で借りた
- 5. 学級文庫の本
- 6. 図書館や分室で借りた
- 7. その他 ()

問6. (問4で「読まなかった」と答えた人におたずねします。)

ほとんど本を読まないのはどうしてですか。(いくつでも)

- 1. テレビやゲーム、外遊びなどほかにもおもしろいことがあるから
- 2. 勉強やクラブ活動、塾、習い事などで読む時間がないから
- 3. 本を読むのが好きではないから
- 4. 家ではだれも本を読んでいないから
- 5. どんな本を読めばよいかわからないから
- 6. 本を買うのにお金がかかるから
- 7. 図書館や分室が遠くて行きにくいから
- 8. その他 ()

問7. 「電子書籍」という言葉を知っていますか。

- 1. 知っている ⇒ 問8へ
- 2. 知らない ⇒ 問12へ

問8. 電子書籍 (パソコンやスマートフォン、タブレットで読む本) を読んでいますか? (教科書や学習参考書、雑誌、マンガはのぞく)

- 1. 読む → 問9に進んでください。
- 2. 読まない → 問11に進んでください。

問9. (問8で「読む」と答えた人におたずねします。) あなたは、電子書籍をどのくらい読んでいますか? 1つえらんでください。(教科書、学習参考書、雑誌、マンガはのぞく)

- 1. 毎日読む
- 2. 2～3日に1度くらい

Ⅱ 図書館や分室^{ぶんしつ}の利用について教えてください。

問13. どのくらい、図書館や分室^{ぶんしつ}を利用しますか？

- 1. ほぼ毎日
- 2. 1週間に2～3回くらい
- 3. 1週間に1回くらい
- 4. 1か月に1～2回
- 5. 2～3か月に1回くらい
- 6. ほとんど利用しない

問14. 図書館や分室に行く目的は何ですか？（いくつでも）

- 1. 学校の授業^{じゅぎょう}や宿題の調べものをするため
- 2. 本や雑誌^{ざっし}を読んだり、借りたりするため
- 3. 勉強（自習）をするため
- 4. 図書館でCD・DVDを見たり、借りたりするため
- 5. 図書館でインターネットを利用するため
- 6. おはなし会に参加するため
- 7. 映画会^{えいがかい}などの行事に参加するため
- 8. その他（)

問15. 図書館や分室に希望することはどんなことですか？（いくつでも）

- 1. 小学生や中学生向けの本をもっと増^ふやしてほしい
- 2. 電子書籍^{でんししょき}を入れてほしい
- 3. 小学生、中学生向けのCD・DVDをもっと増^ふやしてほしい
- 4. どんな本がおもしろいか、役立つか教えてほしい
- 5. 調べものをするときに、どの本で調べればよいか教えてほしい
- 6. 小学生や中学生向けの映画会^{えいがかい}や講座^{こうざ}などをもっと開いてほしい
- 7. 小学生や中学生が利用できるスペース（読書スペース）を増^ふやしてほしい
- 8. 閲覧席^{えつらんせき}を増^ふやしてほしい
- 9. 子どもの本に詳しい人に、本のことについて、ていねいに教えてほしい
- 10. その他（)

Ⅲ. 学校の図書室の利用について教えてください。

問16. 学校の図書室をどのくらい利用しますか？

- 1. ほぼ毎日
- 2. 1週間に3～4回くらい
- 3. 1週間に1～2回くらい
- 4. 1か月に1～2回

- 5. 1学期に1回くらい
- 6. ほとんど利用しない

問17. 学校の図書室で1か月に何冊さつくらいの本を借りていますか？

- 1. 10冊さつ以上
- 2. 6～9冊さつ
- 3. 3～5冊さつ
- 4. 1～2冊さつ
- 5. ほとんど借りない

問18. 学校の図書室に希望することはどんなことですか？（いくつでも）

- 1. 図書室の使える時間を増ふやしてほしい
- 2. 春休み、夏休み、冬休み中にも図書室が使えるようにしてほしい
- 3. もっとたくさん新しい本をおいてほしい
- 4. 電子書籍でんししょくを入れてほしい
- 5. 自分の興味きょうみがある分野の本を増ふやしてほしい
- 6. 先生や学校図書館指導員がっこうとしよかんしどういんが本をさがす手助けをしてほしい
- 7. 図書室がもっと広ければよいと思う
- 8. その他（）



これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

アンケートは、封筒ふうとうに入れて学校に提出ていしゅつしてください。

（提出期限ていしゅつきげん）2022年2月8日（火）

第三次 逗子市子どもの読書活動推進計画
令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)



逗子市教育委員会教育部図書館

議案第5号

逗子市文化振興基本計画の改定について

逗子市文化振興基本計画の改定について、ご意見を賜りたい。

令和6年3月25日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

(改定案)

逗子市文化振興基本計画

<2024年（令和6年）3月改定版>

～「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」に向けて～

逗子市教育委員会

文化振興基本計画 目次

目次

I 計画の前提

1. 基本的な考え方

- (1) 計画策定の経緯 2
- (2) 計画の目的 3
- (3) 計画の構成と位置づけ 3
- (4) 計画の期間 3

2. 文化振興に取り組む背景

- (1) 文化の拠点となる施設の整備 4
- (2) 社会環境の変化 4
- (3) まちづくりにおける文化の重要性 5

3. 現状と課題

- (1) 現状 6
- (2) 課題 7

II 計画体系

1. 目標と基本方針 9

2. 施策の体系 10

3. 施策の柱と基本施策展開の方向性

(1) 地域文化の担い手の育成 ～市民が継承し、創造し、発展させる～

- (1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充 12
- (1) -② 市民のアートリテラシーの向上 13
- (1) -③ 地域文化振興の担い手育成 13

(2) 市民文化活動の活性化 ～市民の主体的活動をより豊かに～

- (2) -① 市民文化活動への支援の拡充 14
- (2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり 15
- (2) -③ 市民参画・協働型事業の充実 15

(3) 文化芸術に接する機会の拡充 ～すべての市民が文化にふれあうように～

- (3) -① 鑑賞機会の拡充 16
- (3) -② 体験や参加、参画機会の充実 17
- (3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ 17

(4) 文化資源の活用による地域づくり ～逗子の文化力を活かす～	
(4)-① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展	18
(4)-② 豊かな自然環境の活用	19
(4)-③ 人的資源の発掘と連携	19
(5) 文化情報の収集・発信・活用 ～市内の文化活動をつなげる～	
(5)-① 情報の収集	20
(5)-② 地域文化情報の発信	21
(5)-③ 情報の活用(ネットワークづくり)	21
(6) 文化振興のための環境づくり ～まちに文化があふれるように～	
(6)-① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備	22
(6)-② 施設・設備の充実等	23
(6)-③ 近隣市町との交流・連携	23

Ⅲ 計画の推進にあたって

1. 推進体制	24
2. 評価組織	25
3. 主な取り組み	25

Ⅳ 資料

1. 用語集	28
2. 関連法規等	30
3. アンケート調査概要	55

※本文中に「*」を付している語句については、P.28 用語集に解説があります。

また、実施済みまたは実施中(計画を含む)の事業及び施設などの固有名詞は『』で示します。

文化振興基本計画 本編

I 計画の前提

1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の経緯

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の丘陵に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる暮しやすい土地として古くから人々に愛されてきました。このような豊かな自然環境は、心豊かな生活を営む上での基盤となり、そのことが市民の様々な文化活動へとつながっています。

また、歴史的伝統的な文化の蓄積とともに、多くの文化人が逗子を愛し、生活や創作の拠点としてきた歴史、小説や映画の舞台となるまち、さらに市民の主体的な文化活動の広がりにより、文化が逗子の特徴として取り上げられるようになってきたといえます。

2001年（平成13年）に文化芸術振興基本法（以下「基本法」という。）が制定され、文化芸術を創造し、享受することは国民の権利であること、文化芸術振興施策の総合的推進や地方公共団体の文化行政における役割・責務が明文化されました。また、文化芸術が経済を発展させ、地域を活性化する力となることも指摘されました。さらに、文化政策は行政だけでなく、個人、団体、学校、企業（事業者）など様々な主体が参画・協働することにより展開する必要性も示されています。

基本法の制定を受けて、逗子市文化・教育ゾーン管理運営検討協議会などから、文化芸術活動の振興のための条例制定を求める声が出ました。2005年（平成17年）の逗子文化プラザホール（以下「ホール」という。）開館の年に「文化振興条例（仮称）検討委員会」を設置し、条例化へ向けた様々な検討が重ねられました。その過程では、市はこれまで生涯学習の枠組みのなかで文化振興に取り組んできましたが、文化を独立した行政分野として位置づけ、その振興に取り組むべきであることが指摘され、その根拠となる条例として、2009年（平成21年）に逗子市文化振興条例（以下「条例」という。）が制定されました。この条例は、文化における市民の権利を明文化するとともに、市の文化振興に関する施策の基本方針を定め、市の責務をより明確に示したものです。

その後、2011年（平成23年）3月には、条例第5条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「逗子市文化振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し

ましたが、2015年度（平成27年度）を始期とする逗子市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に伴い、2015年（平成27年）3月に改定を行いました。

今回は、2023年（令和5年）3月の総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定と、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化、取組の実績や課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策などを整理する必要があることから、改定を行うものです。

（2）計画の目的

この計画は、文化の担い手は市民であり、その主体性、自主性を尊重するという文化振興の基本理念を明確にするとともに、市民・団体・企業などと行政が、協働により文化振興を進めるための「指針・道標（みちしるべ）」となるものです。

また、条例第1条にあるとおり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的としています。

（3）計画の構成と位置づけ

本計画は、条例第5条に基づき、文化振興を総合的かつ計画的に推進するための体系や施策を示すものです。

また、本計画の策定にあたっては、総合計画基本構想・実施計画との整合に留意するとともに、その推進にあたっては、他の関連する行政計画との連携を図ります。

（4）計画の期間

総合計画の中期実施計画の実施期間が、2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）までの7年間であることから、本計画についてはその内容を踏まえて改定を行うため、2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）までの7年間の計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

2. 文化振興に取り組む背景

(1) 文化の拠点となる施設の整備

市民の文化活動の場としては、旧市民体育館・図書館及び図書館ホール・図書館分室・逗子小学校の建替により複合施設を整備する「文化・教育ゾーン（現逗子文化プラザ）整備事業計画」により、活動の中核的施設の整備が実現することになりました。

2004年度（平成16年度）から逗子小学校、図書館、ホール、市民交流センターが順次開館し、2009年度（平成21年度）にフェスティバルパークが完成したことで、文化プラザ全施設がオープンしました。そして、2014年度（平成26年度）からは、市の行財政改革ロードマップに従い、ホールが指定管理者制度に移行し、2015年度（平成27年度）からは市民交流センターも指定管理者制度に移行しました。市中心部の文化施設整備は、各地域の地域活動センター、コミュニティセンター、体験学習施設スマイルなどの地域活動の拠点と併せ、活動の多様化につながっています。特にホールについては、市内の文化活動の拠点として多くの市民が利用するとともに、多様な自主文化事業を行うことで、市の文化活動推進の大きな役割を担っています。今後もホールを中心に、市内の文化活動の活性化を目指します。

(2) 社会環境の変化

物質的豊かさから心の豊かさへといわれはじめてから既に長い時間が経過していますが、その後も人々の多忙な暮らしは、あまり変化していないように見受けられます。

逗子市においても、文化を創造し、享受する環境が十分に整っているとはいえません。逗子の文化環境を考えると、東京、横浜などへの通勤者のベッドタウンという性格を持つまちであることを十分考慮する必要があります。

そして少子高齢社会による人口の減少により社会に占める高齢者の存在が大きくなってきており、心豊かで生きがい満ちた生活が送れるよう、文化活動に積極的に参加し、享受できる仕組みづくりが必要です。

また、子どもたちは次世代の文化の担い手であり、その子どもたちの数が減少していることは、文化の継承、新しい文化の創造などの面から文化振興にとっても大きな課題と考えられます。これからは、子どもたちがより一層文化に目を向けることができるような働きかけや仕組みづくりをしていく必要があります。これには、学校教育との連携が不可欠です。

さらには多様な文化的背景を持った市民が互いに尊重し、認め合いながら交流する多文化の共生も求められています。特に、平成30年に制定された「障害者による文化芸術活動の推

進に関する法律」では、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進していくことを目指しています。また、これにあたっては、厚生労働省と文化庁が平成31年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

これらに加えて、前回の改定後、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が1年順延され、2021年に開催されることになったほか、各公共施設の休止や利用制限などもあり、多くの文化活動が中止や変更を余儀なくされるなど、文化芸術の分野にも多大な影響を及ぼしました。これらを教訓として、特に施設運営においては、常に文化活動が継続できるような環境・仕組みづくりの検討が必要だと考えられます。

また、地球環境問題の顕在化など、地球規模での環境の変化の中で、私たちが直接関わるものとして男女平等参画やバリアフリー*、ユニバーサルデザイン*など、一人ひとりの人権を尊重しながら、福祉的な視点も併せた人にやさしい社会の実現が常に求められています。

心豊かな活力ある社会の形成に、文化や芸術が果たす役割は欠かせません。そして、生活文化は日常の暮らしから生まれ、そこから発展、昇華した芸術などによって、生活が革新され癒されるという双方向性をもっています。

かつてのような経済成長が望めない時代、都市（地域）アイデンティティ*の形成、地域に新たな価値を創造するものとしても、改めて文化や芸術が注目されています。

これからの文化は、市民の生活の質、地域の活力などにもつながる非常に重要な役割を担うものとなり、よりその価値が高まると考えられます。

(3) まちづくりにおける文化の重要性

文化や芸術は、人々の創造性を育み、相互に理解し尊重し合う場を提供しながら、一方で多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。今後、文化は、国際化や情報化が急速に進む中で人々の自己認識の基点として、また、地域の個性創造の基点として、その役割が高まっていくことでしょう。

文化活動の主体は市民にありますが、文化は人やまちの潜在能力を引き出すものであり、地域の価値を創造し、広く伝えるものでもあります。したがって市としてその取り組むべき課題と事業の位置づけを明確にすることには、大きな意味があるものと考えています。

こうした考えに基づいて「文化都市・逗子」をビジョンとして掲げ、誰もが文化を創造し、享受できる取り組みを行っていくものです。

3. 現状と課題

(1) 現状

① ホールにおける文化事業展開

- ホールにおける自主文化事業については、指定管理者が事業全体のバランスや収支を考慮しながら市民ニーズを捉えて企画・実施します。文化振興所管課は、定期的なモニタリングによって指定管理者を指導し、指定管理者と協力して文化事業を展開することで、市民が文化芸術に接する機会を拡充します。
- 逗子文化プラザ〈ホール、図書館、市民交流センター、逗子小学校〉（以下「文化プラザ」という。）は、複合施設として、文化と生涯学習が相乗効果をあげながら、市内の文化拠点となり、情報発信を行っています。

② 生涯学習行政の一環としての文化振興の推進

- 市民や市民団体が自由な意思に基づき、文化活動の発表・展示・研究会の開催などを行っています。お互いに交流することで、地域の文化に触れ、新たな地域文化がつけられています。
- 文化プラザを中心に、市民や市民団体による文化活動が展開されてきています。また、地域活動センター、コミュニティセンター及び体験学習施設スマイルが、それぞれの地域の文化活動の拠点となっています。
- 2013年度（平成25年度）の『プレ・アートフェスティバル』から開始した『逗子アートフェスティバル』は、2018年（平成30年）から市民団体「逗子アートネットワーク」による運営が始まり、地域文化の担い手育成や市民の文化活動の活性化につながる事業となっています。そのほかにも、長年にわたり、文化教養活動の発表の場として逗子市文化祭が開催されています。
- 各種文化関連の講座の開催などにより、市民の文化教養活動を支援しています。
- 生涯学習は、個人の自己実現の手段であると同時に、地域文化を発展させる原動力となっています。
- 市民交流センター（市民活動スペース、会議室、展示スペースなど）は、市民や市民団体の自主的な文化活動の交流・成果発表の場として利用されています。

③ まちづくりにおける文化振興の現状

- 次のようなことについて、現状では十分とはいえません。
 - ・ まちづくりの中での文化の果たす役割の整理、活用
 - ・ 豊かな自然や文化的基盤・人材の活用
 - ・ 歴史的資産や伝承文化の保存、継承
 - ・ ゆっくり歩ける歩道や自転車道の確保
- 旧保養別荘地の面影や歴史ある建物などが減少し、独特の趣や文化の薫りを感じにくいまち並みになっています。
- 新たな土地開発や宅地の細分化などによりまちの緑やゆとりが減少し、景観的な魅力が減少しています。

(2) 課題

(1) の現状及び「逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査」(IV資料)から、次のような課題が挙げられます。

① 地域文化を支えて発展させていく活動基盤の強化

各地域において、様々な文化活動が展開されていますが、担い手の育成など、地域文化の今後の継承や発展を促す、より一層の努力が必要です。

② 市民文化活動をより一層活性化するための環境充実

文化活動の多様化に応じた支援制度や、文化振興の仕組みづくりなど、活性化のための環境の充実が必要です。

③ 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術に興味があっても、接する機会のない人たちに、鑑賞機会や参加・参画などの様々な機会の提供が求められています。

④ 地域にある文化資源の活用

市内にあふれる豊かな自然や文化的基盤・人材などの文化資源の活用方法などを検証、実践していくことが必要です。

⑤ 文化情報の集積や伝達

現状で行われている地域での文化活動を活かしながら、文化情報の集積や伝達方法について、検証していく必要があります。

⑥ 文化振興のための環境整備

文化振興のために必要な行政内部の推進体制や、近隣の市町との連携体制を整備する必要があります。

これらの課題から、逗子の特徴である自然環境と市民の創造的な文化活動を活かしてさらに魅力と活力と発信力のある「文化都市・逗子」を創ることが、大きな課題として見えてきます。このことから、本計画の「目標」と「基本方針」を次のとおり設定します。

Ⅱ 計画体系

1. 目標と基本方針

逗子の大きな文化的資産であり、多くの市民が逗子の魅力として認識している自然環境と、市民の創造的な営みである文化活動を融合し、逗子らしい、活力のあるまちを創っていくことを、本計画の目標としていきます。

(1) 目標

「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、人の心を豊かにします。

共感や連帯感も生まれます。新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

逗子の恵まれた自然環境と文化資源を背景に生まれる個性的で多彩な文化・芸術の力で、活力あるまち（地域社会）の発展を目指します。

(2) 基本方針

「地域の文化を市民の手で拓く」

逗子の潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、まちが文化を活かし、文化がまちを活かす地盤をつくっていきます。

目標の達成に向けて、様々な取組みを市民と協働して推進していきます。

その基本的な姿勢は、市民が主体となり、市民の手で、市民が力を発揮し、実現していくことであると考えます。

2. 施策の体系

目標の達成にむけて、6つの施策の柱を立てて取り組みます。施策の柱ごとに基本施策を設定し、具体的な施策や事業を体系的に推進していきます。これらの関係を示したのが次図です。

また、施策の柱ごとに関連するSDGsのゴールを位置づけ（下記）、施策の推進に取り組みます。

○ 「施策の柱」

目標として掲げた「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」を目指し、具体的施策を束ねる柱として6本の柱を設定しました。

○ 「基本施策」

施策の柱をより具体的に表したものです。ただし、施策内容の詳細については、事業化の段階で詰めていくものとし、施策の柱として掲げた内容の具現化の方向性を示しています。基本施策の中には、既に実施しているものも含まれており、各々内容の見直しなどを行っています

○ 施策の柱とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。本市においても総合計画の各施策分野に17のゴールを位置付けたうえで、一体的な推進を図っています。本計画では、施策の柱ごとにSDGsの主要原則である包摂性・参画型・統合性を踏まえ、目標「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」及び基本施策「地域の文化を市民の手で拓く」の実現につなげていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



特に関連するゴール

- 4 質の高い教育をみんなに … すべての人に公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を設ける。
- 10 人や国の不平等をなくそう … 年齢や国籍、障がいの有無などに関係なく、だれもが文化芸術に参画できる機会を設ける。
- 11 住み続けられるまちづくりを … 文化財をはじめとする文化資源の活用の取組みを推進する。
- 17 パートナースHIPで目標を達成しよう … 文化芸術を軸として、幅広い主体が連携した取組みを推進する。

施策の体系

目標

文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現

基本方針

地域の文化を市民の手で拓く

施策の柱

6本の柱

基本施策

(1) 地域文化の担い手の育成
～市民が継承し、創造し、発展させる～

- …①子どもたちの文化創造体験の拡充
- …②市民のアトリテラシーの向上
- …③地域文化振興の担い手育成

(2) 市民文化活動の活性化
～市民の主体的活動をより豊かに～

- …①市民文化活動への支援の拡充
- …②市民による市民のための文化振興の仕組みづくり
- …③市民参画・協働型事業の充実

(3) 文化芸術に接する機会の拡充
～すべての市民が文化にふれあうように～

- …①鑑賞機会の拡充
- …②体験や参加、参画機会の充実
- …③文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ

(4) 文化資源の活用による地域づくり
～逗子の文化力を活かす～

- …①逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展
- …②豊かな自然環境の活用
- …③人的資源の発掘と連携

(5) 文化情報の収集・発信・活用
～市内の文化活動をつなげる～

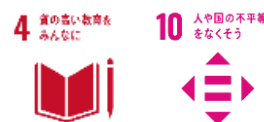
- …①情報の収集
- …②地域文化情報の発信
- …③情報の活用（ネットワークづくり）

(6) 文化振興のための環境づくり
～まちに文化があふれるように～

- …①行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備
- …②施設・設備の充実等
- …③近隣市町との交流・連携

3. 施策の柱と基本施策展開の方向性

(1) 地域文化の担い手の育成 ～市民が継承し、創造し、発展させる～



市民が、その地域の自然や歴史などの文化に対する理解を深めるとともに、地域文化の大切さを知り、担い手を育成していくことにより、次の世代への文化の継承だけでなく、新たな文化の創造へとつながっていきます。

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの人に文化に関心を持ってもらい、活動に参画してもらうとともに、企画・制作、運営や情報提供など、地域文化振興に必要な専門知識をもった市民を増やしていきます。

また、子どもたちが様々な文化に触れ、文化に興味を持つことは、自らの文化活動への取組み意欲の促進にもつながります。青少年期の文化に関する様々な体験は、生涯にわたる関心と、より深い理解の礎となります。

(1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充

子どもたちは、吸収力がとても旺盛で、様々な文化に触れることで、文化に興味を持ち、それをきっかけとして生涯にわたり文化活動を続けていく可能性を持っています。

子どもたちの文化創造体験の機会を増やし、次代の文化の担い手を育成していきます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 学校教育と連携しながら、子どもたちに対する芸術に触れる機会や文化・芸術教育を充実させます。○ 地域において多世代との交流を通じた、地域の文化体験など、地域生活における文化接触を豊かにしていきます。○ ホール自主文化事業において創造体験ができる機会を充実させます。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 小中学校でのアウトリーチ*活動の実施・ 子どもを対象としたトモイクフェスティバルなどの共育*の事業の実施・ 『逗子こども落語』をはじめとする体験型事業の実施

(1) -② 市民のアートリテラシー*の向上

歴史ある文化、先端的な文化、あるいは様々な地域の文化など、多様な文化を知り、理解し、創造する心や技、能力を高めていくことが多文化共生のために必要であるとともに、地域の文化を活性化していくことにつながります。文化芸術に対するリテラシー（基礎活用力）を高めるための取り組みを進めます。

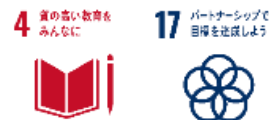
展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 逗子の伝統文化、歴史的資産はもとより、様々な文化に関する教養講座などを実施し、市民の文化に対する興味や知識を向上させます。○ 学ぶことと創造すること、市民協働を進めながら、生涯学習と文化振興を連携させ、幅広い視野や包容力ある人材を育みます。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 文化に関する講座などの実施・ 市民による文化事業への後援、協力

(1) -③ 地域文化振興の担い手育成

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの方が文化の担い手になっていくことが重要です。市民による、地域に密着した地域の文化振興を目指します。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 地域において、文化事業の企画や制作、運営を担ったり、専門知識や技能を発揮したり、ボランティアやサポーターで参画したり、地域文化を推進していく人材の育成に取り組めます。○ 青少年や若年層の活力を積極的に取り入れます。○ 市民、来訪者に関わらず、市内で文化活動を行う人々の参画と参加により、交流のなかで、文化活動を活性化します。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 文化事業への市民参画・参加の促進・ 文化ボランティアの育成・ 逗子アートネットワークによる『逗子アートフェスティバル』の運営

(2) 市民文化活動の活性化 ～市民の主体的活動をより豊かに～



市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけでなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。市民個人や団体の活動は、その活動だけにとどまることなく、他の団体などとの交流や市民一般への鑑賞や体験の機会をもちたり、障がい者など文化との接触に困難を伴う市民に積極的に支援するなど、公益的な活動への広がりも見せてきています。それぞれの活動を高め、広げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

(2) -① 市民文化活動への支援の拡充

見たり聞いたり、演じたりすることの得意な人はよりそれを高めることができるように、これから始めようとする市民にはそのきっかけや継続していくことができるように、地域文化振興に取り組もうとする市民には必要な助言や支援などによりそれが実現できるように、それぞれのニーズにあった文化活動支援の拡充に努めます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に文化活動のための場と機会（時間）を提供し、市民と行政の役割を明確にした上で、市民文化活動の活性化のための協働を進めます。 ○ 文化活動をしていく上での相談や助言を行う仕組みや、支援や協働による活動の実現や拡大につながる仕組みを整えていきます。 ○ 文化事業の企画運営について、市民が専門的知識や技術の習得が可能となるよう支援します。 ○ 活動の目標や励みになる事業及び専門性をより高めていくための機会を設けるなど、支援を行います。
-------	---

例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化団体づくりの支援 ・ 文化プラザホールにおける文化事業の相談窓口の設置 ・ 『手づくり絵本講座』『市民企画講座』などの実施
---	---

(2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり

これまで個別で行っていた文化活動の交流連携を図ることにより、市民と市民、市民と行政とが協働する文化振興の仕組みづくりを行います。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存団体と新しい団体の連携を支援します。 ○ 市民自らが企画・参加し、地域文化を振興し、地域を活性化していく仕組みづくりを進めます。 ○ 世代間交流がうまれるような文化事業や、仕組みづくりを検討します。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォーム*となるような組織づくりの支援 ・ 個人及び新規文化団体の育成、発足の支援 ・ 『逗子アートフェスティバル』における逗子アートネットワークへの支援

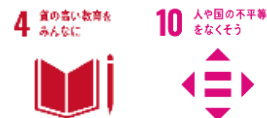
(2) -③ 市民参画・協働型事業の充実

市内公共施設などが主催する文化事業の企画・運営は、市民と行政が力を合わせつくりあげていきます。

市民が現状を分析し、企画し、実現し、評価していく一連の活動を組み入れていきます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の企画案、運営スタッフの市民公募などにより、市民参画・参加を促進します。 ○ 市民の企画力、運営力をより一層高めていく支援を行います。 ○ 市民主導型のホール自主文化事業を積極的に実施し、事業の充実を図ります。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『逗子アートフェスティバル』の継続開催 ・ 市民参加型の創作事業の実施（周年事業など） ・ 市民参画・参加型事業との共催、後援、協力 ・ 市民企画などの実施

(3) 文化芸術に接する機会の拡充 ～すべての市民が文化にふれあうように～



文化芸術を創造し、享受することは市民の権利であると条例に定められているように、すべての市民が文化芸術に触れることのできる機会を提供するように努めていきます。近年は、鑑賞や自ら活動する自演活動のみならず、文化事業を企画したり、運営に参画したり、支援する活動などに広がってきています。また、文化芸術に触れることが困難な市民が気軽に接する機会を設けていきます。

(3) -① 鑑賞機会の拡充

逗子市民は東京や横浜などの周辺都市に出向いて鑑賞をすることも多いですが、生活の場である逗子市ならではの鑑賞機会を提供していくために、市内最大の文化拠点となる文化プラザホールを中心とし、その立地、機能、市民ニーズを踏まえ、多彩な文化事業を実施します。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 市民ニーズにあった多彩な鑑賞型事業を実施します。○ 市民の企画による事業を募集、協働にて実施します。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 音楽、演劇、古典、伝統芸能などの公演の実施・ 定期的な映画上映会の実施・ 地域のアーティストによる公演の実施

(3) -② 体験や参加、参画機会の充実

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが自ら文化芸術に参画し、創造・発表することができるような文化活動の機会を充実させていきます。それにより地域文化への関心が高まり、担い手の育成にもつながります。

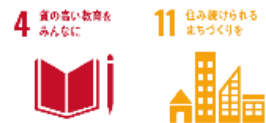
展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者、障がい者などによる文化芸術活動を推進します。○ ホールにおいて、鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップ*を実施します。○ 市内公共施設などにおいて、各種講座事業を実施します。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者や障がい者が文化活動を創造・発表する機会の支援・ 体験型、創造型ワークショップの実施・ 学校や公共施設などにおけるアウトリーチ活動の実施

(3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ

文化は「まずは接すること」から興味がわき、その後の様々な文化活動へ発展していきます。これまであまり文化に接する機会がなかった人に対し、いろいろな糸口から文化に触れる機会を提供することにより、文化活動を始めるきっかけづくりをしていきます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 自主文化事業の内容に合わせて対象や方法を工夫しながら、PR 活動を行います。○ 自主文化事業の実施場所をホールに限定せず、積極的にアウトリーチ事業として実施することにより、ホールに来館できない方へも文化・芸術を広めていきます。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 市広報、イベントニュース、ウェブサイト、地元 FM 放送などによる広報実施・ 高齢者や障がい者へのアウトリーチや観賞機会の充実・ 『逗子アートフェスティバル』のまちなかでの実施

(4) 文化資源の活用による地域づくり ～逗子の文化力を活かす～



逗子には、様々な歴史的資産、伝統文化があります。また、逗子のアイデンティティでもある青い海や緑豊かな自然環境といった文化的な環境もあります。さらに、古くからゆかりの作家や芸術家が暮らし、現在も各分野の専門性や学識経験を持った市民が居住されています。そしてなによりも逗子を愛するすべての市民が逗子の文化資源といえます。これら逗子の持つ文化の力を発揮して、個性と活力ある地域づくりを進めていきます。

(4) -① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展

文化は、過去から現在、現在から未来へ保存しながら継承するもの、創造的に発展させながら継承するもの、いずれも地域においてつないでいくことが大切です。

地域の様々な歴史的資産、伝統文化を再度検証しながら、私たちの時代のものとするとともに、次の世代へ継承し、発展させていきます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に残る伝統文化などの継承を支援します。 ○ 継承すべき文化の中から、どのように継承するかなど、協働により検証していきます。 ○ 地域の文化資源の情報について、収集と整理の方法を検討します。
-------	--

例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民自らが地域の歴史や伝統文化を発掘する取り組みへの支援、協力 ・ 逗子ゆかりの人材の発掘・再発見と活用 ・ 郷土文化教育の推進 ・ 伝統文化ワークショップなどの実施
---	--

(4) -② 豊かな自然環境の活用

市の都市宣言は『青い海と みどり豊かな 平和都市』であり、景観計画によって、景観特性ごとに逗子の特徴を活かしたまち並みを保存しようという努力も始まりました。逗子の自然は、まちの魅力の源泉であるとともに、地域文化が生まれる背景として欠かせないものです。

この恵まれた自然環境を活かして、地域文化の活性化へつなげます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 逗子の自然環境についての学習・保全・啓発につながる文化活動を推進します。○ 様々な映像作品のロケ地として利用される逗子を、より一層発信していくため、フィルムコミッション*事業やロケ地観光などを促進していきます。○ 自然環境を活かした文化活動を推進します。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 『自然の回廊プロジェクト』*の推進・ 『逗子フィルムコミッション』の実施

(4) -③ 人的資源の発掘と連携

逗子は、明治の頃から避暑地として多くの文人などに愛され、現在も様々な分野で活躍している芸術家や専門家も少なくありません。また、積極的に地域において文化活動を行っている人も多く、このような人材の協力を得て、逗子にしかできない地域文化振興の取り組みを進めます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 地域に根ざした様々な分野のアーティストや専門家を発掘します。○ 様々な人的資源をつなぐネットワークづくりを進めます。○ 本市の実情に応じて部活動の地域移行について検討します。
例	<ul style="list-style-type: none">・ 市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用・ 『逗子アートフェスティバル』を通じた人材の発掘・連携

(5) 文化情報の収集・発信・活用 ～市内の文化活動をつなげる～

4 質の高い教育を
みんなに

17 パートナリシップで
目標を達成しよう



市民の誰もが容易に市内・市外の文化情報を手に入れることができるような情報流通の仕組みを構築していきます。市民文化活動における様々な情報交換が可能になるような双方向の情報の流れを作るなど、情報によって文化活動がよりいっそう活性化する仕組みを検討していきます。特に、情報通信技術の目覚ましい革新から様々な新しいメディアが開発されてきており、それらへの対応も大きな課題として取り組みます。

また、逗子の文化資源に関する情報として、文字情報だけでなく映像や音源などを集積して、活用できる仕組みを検討していきます。

(5) -① 情報の収集

文化活動に関する情報を収集し、発信及び活用による市内の文化活動の活性化に向けて検討します。

展開の
概要

- 地域の文化情報や市内の文化活動の情報などを手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。
- 他市の文化施設での催しなどの情報をホール及び市民交流センターでも手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。

例

- ・ ホールや市民交流センターにおける情報コーナーの設置
- ・ 共育ポータルサイト*『ナニスル』の活用

(5) -② 地域文化情報の発信

市内の活動団体、サークルなどによる文化活動の情報を発信することで、市民が容易に文化情報を取得できるようにします。また、ホームページ、SNS、ポータルサイト、各メディアなどを活用した情報発信を行います。

- | | |
|-------|--|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none">○ 様々なメディアに積極的に情報発信を行います。○ 新しいメディア（SNS、動画配信サービスなど）を活用した情報提供を検討します。 |
|-------|--|

- | | |
|---|--|
| 例 | <ul style="list-style-type: none">・ 市民による文化活動や事業への後援、協力・ 生涯学習に関する情報を掲載したガイドブックの作成と活用・ 市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用・ 市民活動や生涯学習に関するポータルサイトの活用 |
|---|--|

(5) -③ 情報の活用（ネットワークづくり）

市内には、逗子の歴史を伝える多くの文化資源（人材、歴史的資産、絵画、動画、写真、文学作品など）や、市内の活動団体・サークルによる文化芸術活動など、逗子の文化に関する情報が多く存在しています。これらを市民が双方向的に活用（情報交換）できる仕組みを検討します。

- | | |
|-------|--|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none">○ 市内の文化団体や文化活動について、相互に情報交換できる仕組みを検討します。○ 文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化により、市民が活用しやすい環境づくりにつなげます。 |
|-------|--|

- | | |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none">・ 市民活動や生涯学習に関するポータルサイトの活用・ 市内の文化情報の整理とデジタル化・ 逗子フォトの活用 |
|---|---|

(6) 文化振興のための環境づくり ～まちに文化があふれるように～



文化振興基本条例に基づき策定される本計画を推進していくためには、市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働により市民文化の創造を実現することが大切です。

近隣市町などとの連携を視野に入れ、行政における推進体制の整備を行うとともに、ホールをはじめとする既存の施設の維持管理に努め、市民による自主的かつ主体的な文化活動が行える環境づくりを目指します。

(6) -① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備

市民全体に文化の裾野を広げ、多様な文化活動を推進していくためには、行政においても組織横断的な取り組みが不可欠です。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化振興所管課を中心として、関係部署との協力・連携を強化します。 ○ 文化を軸とした、行政の一体的、組織横断的な推進体制の確立を目指します。
例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の枠組みを超えた、総合的な庁内連携体制の整備

(6) -② 施設・設備の充実等

ホールをはじめ市民が文化活動を行うための公共施設や設備について、いつでも安全かつ快適に利用できるような適切な維持管理に努めます。また、市民の文化活動の多様化や文化の裾野を拡大するため、公共施設以外の活動スペースについて情報発信を行っていきます。

- | | |
|-------|--|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none">○ ホールの管理運営について、多くの市民の意見を取り入れながら改善を図ります。○ バリアフリーやユニバーサルデザインなど、誰もが利用しやすい環境づくりのため、施設や設備の計画的な修繕・改修に努めます。○ まちなかに点在する空きスペースや市の施設などの情報収集・発信に努めます。 |
|-------|--|

- | | |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none">・ ホールの適正な修繕・維持管理・ すべての人が文化に触れられるバリアフリー化とアクセスルートの明示・ 『逗子アートフェスティバル』における企画会場の拡大と PR |
|---|---|

(6) -③ 近隣市町との交流・連携

逗子市は東京から 50 km 圏内に位置し、海などの自然を求めてくる来訪者も多く、市内外の交流は盛んです。市域を超えた広い視野で文化活動を捉え、広域的な施設の役割分担と連携を基本として、文化振興の環境を整えていきます。

- | | |
|-------|---|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none">○ 文化プラザが地域の文化活動、創造的活動の拠点となり、他の近隣市町との交流・連携を進めます。 |
|-------|---|

- | | |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none">・ 近隣文化施設との定期的情報交換の実施・ 広域文化イベントなどとの連携、推進・ 近隣市町の文化施設との連携の研究 |
|---|---|

Ⅲ 計画の推進にあたって

1. 推進体制

(1) 行政推進体制の整備

○ 文化振興体制の強化

2014年度（平成26年度）にホールが指定管理者制度に移行したことに伴い、現在は文化振興所管課が文化スポーツ課となりました。しかしながら本計画に基づいた文化施策を推進していくためには、より広い視点から文化振興の推進体制を見直す必要があります。計画の実施にむけて、文化振興所管課を中心として庁内他部署との協力・連携を強化していきます。

○ 文化プラザホールの役割

2005年（平成17年）に開館したホールは、2014年（平成26年）4月から指定管理者制度に移行し、現在民間事業者により管理運営されています。自主文化事業（ホール主催事業）の運営と一般利用者へのホール、ギャラリー、練習室などの貸出（以下「貸館業務」という。）を行うと共に、本計画にかかる事業の多くを担い、市の文化活動の拠点としての役割を果たしています。それらについて、文化振興所管課は、指定管理者がそれらの役割を適切に果たせるよう、定期的にモニタリングや指導を行っています。

(2) 施設・拠点ネットワーク整備

○ 施設間連携

計画の推進にあたって、市内と広域の主要施設間のネットワークづくりを行います。

○ 広域連携

隣接市町との連携を図っていきます。また、隣接市町以外についても、エリアを限定せず、「文化によるまちづくり」という共通の視点を通じた連携を図っていきます。

(3) 関係機関連携体制整備

○ 市民との協働

本計画に基づく、施策、事業などについては、2012年度（平成24年度）から市民との協働の組織である逗子市文化振興基本計画策定・推進会議を設置し、実施してきました。

○ 大学や関係機関、他自治体との連携

大学や、他の関係機関及び周辺自治体との幅広い提携を実現します。

2. 評価組織

本計画に基づく施策、事業の評価については、2012年度（平成24年度）から、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会を設置し、適切に行っています。

3. 主な取り組み

本計画の目標「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」にむけて、計画体系に示した施策の方向性に沿って計画事業を立案し、実施しますが、2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）の7年間については、総合計画における施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標として、「重要業績評価指標（KPI）*」を次のとおり設定します。

◆ 重要業績評価指標（KPI）

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっている。	22企画
補 足 説 明	
現状の企画数から約1.3倍の増をめざすもの。	

併せて、次の3つを主な取り組みと位置付けます。

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子アートフェスティバルの充実		
説明	・逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。 ・市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。		
【参考】予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課
取り組み②	文化芸術活動の振興に係る事業の推進		
説明	・逗子市文化振興基本計画に基づき、文化芸術活動の推進を図る。 ・既存の文化団体（個人を含む）と連携して文化芸術活動の推進を図る。 ・市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進するとともに文化やイベントに関する情報提供を行う。		
【参考】予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課
取り組み③	子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進（アウトリーチ活動等）		
説明	・逗子文化プラザホール指定管理者によるアウトリーチ事業を実施する。		
【参考】予算事業名	文化プラザホール維持管理事業	担当課	文化スポーツ課

IV 資料

1. 用語集

ページ	用語	意味
p. 5	バリアフリー	年齢や能力に関わりなく、自由に活動し快適に暮らしていくために、物理的、制度的、精神的な障壁、障害、不便（バリア）を取り除いて（フリー）いこうとする考え方。本計画では、障がいのある人、介助を必要とする人などに配慮し、できるかぎり建物などの物理的な障害を取り除いたり、運営やソフト面での障壁を取り去ることで、すべての人が文化芸術に触れ合う機会を持てるようにすることをいう。
p. 5	ユニバーサルデザイン	既にあるバリア（障壁、障害、不便）を取り除くというバリアフリーの考え方をさらに進めて、はじめから年齢や能力に関わりなく、すべての人に快適な環境空間づくりを行っていこうとする考え方。
p. 5	都市（地域）アイデンティティ	逗子の独自性とともな、市民が自分の暮らす都市としての自負と誇りをもてるような都市に対する意識を持つということ。
p. 12	アウトリーチ	手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。 一般的には、施設外での活動を指すことが多いが、施設内であるか外であるかは本来の意味にはない。
p. 12	共育（きょういく）	世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つこと。 （「教育」との混乱を避けるため、「共育（ともいく）」と読むことがある。）
p. 13	アトリテラシー	文化芸術を受け入れ、理解し、また、活用し、さらには創造する能力のこと。
p. 15	プラットフォーム	一般的には基盤や土台、根幹的な仕組みといった意味でつかわれ、本計画では様々な文化活動に共通する情報やノウハウ、場などを提供する、文化活動の基盤となる仕組みのことを指す。
p. 17	ワークショップ	教える人・教わる人という関係ではなく、参加者が体験し、自ら表現したり創り出したりする、学びうけるだけではない、創出、発露することを行う場や機会をいう。

p. 19	フィルムコミッション	映画などの撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関で、地域経済の活性化を図ることを目的としている。
p. 19	自然の回廊プロジェクト	逗子の豊かな自然と様々な文化に触れられる場所をつなぎ合わせ、回遊性を持たせた道「自然の回廊」を、多くの人に親しんでもらえるように、市民と協働で整備を行う取り組み。
p. 20	ポータルサイト	インターネットの入り口となる巨大なウェブサイトのこと。本計画では、市民活動や生涯学習に関するホームページへのリンクなどをまとめたウェブサイトのことを指す。
p. 25	重要業績評価指標 (KPI)	施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。 Key Performance Indicator の略。

2. 関連法規等

○ 文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

最終改正：令和元年六月七日法律第二十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育

成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

○ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成二十四年法律第四十九号

最終改正：平成二十九年六月二十三日法律第七十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる^{きずな}絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進

し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
 - 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
 - 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
 - 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
 - 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
 - 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年法律第四十七号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

○ 逗子市文化振興条例

平成 21 年 10 月 9 日

逗子市条例第 15 号

前文

文化とは、人々の営みそのものであり、豊かな人間性や創造力を育むものである。人々の誰もが願う「平和に人間らしい暮らしが営める社会」には、文化の実りを欠くことはできない。

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の山稜に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる「暮らしやすい土地」として人々に愛されてきた。この豊かな自然環境は、心を豊かにする様々な文化活動を育んでいる。

市民一人ひとりが文化を享受し、逗子市の文化として総合的に発展させるためには、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識する必要がある。そして、先人の築いた文化を基盤として新しい文化の創造に取り組んでいくことが大切である。

また、文化創造の主役は市民であり、市民は文化を創造し、享受する権利を持つことを市は認識しなければならない。そのために、市は市民の文化活動を広く支援し、必要な環境を整備する使命を負っている。

市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働作業により市民文化の創造を実現するためこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における文化振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本方針を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化」とは、多様な芸術及び人間の感性を豊かにする知的な活動をいう。

2 この条例において「文化活動」とは、前項の文化を振興するため、広く文化を創造し、継承し、鑑賞し、又はこれらに参加することをいう。

(基本方針)

第 3 条 文化を創造し、及び享受するため文化活動を行うことは、市民の権利とし、市は、市民一人ひとりが心豊かな生活を展開できるよう市民の主体的な文化活動をより一層促進するための文化振興を図るものとする。

2 市は、文化振興施策の実施に当たっては、文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、文化の内容に対しては、原則として介入しないよう留意するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化の振興を図るものとする。

3 市は、文化活動を行う市民、団体及び事業者と協働し、地域における人材、資源、情報等を活かして、文化の振興を図るものとする。

4 市は、文化振興施策を効果的に実施するため、組織上の連携に配慮するものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市は、前条第1項の規定に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化振興のための施策及び事業に関すること。
- (2) 文化振興のための環境整備及び文化の保護に関すること。
- (3) 文化活動の担い手の育成・支援に関すること。
- (4) その他文化振興の推進のために必要な事項

3 市は、基本計画の策定に当たっては、市民、学識経験を有する者、市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者等をもって構成される組織を設置するものとする。

4 市は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の推進)

第6条 市は、基本計画に基づく施策、事業等の実施について、市民との協働の組織により、効果的に推進できるよう努めなければならない。

(調査、評価組織の設置)

第7条 市は、基本計画の推進に当たって、基本計画に基づく施策、事業等が的確に実施されているかどうか等について、調査、評価等を行う組織を設置するものとする。

2 前項の組織は、基本計画の内容及び基本計画に基づく施策、事業等の評価、見直し等について調査、検討を行い、その結果に基づき市に提言するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

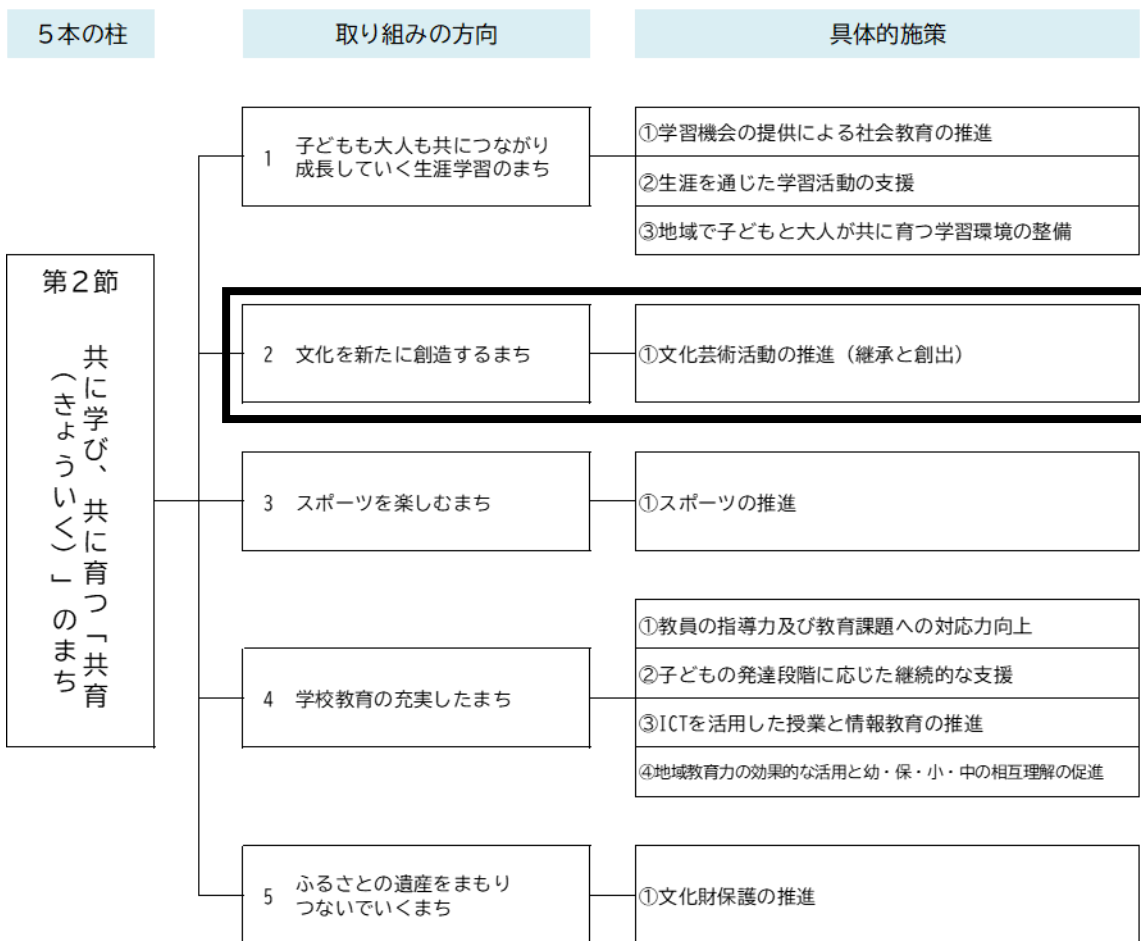
○ 逗子市総合計画（2015-2038）

中期実施計画（2023-2029）関連部分抜粋

第2節

共に学び、共に育つ

「共育(きょういく)」のまち



めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことができる、市民が主役を演じる「共育のまち返り」をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「返りのまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。 ・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

基本構想 第2節 取り組みの方向2

文化を新たに創造するまち

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

◆ 具体的施策 ①

文化芸術活動の推進（継承と創出）

《現況・課題》

伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、文化がまちを生かす地盤をつくることが求められている。

逗子アートフェスティバルの継続開催により、市民の潜在的な能力の顕在化・活性化による「まちなか文化」を創出するとともに、文化芸術活動に携わる市民のネットワークを強化していく必要がある。しかし、継続開催に向けては、予算の確保、開催方法、市民による事務局体制の構築等が課題となっている。

◆ 重要業績評価指標（KPI）

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっている。	22企画
補 足 説 明	
現状の企画数から約1.3倍の増をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子アートフェスティバルの充実		
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。 ・市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。 		
【参考】 予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み②	文化芸術活動の振興に係る事業の推進		
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市文化振興基本計画に基づき、文化芸術活動の推進を図る。 ・既存の文化団体（個人を含む）と連携して文化芸術活動の推進を図る。 ・市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進するとともに文化やイベントに関する情報提供を行う。 		
【参考】 予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み③	子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進 (アウトリーチ活動等)		
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子文化プラザホール指定管理者によるアウトリーチ事業を実施する。 		
【参考】 予算事業名	文化プラザホール維持管理事業	担当課	文化スポーツ課

○ 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則

平成 24 年 2 月 16 日

逗子市教育委員会規則第 1 号

最終改正：平成 26 年 3 月 24 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、逗子市文化振興条例（平成 21 年逗子市条例第 15 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び評価を行い、その結果を教育長に提言する。

(1) 逗子市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）における施策に関する適切な実施に関すること。

(2) その他基本計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験を有する者

(3) その他教育長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識を有する者、市職員その他の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

○ 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会委員

令和5年4月1日時点

選出区分	所属団体等	氏名
学識経験者	日本文化政策学会顧問	伊藤 裕夫
学識経験者	関東学院大学教授	富岡 幸一郎
学識経験者	関東学院大学教授	山崎 稔恵
公募による市民	公募市民	奥野 花代子

(順不同、敬省略)

○ 逗子市文化振興基本計画策定・推進会議運営要綱

平成23年3月1日

要綱

最終改正：令和5年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市文化振興条例（平成21年条例第15号）第5条第3項及び第6条に規定する組織として、逗子市文化振興基本計画策定・推進会議（以下「会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議の開催に当たっては、その参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(メンバー)

第3条 会議のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が特に必要があると認める者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、メンバーの互選により定める。

2 会長は、会議の進行、調整等を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 教育長は、会議の開催に当たり、文化振興の推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

○ 逗子市文化振興基本計画策定・推進会議メンバー

1. メンバー（要綱第3条関係）

令和5年8月15日時点

選出区分	所属団体等	氏名
公募による市民	公募市民	渡邊 忠貴
	公募市民	山口 歓三
	公募市民	長坂 祐司
団体推薦	逗子市商工会	森谷 紀子
	逗子アートフェスティバル実行委員会 逗子・葉山コミュニティ放送株式会社	森川 いつみ
	逗子市文化協会	愛 賢司
	特定非営利活動法人 逗子の文化をつなぎ広め深める会	及川 佳寿美
	逗子市青少年指導員連絡協議会	杉山 正義
逗子文化プラザホール指定管理者	遠山 浩司	
関係行政機関の職員	市職員（社会教育課）	佐藤 仁彦

2. アドバイザー（要綱第5条関係）

所属団体、氏名	役職
関東学院大学教授 富岡 幸一郎	逗子市文化振興基本計画策定・推進会議アドバイザー

（順不同、敬省略）

○ 計画策定の経過

1. 逗子市文化振興基本計画策定・推進会議

令和5年度第1回：2023年（令和5年）6月2日（火）

令和5年度第2回：2023年（令和5年）11月22日（水）

令和5年度第3回：2024年（令和6年）1月12日（金）

令和5年度第4回：2024年（令和6年）3月12日（火）

2. 市民アンケート（逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査）

2023年（令和5年）3月8日（水）から3月27日（月）まで

3. パブリックコメント

2024年（令和6年）1月26日（金）から2月26日（月）まで

3. アンケート調査概要

【概要】

名 称：逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査

対 象：市内在住の満 15 歳以上 2,000 人（無作為抽出）

方 法：郵送により送付、郵送または web で回答

期 間：2023 年（令和 5 年）3 月 8 日から 3 月 27 日まで

回答数：592 件（回答率 29.6%）

【集計結果（主なもの）】 ※設問後の[]は各設問の母数。行末の数字は回答数、比率。

1. 文化・芸術活動に興味や関心がありますか。[584]

興味や関心がある	259	44.3%
どちらかといえば興味や関心がある	233	39.9%
どちらかといえば興味や関心がない	58	9.9%
興味や関心がない	25	4.3%
わからない	9	1.5%

2. あなたにとって文化・芸術活動は、どのようなものですか。（複数回答）[501]

（1で「興味や関心がある」「どちらかといえば興味や関心がある」を選んだ方のみ回答）

日常生活に潤いや安らぎを与えるもの	329	65.7%
発見や感動があり人間性を豊かにするもの	327	65.3%
日常生活に刺激や活力を与えるもの	219	43.7%
新しい仲間や交流が生まれるもの	104	20.8%
次世代へつないでいくべきもの	85	17.0%
子どもの創造力を育むもの	75	15.0%
創作や発表するよろこびが感じられるもの	74	14.8%
子どもから高齢者まで元気になるもの	74	14.8%
まちの活性化につながるもの	68	13.6%
興味はあるが、あまり身近ではないもの	18	3.6%
その他	6	1.2%

3. 逗子市は文化・芸術活動が活発なまちだと思いますか。[566]

どちらかといえば活発なまち	171	30.2%
どちらともいえない	163	28.8%
どちらかといえば活発ではないまち	60	10.6%
わからない	43	7.6%
とても活発とはいえないまち	22	3.9%
たいへん活発なまち	17	3.0%

4. あなたにとって、「逗子の魅力」は何ですか。(複数回答) [571]		
青い海と豊かな緑などの自然	538	94.2%
こじんまりとして適度なまちのスケール	287	50.3%
ゆとりあるまち並みや景観	162	28.4%
マリリゾートとしての新しい逗子	127	22.2%
映画やドラマの舞台となるロケーション	68	11.9%
古墳時代からの歴史と文化財	55	9.6%
著名人も住みたくなるまちの環境	51	8.9%
海浜別荘地時代のおもかげ	44	7.7%
徳富蘆花から現代までの逗子ゆかりの文学	43	7.5%
多彩で活発な市民活動と文化活動	40	7.0%
その他	29	5.1%
5. 鑑賞で利用した施設はありますか。[546]		
なぎさホール	309	56.6%
さざなみホール	187	34.2%
ギャラリー	166	30.4%
東京都	158	28.9%
鎌倉市	147	26.9%
横浜市	133	24.4%
横須賀市	107	19.6%
市民交流センター	102	18.7%
利用していない	76	13.9%
葉山町	73	13.4%
藤沢市	44	8.1%
上記以外の地域	31	5.7%
沼間小学校区コミュニティセンター	22	4.0%
市内の学校施設	20	3.7%
小坪小学校区コミュニティセンター	15	2.7%
その他市内公共施設	14	2.6%
体験学習施設スマイル	10	1.8%
市内民間施設	10	1.8%

6. 練習・活動で利用した施設はありますか。[546]

利用していない	136	24.9%
市民交流センター	68	12.5%
なぎさホール	45	8.2%
さざなみホール	41	7.5%
鎌倉市	41	7.5%
市内の学校施設	37	6.8%
その他市内公共施設	31	5.7%
小坪小学校区コミュニティセンター	27	4.9%
沼間小学校区コミュニティセンター	26	4.8%
体験学習施設スマイル	22	4.0%
横浜市	19	3.5%
東京都	19	3.5%
横須賀市	18	3.3%
葉山町	15	2.7%
市内民間施設	13	2.4%
藤沢市	10	1.8%
ギャラリー	9	1.6%
上記以外の地域	7	1.3%

7. 発表（展示）で利用した施設はありますか。[546]

利用していない	148	27.1%
なぎさホール	50	9.2%
さざなみホール	43	7.9%
鎌倉市	25	4.6%
東京都	24	4.4%
ギャラリー	19	3.5%
市民交流センター	19	3.5%
横浜市	18	3.3%
横須賀市	12	2.2%
葉山町	9	1.6%
藤沢市	9	1.6%
市内の学校施設	8	1.5%
上記以外の地域	7	1.3%
小坪小学校区コミュニティセンター	4	0.7%
沼間小学校区コミュニティセンター	3	0.5%
その他市内公共施設	3	0.5%
市内民間施設	3	0.5%
体験学習施設スマイル	1	0.2%

8. 逗子市の地域文化をより活発にするために、どのようなことが大切だと思いますか。(複数回答) [561]

質の高い文化や芸術を鑑賞・体験する機会が身近にあること	359	64.0%
海や緑などの自然環境や景観が保たれていること	235	41.9%
子どもに対する文化・芸術活動の支援	180	32.1%
市内の文化活動や催しなどの情報提供	180	32.1%
文化を通じて市民、地域社会、専門家などの交流が活発であること	169	30.1%
市民による文化活動が活発に展開されていること	163	29.1%
バリアフリーなど、誰もが文化に参加できる環境が整っていること	119	21.2%
市民と市（行政）とのよりよいパートナーシップがあること	103	18.4%
市民の文化活動に対する資金助成や設備・機材の貸出し	100	17.8%
市内の古い建物や伝統芸能など文化資源の整備と活用	90	16.0%
専門的分野のノウハウや技術的支援	72	12.8%
市内の人材育成や文化資源の発掘	69	12.3%
近隣の市や町、県や国との連携	58	10.3%
学校、関連機関や専門機関との連携	52	9.3%
市民の文化活動のコーディネート（調整）機能	42	7.5%
文化・芸術活動に関する相談窓口の設置	35	6.2%
市内の文化資源や活動等のデータの整備と活用	30	5.3%
その他	21	3.7%

9. 8で選んだ中で市（行政）に取り組みを期待するものは何ですか。[181]

質の高い文化や芸術を鑑賞・体験する機会が身近にあること	46	25.4%
海や緑などの自然環境や景観が保たれていること	35	19.3%
子どもに対する文化・芸術活動の支援	26	14.4%
市民の文化活動に対する資金助成や設備・機材の貸出し	20	11.0%
市内の文化活動や催しなどの情報提供	13	7.2%
市民による文化活動が活発に展開されていること	11	6.1%
市内の人材育成や文化資源の発掘	11	6.1%
市民と市（行政）とのよりよいパートナーシップがあること	10	5.5%
バリアフリーなど、誰もが文化に参加できる環境が整っていること	10	5.5%
文化を通じて市民、地域社会、専門家などの交流が活発であること	7	3.9%
学校、関連機関や専門機関との連携	7	3.9%
市内の古い建物や伝統芸能など文化資源の整備と活用	6	3.3%
市民の文化活動のコーディネート（調整）機能	6	3.3%
近隣の市や町、県や国との連携	5	2.8%
文化・芸術活動に関する相談窓口の設置	3	1.7%
市内の文化資源や活動等のデータの整備と活用	3	1.7%
専門的分野のノウハウや技術的支援	2	1.1%
その他	1	0.6%

逗子市文化振興基本計画

<2024年（令和6年）改定版>

発行日 | 2024年（令和6年）3月

発行 | 逗子市教育委員会（市民協働部文化スポーツ課編集）

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

TEL 046-873-1111（代表）

FAX 046-873-4520

E-mail bunkasports@city.zushi.lg.jp

逗子市文化振興基本計画の改定案に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 意見募集の期間 2024年（令和6年）1月26日（金）～2月26日（月）

2. 意見の数 4件

3. 意見提出人数 1名

4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	4件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	0件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
合計		4件

5. 意見の内容と市の対応

No.	意見内容	対応区分	市の回答
1	I計画の前提 2. (2) 社会環境の変化の項で、H30年度の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が取り上げられているので、この法第7条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁はH31、3月「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」も策定したので、この旨も加筆したらどうか。	○	計画改定における重要な要素である、障がい者による文化芸術活動の推進の具体的な方向性を示す計画のため、p. 5に追記させていただきます。
2	II計画体系 3. (5) -②地域文化情報の発信の項で、○各種メディア、○新しいメディアとあるが、各々の具体例を挙げてほしい。	○	ご意見をもとに、p. 21を一部修正させていただきます。
3	II計画体系 3. (5) -③情報活用（ネットワークづくり）の項で、多くの文化資源の（ ）の中に「文学作品」を入れてほしい。	○	本市における重要な文化資源と考えられるため、p. 21に追記させていただきます。
4	II計画体系 2. 施策の体系 に“施策の柱ごとに関連するSDGsのゴールを位置づけ、施策の推進に取り組みます”とあるが、それぞれの施策ごとに位置づけが良く見えてこないのが、具体的に示してほしい。	○	ご意見のとおり、説明が不足していると思われるため、p. 10に追記させていただきます。

議案第6号

逗子市スポーツ推進計画の改定について

逗子市スポーツ推進計画の改定について、ご意見を賜りたい。

令和6年3月25日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

(改定案)

逗子市スポーツ推進計画

<2024年(令和6年)3月改定版>

計画期間：令和6年度～令和12年度

スポーツを楽しむまち逗子

～ 青い海と豊かな緑にかこまれて ～

逗子市教育委員会

目 次

I 計画の前提

1. 基本的な考え方	1
(1) 計画策定の経緯・背景	1
(2) 計画策定の目的	2
(3) 計画の構成と位置づけ	3
(4) 計画の期間	4
2. 現状と課題	5
(1) 市民の健康・体力づくりの推進	5
(2) 地域におけるスポーツ活動の推進	6
(3) スポーツ推進のための担い手づくり	7
(4) スポーツ実施環境の充実	8

II 計画の体系

1. 基本理念と目標	11
(1) 基本理念	11
(2) 目標	12
(3) SDGsとスポーツ	12
2. 施策の体系	13
3. 施策展開の方向性	14
(1) 健康づくり	14
(2) 場づくり	17
(3) 交流づくり	19
(4) 基盤づくり	21
4. 主な取り組み	23

Ⅲ 計画の推進

1. 推進体制	27
2. 評価組織	28

Ⅳ 資料

1. 用語集	31
2. 関連法令・計画等	35
3. アンケート調査概要	57
4. 計画の策定について	64

※本文中に「*」を付している語句については、用語集（P31）に解説があります。

I 計画の前提



1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の経緯・背景

スポーツは、達成感、爽快感、仲間との一体感などの精神的な充足をもたらすとともに、体力の向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に寄与するものです。特に、ライフスタイルの変化等による体を動かす機会の減少や急激な高齢化が進展する現代社会において、人々が生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しむことは、生活習慣病の予防や、介護予防*など、市民が健康的で明るく充実した生活を送る上で、非常に大きな意義を有すると考えられます。

さらに、スポーツを通じたコミュニティの再生、新たな地域文化やスポーツ文化の創造、地域活性化、スポーツ団体やスポーツイベントを通じた人材育成並びに社会体験が不足している青少年に対するスポーツを通じた社会体験及び他の年齢層との交流による健全育成の効果などが期待されます。

① スポーツ推進に関する国の取り組み

国では、2011年（平成23年）にスポーツ振興法を全面的に改正し、スポーツ基本法を制定しました。すべての国民のスポーツ機会の確保、健康長寿社会の実現、スポーツを通じた地域活性化、経済活性化等を掲げ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現をめざすとしています。

また、スポーツ基本法の制定を受け、各省庁のスポーツに関する施策を総合的に推進するため、2015年（平成27年）にはスポーツ庁が設置されました。

2022年（令和4年）には、スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための今後5年間の具体的施策等を示す計画として、第3期スポーツ基本計画が策定されました。

この第3期計画では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策を示すとともに、スポーツの価値を高めるための「新たな3つの視点」である、①スポーツを「つくる/はぐくむ」②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」③スポーツに「誰もがアクセスできる」と、これらを支える具体的施策、そして今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策を提示しています。

② スポーツ推進に関する神奈川県での取り組み

国の計画を参考にして、地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を都道府県において定めることとなっていることから、神奈川県では、スポーツ振興の考え方や取り組みを示すとともに、市町村との役割分担や連携を踏まえながら、県民が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができ

るようにするための施策を、効率的かつ効果的に進めるため、神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！かながわプラン」を2017年（平成29年）に策定し、2023年（令和5年）に中間見直しをしました。

計画の目標年度は2025年度（令和7年度）までとし、①誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現②スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現、この2つを基本目標に掲げ、「視点1 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進」「視点2 スポーツ活動を拡げる環境づくりの推進」「視点3 スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現」の3つの視点で施策の基本的な方向を整理し、取り組んでいくとしています。

③ スポーツ推進に関する逗子市の取り組み

逗子市では、1984年（昭和59年）に告示された「スポーツ都市宣言」に基づき、一貫して市民総スポーツ運動が展開されてきました。文部科学省が提唱している総合型地域スポーツクラブ*については、2006年（平成18年）10月から「うみかぜクラブ」が活動しており、継続的な活動を行えるよう支援しています。

○逗子市のスポーツ都市宣言（1984年（昭和59年）5月13日）

私たち逗子市民は、青い海と豊かな緑に恵まれた美しい郷土にあって、生涯を通してスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築くため、ここに次の目標を掲げ、スポーツ都市を宣言します。

- 1 ひとりひとりがスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくりましょう。
- 1 みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、明るい生活を営みましょう。
- 1 スポーツを通じて、いきいきとした地域連帯の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを通じて、活力に満ちたまちづくりを推進しましょう。

（2）計画策定の目的

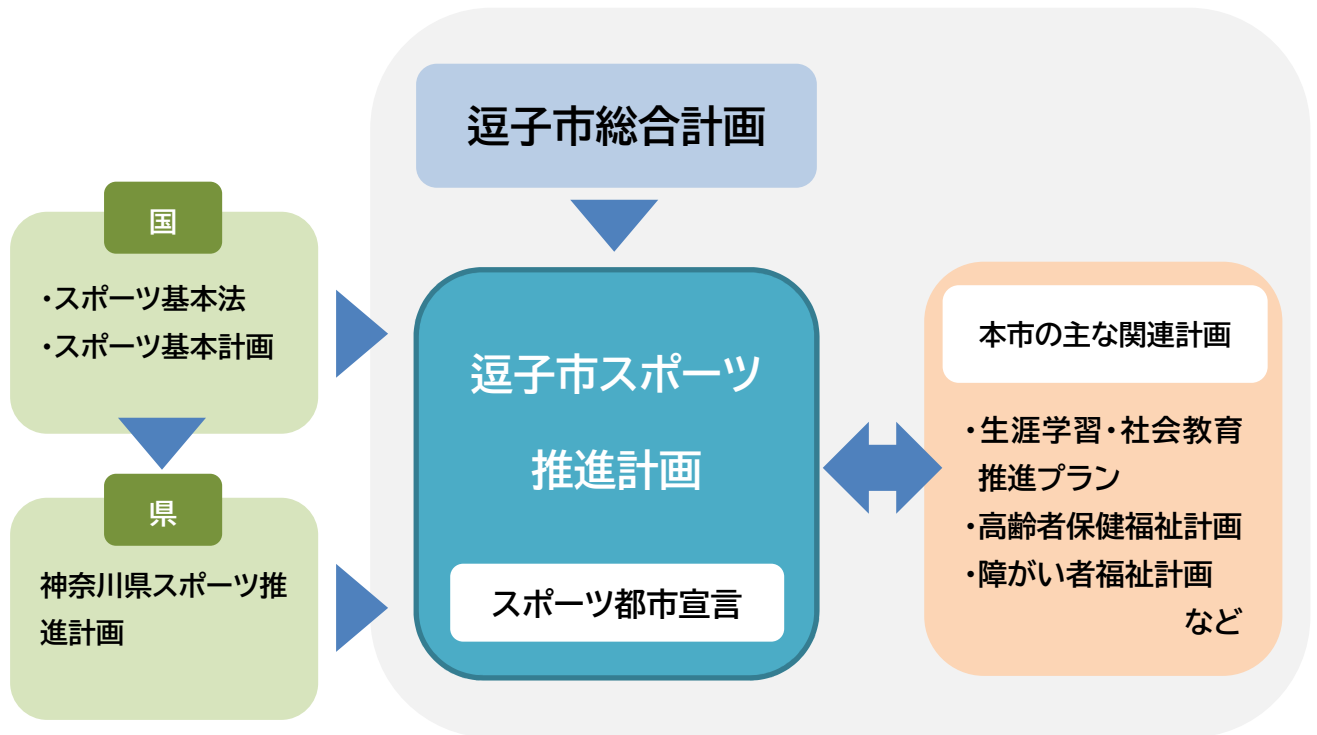
逗子市スポーツ推進計画は、一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示すものです。

(3) 計画の構成と位置づけ

本計画は、2011年（平成23年）8月に施行されたスポーツ基本法、2022年（令和4年）3月にスポーツ庁が策定した第3期スポーツ基本計画及び2023年（令和5年）3月に見直された神奈川県スポーツ推進計画「エンジョイ・スポーツ！かながわプラン」を踏まえて策定するものです。

2023年度（令和5年度）からの逗子市総合計画中期実施計画では、施策体系を5本の柱とし、その1つ「共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち」の中で「スポーツを楽しむまち」を位置づけています。そして、「スポーツ都市宣言」の理念に基づき、市民が継続してスポーツに親しめる環境づくりや機会の提供を行い、市民総スポーツ運動の一層の推進に努める必要があるとされており、その課題解決に向け、本計画を策定し、施策や事業を推進していきます。

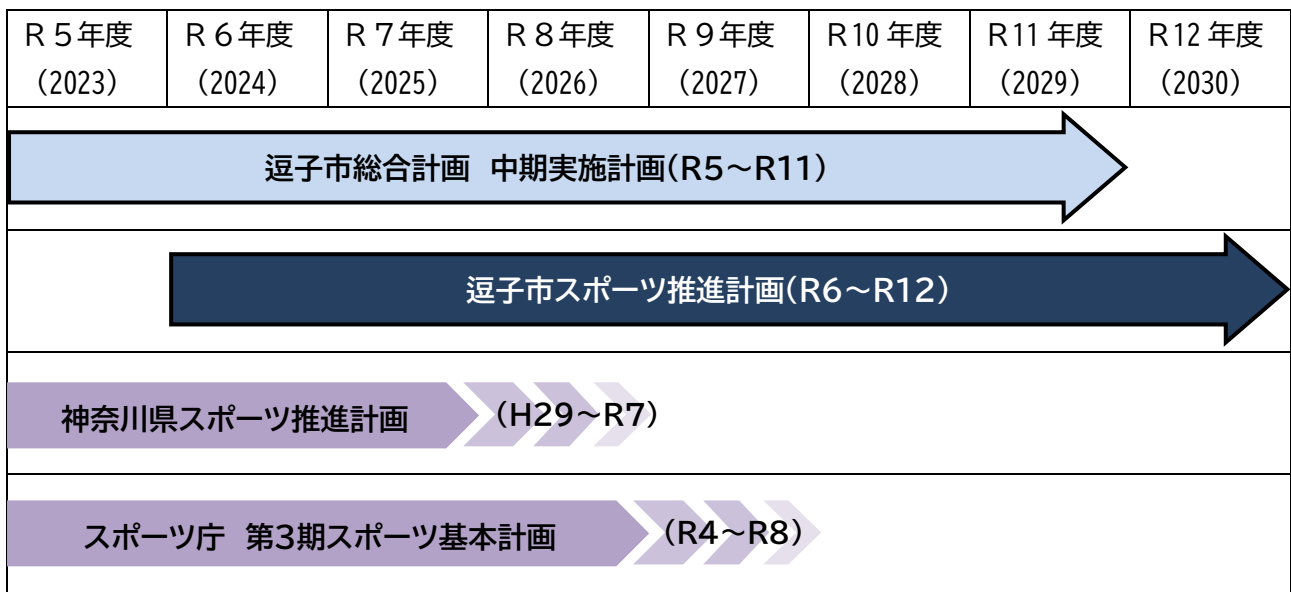
図表 I-1-1 逗子市スポーツ推進計画の位置づけ



(4) 計画の期間

総合計画中期実施計画の期間が 2023 年度（令和 5 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までとなっており、次年度からの後期実施計画を踏まえて本計画の次期改定を行うことから、本計画の期間は 2024 年度（令和 6 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 7 年間とします。またこの間においても、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

図表 I-1-2 計画期間



2. 現状と課題

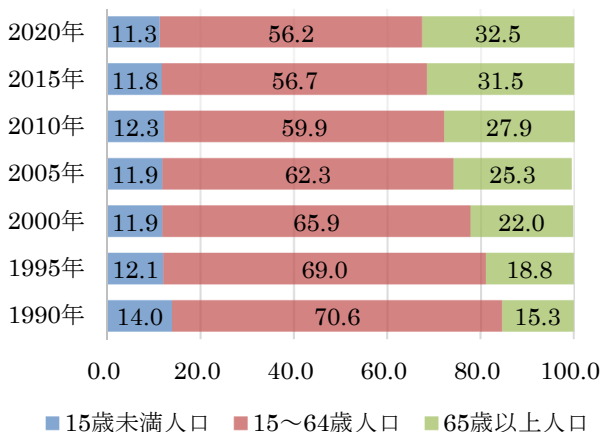
(1) 市民の健康・体力づくりの推進

本市の65歳以上の人口割合は、2020年（令和2年）10月1日現在、32.5%（図表I-1-3参照）となっています。生涯、健康で心豊かに暮らしていくためにもスポーツの果たす役割が期待されます。

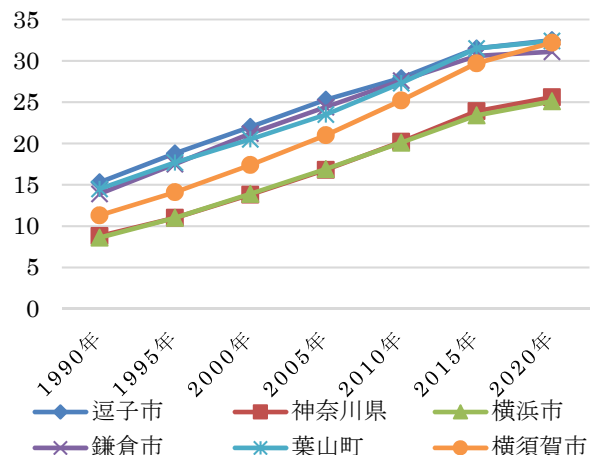
2023年（令和5年）3月に実施した「逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査」（文化スポーツ課）によれば、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は63.2%となっており、全国値52.3%（資料：令和4年度スポーツの実施状況等に関する世論調査（スポーツ庁））を大きく上回っていますが、今後とも、ひとりひとりが気軽にスポーツに親しみ、健康な心とからだをつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要であると考えられます。

また、子どものスポーツ離れによる体力不足や社会体験不足が問題となっている中、本市の公立小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は85.0%となっています。青少年の健全育成、子どものころからの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められます。

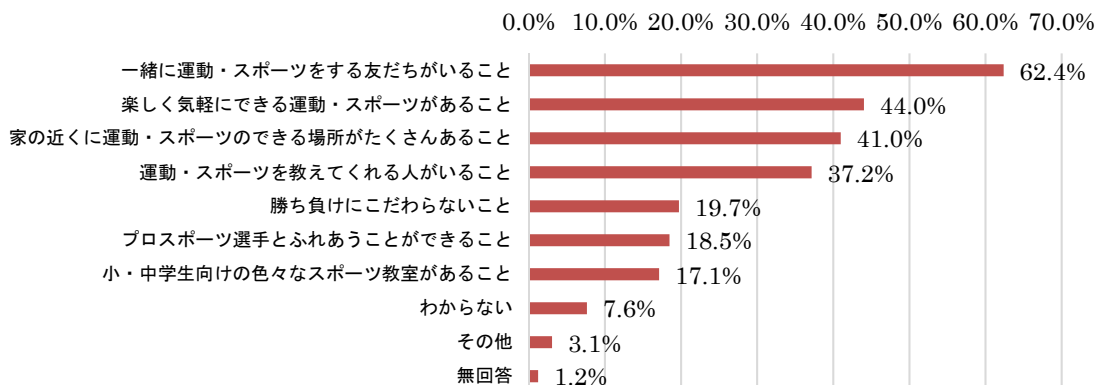
図表 I-1-3 本市の年齢別人口の推移
資料：国勢調査（総務省）



図表 I-1-4 高齢者比率の推移と比較
資料：国勢調査（総務省）



図表 I-1-5 どのようになれば、もっと運動・スポーツをするようになると思うか
資料：運動・スポーツに関する公立小・中学生アンケート結果
（逗子市文化スポーツ課（2023年（令和5年）12月実施））



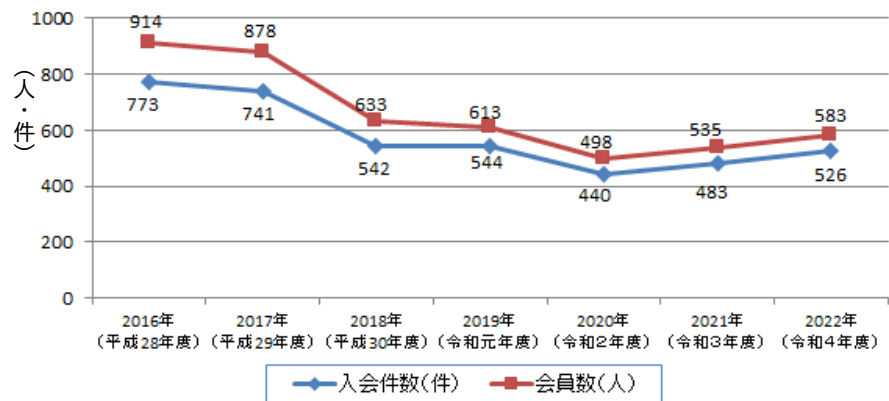
(2) 地域におけるスポーツ活動の推進

本市では、2006年（平成18年）に総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」が誕生するとともに、市内の地区ごと等で運動会が開催されるなど、スポーツを通して、市民の交流が図ることのできる場が用意されています。また、スポーツ関係団体の皆さんからは、市内の小・中学校において、部活動や体育授業の時間の中で、スポーツの指導を行い児童・生徒と積極的に交流をしていきたいといった意見も聞かれます。スポーツを通して、市民同士の交流が図れることはもちろんのこと、コミュニティの再生や地域活動の活発化、さらには、逗子のまちづくりにもつながると考えられます。

そこで、みんなでスポーツを楽しむことのできる場づくりを、既存の資源を活かして、取り組んでいくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-6
「うみかぜクラブ」の
入会件数と会員数の
推移

資料：うみかぜクラブ会報
（各年3月時点の実績）



図表 I-1-7 「うみかぜクラブ」における教室開催状況

資料：うみかぜクラブ（2022年度（令和4年度）実績）

種目	実施回数	延参加者数(人)	平均(人)
バドミントン	101	2,843	28
卓球	101	3,689	37
Jr.バドミントン・卓球・ボッチャ	46	1,144	25
テニス	36	955	27
シェイプアップ体操	48	2,091	44
ZUMBA GOLD®	43	1,030	24
アブストレージング	98	1,212	12
健康体操	47	2,278	48
シニアヨガ	92	2,166	24
高齢者体力アップ体操	88	1,390	16
太極拳	21	438	21
おでかけウォーク	11	352	32
ノルディックウォーク	20	290	15
ビーチヨガ	4	139	35
健康筆習い	22	701	32

(3) スポーツ推進のための担い手づくり

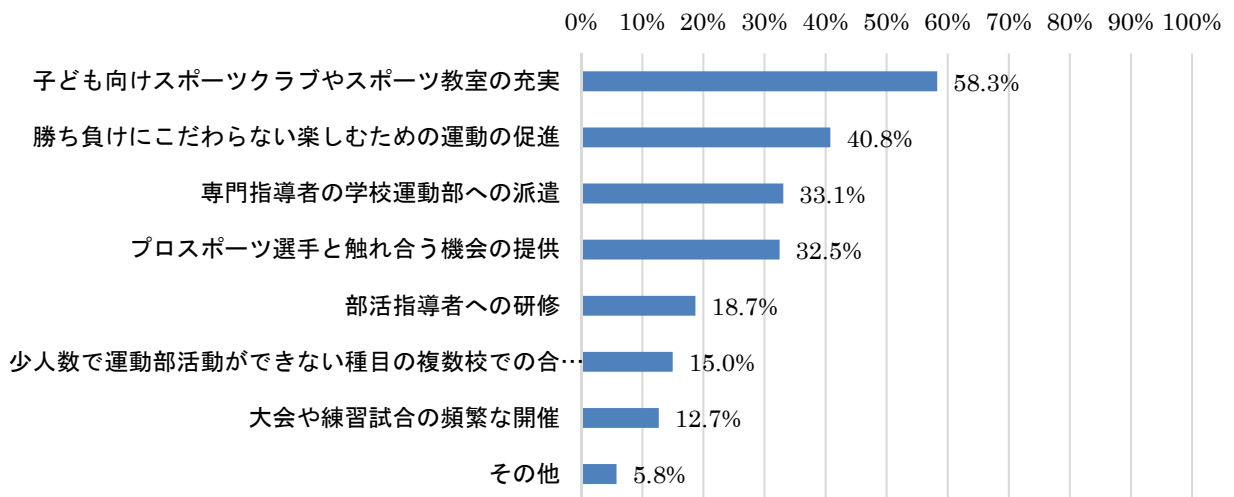
スポーツを通じて、いきいきとした地域連携の輪をひろげるためには、スポーツ推進の担い手、人と人をつなぐコーディネーター役が重要と考えます。

本市には、活動の拠点を地区において、地域に根ざしたスポーツやレクリエーションを企画・立案・実施する地域体育会、スポーツ推進委員、学校支援地域本部*では地域コーディネーター*や学校支援ボランティア*の方など貴重な人材が活動しています。

アンケート調査結果では、「子ども向けスポーツクラブやスポーツ教室の充実」という意見が多くあり、子どものスポーツ等を促進することは、次代のスポーツ推進の担い手の育成につながります。(図表 I-1-8 参照)。また、運動・スポーツを実施する上で重要なこととして「初心者向けのスポーツ教室の充実」、「健康・スポーツ指導者の充実」という意見もありました(図表 I-1-10 参照)。

そこで、貴重な経験を持った市民もたくさんいる中、活動の機会をつくるためのしくみづくりや、交流のための情報発信を積極的に進めていくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-8 子どものスポーツ等を促進するために重要なこと
資料：逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査結果
(逗子市文化スポーツ課 (2023年(令和5年)3月実施))



図表 I-1-9 地区別スポーツ推進委員数
資料：逗子市文化スポーツ課 (2023年(令和5年)4月1日現在)

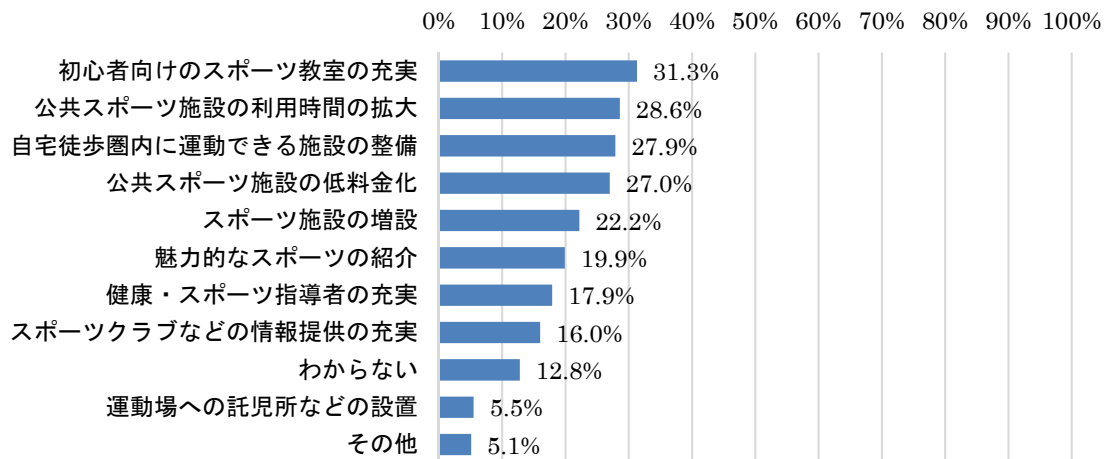
地区名	スポーツ推進委員数(名)
逗子地区	6
桜山地区	7
沼間地区	6
池子地区	8
山の根地区	5
久木地区	9
小坪地区	7
新宿地区	4
合計	52

(4) スポーツ実施環境の充実

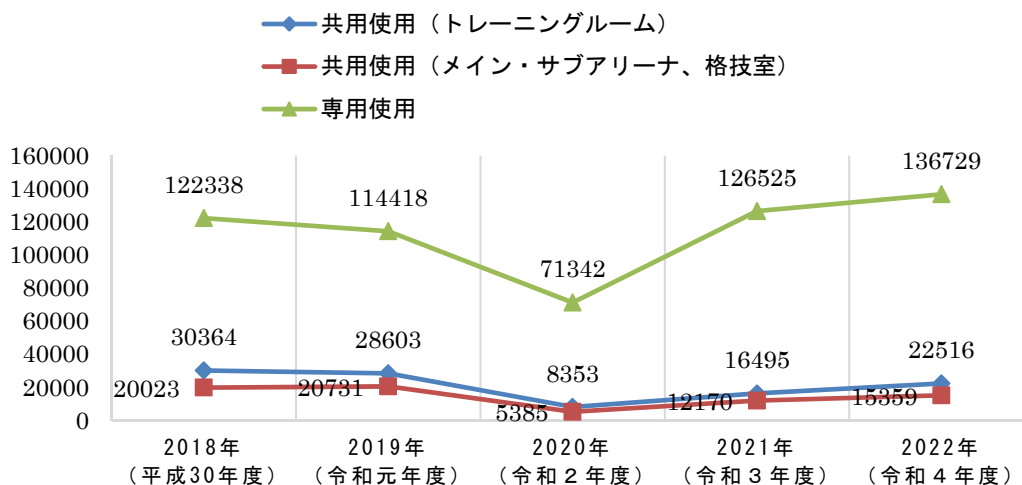
市民の皆さんからは、スポーツ等を実施する上で重要なこととして「初心者向けのスポーツ教室の充実」「公共スポーツ施設の利用時間の拡大」「自宅徒歩圏内に運動できる施設の整備」が、また小・中学生からは「一緒に運動・スポーツをする友だちがいること」「楽しく気軽にできる運動・スポーツがあること」「家の近くに運動・スポーツのできる場所がたくさんあること」という意見が多くありました。(図表 I-1-10 参照)。

スポーツ教室や交流などの場づくりと施設的な基盤づくりの両面が求められており、新規施設の整備は難しい状況にある中、学校体育施設やその他公共施設など、既存施設の有効活用を図るとともに、逗子海岸をはじめとした市内の自然環境を活かしながら、場づくりも含めたスポーツを実施するための環境づくりをしていくことが重要であると考えられます。

図表 I-1-10 スポーツ等を活発にするために重要なこと
資料：逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査結果
(逗子市文化スポーツ課 (2023年(令和5年)3月実施))



図表 I-1-11 市立体育館（逗子アリーナ）利用状況
資料：統計ずし



Ⅱ 計画の体系



1. 基本理念と目標

(1) 基本理念

逗子市スポーツ推進計画の基本理念を次のように設定します。

スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～

逗子市において、1984年（昭和59年）に告示された「スポーツ都市宣言」では、「スポーツに親しむことにより、健康な心とからだをつくり、明るく活力に満ちた、創造力あふれる逗子市を築く」と記載されています。

本計画では、この考え方をさらに前に進め、「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を基本理念として位置づけ、市民と行政が一体となって、各種取り組みを進めていきます。

(2) 目標

「スポーツ都市宣言」において掲げられている4つの目標からなる基本目標を設け、その目標に沿って、スポーツ推進に向けた各種の施策・事業を位置づけることとしました。

4つの基本目標の実現を通して、「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」という基本理念の達成が図られると考えられます。

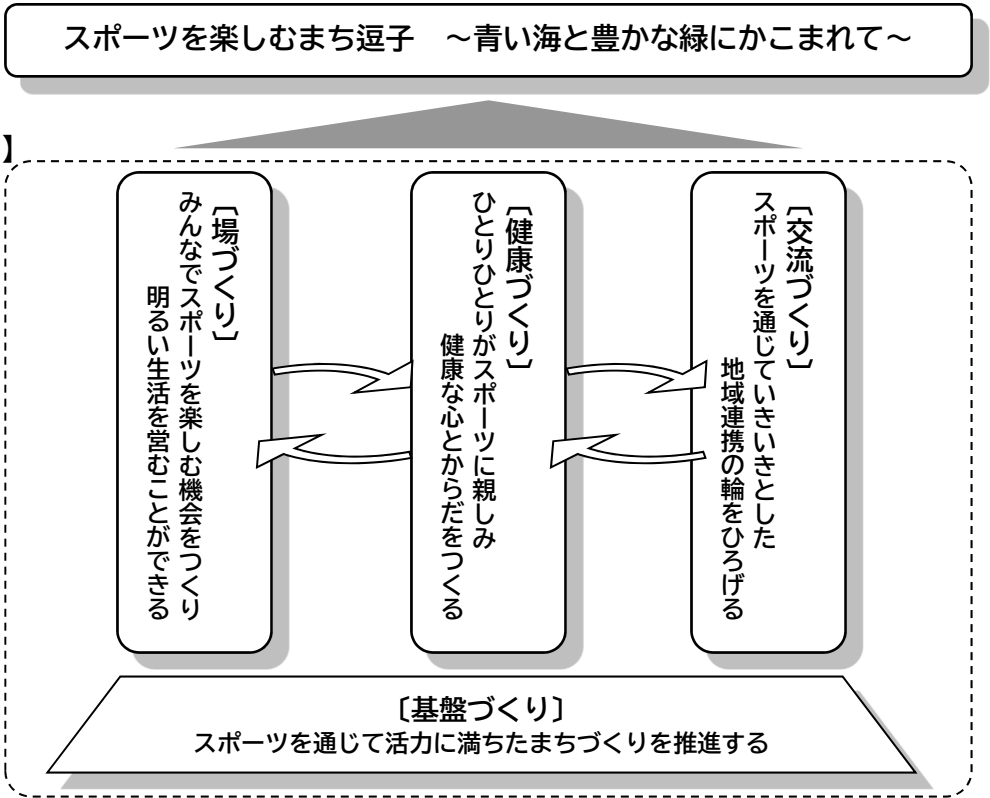
なお、数値目標を設定して、本計画の進捗管理を実施していきます。

【数値目標】

できる限り早期に、成人[※]の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上になっていることを目指す
(スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」における目標に準じる)

※「第3期スポーツ基本計画」では「成人のスポーツ実施率」は、20歳以上を用いて評価しています。

図表 II-1-1 返子市スポーツ推進計画の位置づけ



(3) SDGsとスポーツ

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本市においても総合計画の各施策分野に 17 のゴールを位置付けたうえで、一体的な推進を図っています。本計画では、基本目標ごとに関連する SDGs のゴールを位置づけ施策の推進に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 施策の体系

逗子市スポーツ推進計画の施策の体系を次のように設定します。



3. 施策展開の方向性

(1) 健康づくり

ひとりひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくります

① 市民の健康・体力づくりの推進

すべての市民が主体的に健康・体力づくりに取り組むことができる環境づくりを推進します。

●スポーツイベントの実施

市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、全ての市民が参加できるスポーツイベント等を実施します。また、その際には、育児を行っている人、高齢者、障がいのある人などが参加しやすいような環境をつくっていきます。

●スポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催

市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努められるよう、スポーツ、健康・体力づくり教室等を企画・開催し、支援します。また、市民からの健康・体力づくりに関する相談を受けることのできる体制を構築していきます。

(主な事業)

- ・スポーツ、健康・体力づくり教室の開催（社会福祉課、国保健康課）
- ・健康づくり出前講座の実施（国保健康課）
- ・逗子市役所及び逗子アリーナ内未病センターでの健康・体力相談の実施（国保健康課）
- ・逗子市スポーツの祭典の開催（文化スポーツ課）

② 子ども（乳幼児を含む）のスポーツ活動の推進

スポーツを習慣化させるには、子どものころからスポーツを楽しむことが重要であることを踏まえ、多様なスポーツができる環境づくりを進めます。

●乳幼児期から体を動かす機会の提供

乳幼児期の遊びや運動の体験は、心身の健全な発達を促し、生涯を通じて豊かなスポーツライフを築くための基盤となるため、楽しみながら体を動かす機会を提供します。

●学校と地域スポーツ関係団体との連携によるスポーツ実施機会の拡充

子ども（乳幼児を含む）のスポーツ実施機会の創出にあたり、より多くの場を提供できるよう学校施設を有効に活用します。また、学校の求めに応じて、地域のスポーツ指導者を学校部活動などへ派遣し、スポーツ実施機会の充実にに向けた協力を行っていきます。

●中学校部活動の地域移行に向けて

中学生がスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携・協働し、本市の実情に応じて検討していきます。

（主な事業）

- ・小学校の体育授業へのスポーツ推進委員等による指導者の派遣（文化スポーツ課）
- ・中学校運動部活動への地域指導者ボランティア派遣（学校教育課）
- ・（公財）逗子市スポーツ協会*（以下、「スポーツ協会」という。）自主事業のジュニアスポーツ教室の実施
- ・スポーツ協会自主事業の親子体操教室の実施

③ 高齢者のスポーツ活動の推進

介護予防には日頃の体力・健康づくりが重要であることを踏まえ、高齢者がスポーツ活動を楽しみ、いつまでも元気で健康な生活を送れるよう、高齢者を取り巻くスポーツ環境を整備します。

●高齢者向けスポーツ、健康・体力づくり教室の企画・開催

高齢者の体力維持・向上のため、健康に主眼をおいた体力づくり教室やスポーツを気軽に体験できるスポーツ教室を開催していきます。

●高齢者向けスポーツメニューの提供・普及

高齢者が無理なく続けられるスポーツメニューを、スポーツ教室や逗子アリーナトレーニングルームなどを通して提供し、普及していきます。

（主な事業）

- ・「うみかぜクラブ」等による高齢者向けのスポーツ・体力づくり教室の実施
- ・逗子アリーナトレーニングルームでの健康相談の実施
- ・未病センターでの筋力測定等により、体力維持向上や自己管理のためのメニューを提案（国保健康課）
- ・てく tec 逗子の実施（社会福祉課）

④ 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障がいのある人も個々のからだの状況に応じて、スポーツを楽しみながら健康増進と社会参加ができるように環境を整備します。

●障がい者向けのスポーツ・健康づくり教室の企画・開催

障がいのある人が健康増進及び体力づくりを楽しみながら、多様なスポーツを実施していけるよう、各種イベントや教室を協働的な視点にたって開催します。

●障がい者の大会への参加支援

障がいのある人が団体競技を楽しんだり、多様なスポーツを実施できるよう、その状況に応じた参加機会を提供していくとともに選手の大会派遣の援助を行っていきます。

(主な事業)

- ・「うみかぜクラブ」等による障がい者向けのスポーツ・健康づくり教室の実施
- ・神奈川県障害者スポーツ大会*への参加支援（障がい福祉課）
- ・ふれあいフェスの実施（障がい福祉課）



(2) 場づくり

みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営みます

① 地域におけるスポーツ活動の推進

個人でも家族でも団体でも、様々なスポーツを楽しめるよう、地域の仲間と地元でスポーツを習ったり練習したりできる機会を提供し、積極的な参加を促していきます。

●地域対抗球技大会の支援

市民が手軽にできる球技を地域対抗の種目として、家族や地域の仲間、市民全体でスポーツを楽しめる機会をつくりまます。

●逗子の地域特性を活かしたスポーツ活動の推進

逗子海岸などの豊かな自然を活用し、環境を楽しみながらスポーツのできる教室などを開催し健康づくりを進めます。

(主な事業)

- ・スポーツ協会自主事業のジュニアヨット、ウインドサーフィン教室の実施
- ・学校開放事業の実施による学校体育施設の有効活用（社会教育課）

② 総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」への支援

身近な地域で子どもから高齢者まで、様々な種目に参加することができるスポーツクラブを地域住民が自主的に運営していく、総合型地域スポーツクラブ「うみかぜクラブ」の活動を支援します。

●「うみかぜクラブ」への活動支援

「うみかぜクラブ」の会員を増やし、継続的な活動が実現するよう、広い世代への情報発信と活動場所や運営の支援を進めていきます。

(主な事業)

- ・「うみかぜクラブ」の情報発信の支援（文化スポーツ課）
- ・「うみかぜクラブ」の活動場所や運営の支援（文化スポーツ課）

③ 競技スポーツ活動の機会の提供

さまざまな人々が参加できる競技スポーツ活動の機会と情報を提供し、積極的に競技スポーツ選手の活動を支援します。

●全国的なスポーツ大会への参加支援

選手の全国的な活躍に関する情報発信の強化（広報「ずし」のみならず、ホームページを充実するなど、逗子市出身あるいは逗子市を起点として全国的に活躍するアスリートの情報発信強化）など全国的なスポーツ大会への参加を支援します。

●県主催のスポーツ大会への参加支援

かながわ駅伝*への大会役員・選手派遣を支援します。

●競技スポーツ活動の機会の提供

市民総合体育大会*をはじめとして、その他スポーツ大会や各種教室を開催し、競技スポーツに親しめる機会を提供するとともに、スポーツ活動に関する情報提供を効率的に行うことによりスポーツの推進を図ります。

(主な事業)

- ・スポーツ指導者や子ども向けスポーツチームのデータベース化と情報提供（文化スポーツ課）
- ・初めてスポーツに取り組む方や健康づくりを目指す方への情報提供・相談対応（文化スポーツ課）
- ・県トップアスリート制度の情報発信（文化スポーツ課）
- ・かながわ駅伝への大会役員・選手派遣（文化スポーツ課）
- ・神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援（障がい福祉課）



(3) 交流づくり

スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげます

① スポーツ・健康づくり関係の指導者との連携と活用

スポーツ・健康づくり関係指導者の活動支援や人材情報の活用を通して、市民の健康を支援する指導者と連携し、活躍できる環境づくりを推進します。

●スポーツ・健康づくり関係指導者との連携及び活動支援

地域に存在する、スポーツ技術の向上や栄養面、食生活面などから指導ができる指導者と連携し、それらの指導者の活動を支援します。

●スポーツ・健康づくり関係指導者の人材情報の活用

スポーツや健康・体力づくりに関する一定の資格や経験を持ったスポーツ指導者の人材情報を活用し、指導を受けたいスポーツや健康に関する関係団体、愛好者等に対する活動の支援を行っていきます。

●スポーツの推進、健康づくりに関する相談体制の充実

スポーツの推進や健康づくりに関する相談を受け、関連する講座を紹介したり、関係団体の紹介など市民に有用な情報を的確に提供できる体制を充実させていきます。

(主な事業)

- ・スポーツ協会自主事業のみんなでソング、ダンス教室等の実施
- ・県スポーツリーダーバンク*の活用

② スポーツを通じた交流機会の推進

既存のスポーツイベントやスポーツ教室等を通じて、多様な人々・団体との絆を深めていきます。

●スポーツを通じた市民交流の推進

市民総合体育大会、地域ファミリー運動会*、逗子市内一周駅伝競走大会*やスポーツ教室などを開催し、スポーツを通じた市民の交流の機会を推進していきます。

●他市町村とのスポーツ交流の推進

他市町村とのスポーツ交流試合を企画・開催し、多様な人々・団体との交流を推進していきます。

●「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの楽しさの普及

誰もが「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツ交流を軸とした共生社会を目指します。

(主な事業)

- ・逗子市スポーツの祭典の開催（文化スポーツ課）
- ・市民総合体育大会の開催
- ・地域ファミリー運動会の開催
- ・逗子市内一周駅伝競走大会の開催（文化スポーツ課）

③ スポーツ・健康づくりの情報発信

いつでも、どこでも、だれもが、なにからでも始められるスポーツの情報発信を実施するとともに、必要としている人に情報が届くよう多様な手段を用いた情報発信を行っていきます。

●市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信

スポーツや健康づくりへの積極的な参加を促進するため、各種教室や講座、講演会、情報誌等により、「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報を定期的に発信していきます。

●市民等からの情報収集体制の充実

市民等からの情報収集体制を充実するとともに、市民の興味・関心に応えられるような情報が提供できるよう体制を整備していきます。

(主な事業)

- ・広報「ずし」、市ホームページ、各種SNS等の情報発信（文化スポーツ課）

④ スポーツ関係団体等への支援と協働の推進

スポーツ・健康づくり関係団体等と連携を図りながら、各種の取り組みを進め、市民の健康づくりを支援します。

●スポーツ・健康づくり関係団体等への支援

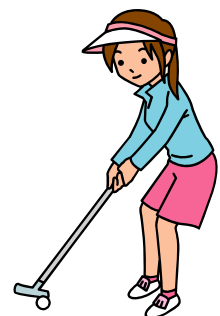
スポーツ・健康づくり関係団体が活発なスポーツ推進活動を行っていくことができるよう積極的に支援・助言を行っていきます。

●「スポーツを楽しむまち返子推進懇話会」の開催

市民のスポーツ推進、健康・体力づくりを支援するため、「スポーツを楽しむまち返子推進懇話会」を設置し、学校、地域社会、スポーツ協会をはじめとするスポーツ関係団体及び行政の連携を密にし、スポーツや健康づくりに関する各種事業を推進します。

(主な事業)

- ・スポーツや健康づくりに関する各種事業の実施
- ・子ども向けスポーツチームのデータベース化と活用（文化スポーツ課）
- ・初めてスポーツに取り組む方や健康づくりを目指す方への情報提供・相談対応（文化スポーツ課）



(4) 基盤づくり

スポーツを通じて活気に満ちたまちづくりを推進します

① スポーツ施設の整備・充実

いつでも、どこでも多様なスポーツを楽しむことのできるよう、新たなスポーツ施設の整備や既存スポーツ施設の有効活用を実施していきます。

●スポーツ・レクリエーションのできる施設の整備・改修

公園運動施設を含めたスポーツ関連施設の整備、改修を進めるとともに、運動遊具の設置など市民が身近で手軽にからだを動かすことのできる場づくりを進めていきます。

●既存スポーツ施設の利用の促進

既設の公共スポーツ施設の利用促進を図っていくため、指定管理者制度*を活用し、市民サービスを向上していきます。

●既存公共施設の有効活用

スポーツ施設の不足などの地域住民の要望に応えるため、社会教育施設や学校体育施設等の効率的な利用を推進していきます。

●高齢者や障がい者等に配慮した施設のバリアフリー化*の推進

高齢者や障がい者等に配慮し、新たな施設の建設時及び既存施設の改修時等にスポーツ施設のバリアフリー化を推進していきます。

(主な事業)

- ・学校開放事業の実施による学校体育施設の有効活用（社会教育課）
- ・施設予約システムの運用
- ・各施設の利用状況調査の実施

② スポーツによる地域創生

市、スポーツ団体、民間企業等が協力し、自然を活用したアウトドアスポーツを通じて、スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化の促進を図ります。

●ハイキングコースやウォーキングコースの維持管理

自然環境を活かしたレクリエーション空間の維持管理を行っていきます。また、子どもたちが自然の中で自由に遊ぶことのできる場を市民団体との協働により提供していきます。

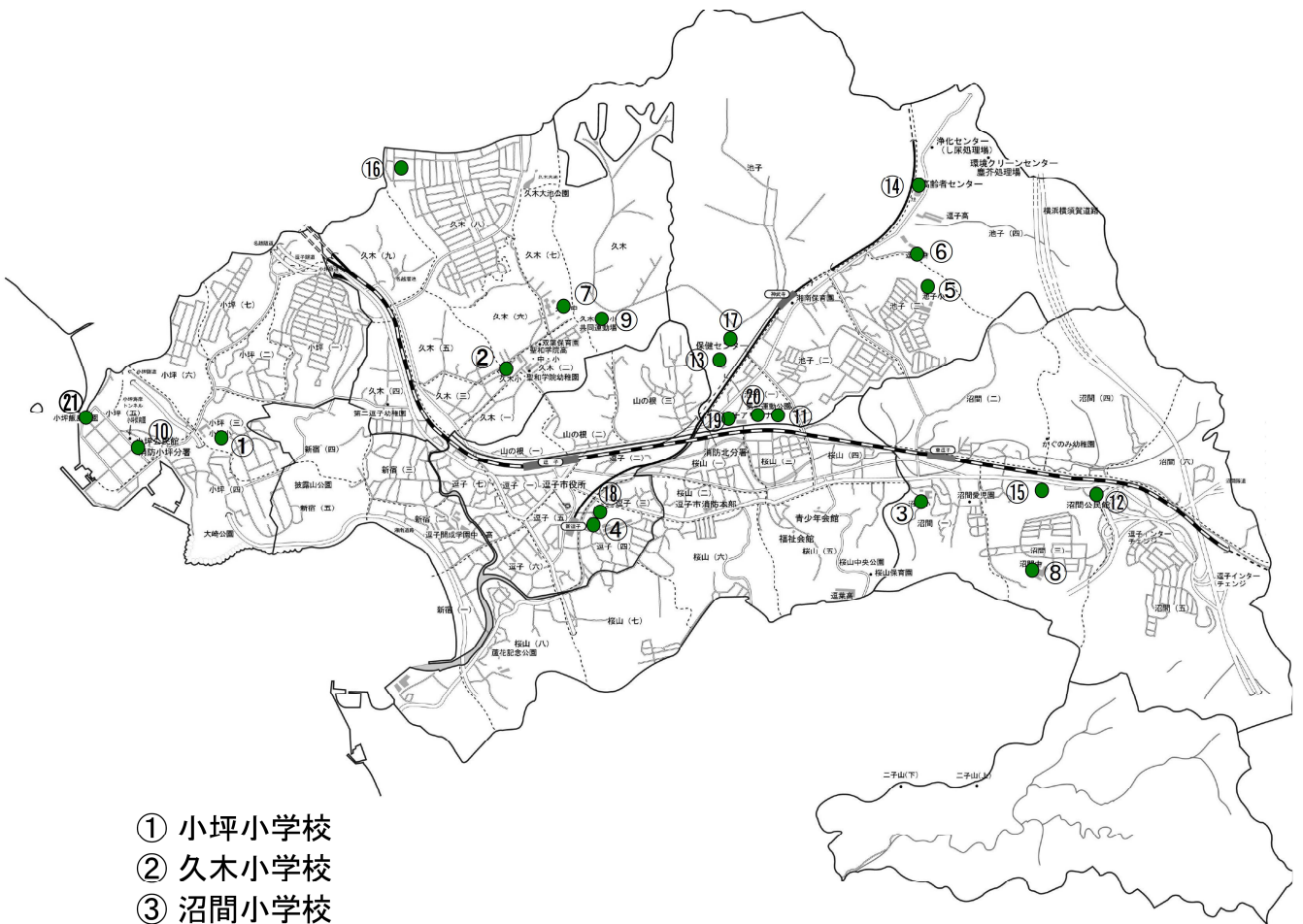
●マリンスポーツ等によるスポーツツーリズムの促進

豊かな自然を活用して、マリンスポーツ体験や、新たなアウトドアスポーツを企画・実施し、アウトドアスポーツによる集客を促進していきます。

(主な事業)

- ・マリンスポーツ教室の開催への支援（文化スポーツ課）
- ・マリンスポーツ等の大会開催への後援等（文化スポーツ課）

図表 Ⅱ-3-1 スポーツ関連施設マップ



- ① 小坪小学校
- ② 久木小学校
- ③ 沼間小学校
- ④ 逗子小学校
- ⑤ 池子小学校
- ⑥ 逗子中学校
- ⑦ 久木中学校
- ⑧ 沼間中学校
- ⑨ 久木中・小学校共同運動場
- ⑩ 小坪小学校区コミュニティセンター
- ⑪ 体験学習施設(スマイル)
- ⑫ 沼間小学校区コミュニティセンター
- ⑬ 保健センター
- ⑭ 高齢者センター
- ⑮ 沼間スポーツ広場
- ⑯ 逗子ハイランドスポーツ広場
- ⑰ 池子の森自然公園
- ⑱ 市民交流センター
- ⑲ 逗子市立体育館(逗子アリーナ)
- ⑳ 第一運動公園
- ㉑ 小坪飯島公園プール

4. 主な取り組み

本計画を推進していくうえで、必要となる次に挙げる主な取り組みについて進行管理を図ります。
 (①～⑤については、逗子市総合計画の中期実施計画(2023-2029)において、スポーツの推進の主な取り組みとして挙げられている)

主な取り組み

取り組み①	スポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進を図る。 ・スポーツイベントやスポーツ、健康・体力づくり教室を企画し、開催する。 ・市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信を行う。
取り組み②	総合型地域スポーツクラブの普及・啓発
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの普及・啓発、活動支援を行う。
取り組み③	逗子市スポーツの祭典の開催
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市スポーツの祭典を開催する。
取り組み④	マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会を補助し、マリンスポーツの教室を実施する。
取り組み⑤	子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会を補助し、ジュニアスポーツ教室等を実施する。
取り組み⑥	高齢者を対象としたスポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部関係所管と連携し、スポーツ教室やイベントを実施する。
取り組み⑦	障がい者を対象としたスポーツ活動に係る事業の推進
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部関係所管と連携し、スポーツ教室やイベントを実施する。
取り組み⑧	学校と地域の連携
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部関係所管と連携し、スポーツ教室やイベントを実施する。

Ⅲ 計画の推進

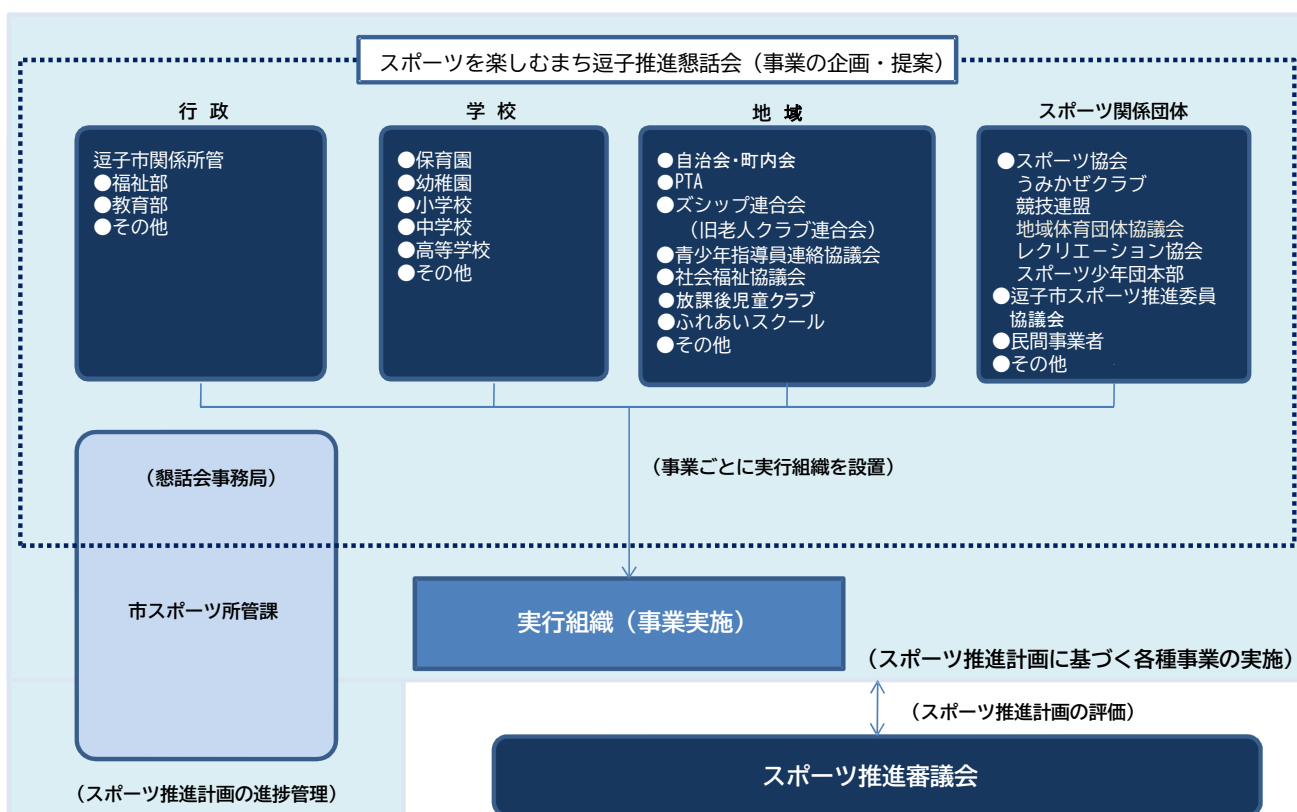


1. 推進体制

計画の推進に向けては、市民、地域やスポーツ関係団体、学校、行政などが、協働して活動すると同時に、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組むことが重要です。

本計画では、「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」をあらたに設置し、逗子市全体で基本理念「スポーツを楽しむまち逗子～青い海と豊かな緑にかこまれて～」の実現を目指し、計画を推進して行きます。

図表 Ⅲ-1-1 スポーツ推進計画 推進体制図



【それぞれの役割】

○「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」

「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」は、地域スポーツの推進を図るスポーツ協会及び加盟団体をはじめ、地域スポーツを支援してゆくスポーツ推進委員協議会などのスポーツ関係団体、学校、地域、行政で組織します。（本懇話会には必要に応じて部会を設けるものとします。）

この推進懇話会の役割は次のとおりです。

- スポーツ推進計画に基づく推進事業の企画・提案・実施
- 総合型地域スポーツクラブの育成に向けた企画・提案
- 地域のスポーツサークル、人材の交流、ネットワーク化の促進及び調整
- その他スポーツ推進計画に沿った市民のスポーツ活動の促進に関すること

○実行組織

実行組織は事業ごとに、「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」を構成する関係団体で組織し、事業の具体的な実行を担当します。

○逗子市（関係所管）

計画の基本理念「スポーツを楽しむまち逗子 ～青い海と豊かな緑にかこまれて～」を実現するため、庁内関係所管が「スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」にメンバーとして参画し、限られた地域の資源の有効活用を図りながら、懇話会参加団体・組織との協働により本計画の推進を行います。

また、スポーツ所管課は推進懇話会の事務局を担当するとともに、スポーツ推進審議会と連絡を密にし、本計画の進捗管理を行います。

○逗子市スポーツ推進審議会

本計画を評価し、推進に必要な助言・提言を行います。また、評価は定期的に行います。

2. 評価組織

○評価組織

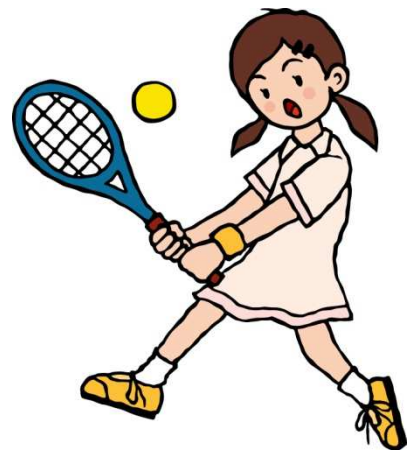
スポーツ推進審議会で評価を実施します。

○評価方法

年度当初に作成された主な取り組みについて実施計画をもとに、計画に対する評価を定期的に行います。

※数値目標（成人のスポーツ実施率）を設定し、まちづくりアンケートの結果で計画に対する評価をします。

IV 資料



1. 用語集

力行

介護予防 P1

要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）ことです。

学校支援地域本部 P7

地域住民が学校を支援する取り組みを発展させて組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするものです。

学校支援ボランティア P7

実際に支援活動（学習支援活動・部活動の指導・校内の環境整備・学校行事の運営支援等）を行う地域住民のことです。

かながわ駅伝 P18

市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会は、各市町村から選抜された7人の選手が、山北町丹沢湖周回コースを走り、7区間（42.236km）をタスキリレーするものです。

県スポーツリーダーバンク P19

神奈川県における取組みで、スポーツ活動の普及振興を図る目的で、平成2年より始まったスポーツ指導者の登録・紹介制度のことです。

神奈川県障害者スポーツ大会 P16

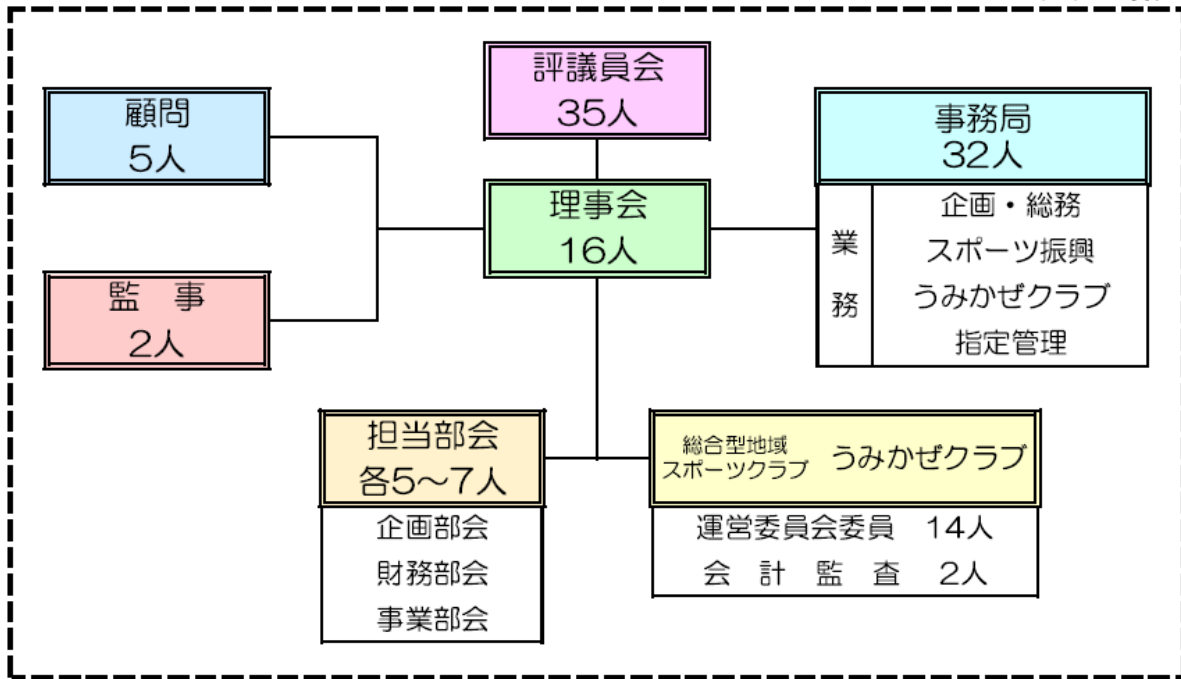
障がい者がスポーツを通じ、健康の維持および体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図るとともに、県民の障がいに対する関心と理解を深め、障がい者の社会参加に寄与することを目的とし、2007年度（平成19年度）から開催されています。

（公財）逗子市スポーツ協会 P15

逗子市競技連盟（21団体）、逗子市地域体育団体協議会（8団体）、逗子市レクリエーション協会（4団体）、逗子市スポーツ少年団本部（8団体）、「うみかぜクラブ」の計42団体の他、その下部組織により構成されています（次ページの組織図参照）。

図表IV-1-1 (公財) 逗子市スポーツ協会組織図

令和5年6月25日時点



加 盟 団 体			
逗子市競技連盟 (21団体)	逗子市 地域体育団体協議会 (8団体)	逗子市 レクリエーション協会 (4団体)	逗子市 スポーツ少年団本部 (8団体)
逗子野球協会	桜山体育会	逗子市 フォークダンス協会	小坪マリナーズ スポーツ少年団
逗子水泳協会	小坪体育協会	逗子市 ゲートボール連合	柳陰スポーツ少年団
逗子柔道協会	久木体育会	逗子ターゲット・ バードゴルフ協会	逗子柔道 スポーツ少年団
逗子バドミントン協会	沼間体育会	逗子市グラウンド・ ゴルフ協会	池子パイレーツ スポーツ少年団
逗子剣道協会	逗子体育会		沼間グリーンファイターズ スポーツ少年団
逗子卓球協会	池子体育会		逗子オーリーブス スポーツ少年団
逗子バレーボール協会	新宿体育会		剣柳スポーツ少年団
逗子バスケットボール協会	山の根体育会		逗子リトルリーグ スポーツ少年団
逗子市陸上競技協会			
逗子市ソフトテニス協会			
逗子弓道協会			
逗子市ソフトボール協会			
逗子スキー協会			
逗子サッカー協会			
逗子アーチェリー協会			
逗子市テニス協会			
逗子ヨット協会			
逗子市合気道連盟			
逗子市ゴルフ協会			
逗子市射撃協会			
逗子レスリング協会			

サ行

指定管理者制度 P21

市の指定する団体が、公の施設の管理運営を行うことです。指定管理者制度の目的は、民間事業者のノウハウを活用することにより、市民の皆さんの様々なニーズに効果的・効率的に対応し、市民サービスの質を向上させることにあります。

市民総合体育大会 P18

スポーツ協会主催、各種目協会主管によって開催される体育大会です。

逗子市内一周駅伝競走大会 P19

池子の森自然公園 400mトラックをスタートし、市内のほぼ全域をまわり小坪海浜公園付近をゴールとする5区間 21.7km のコースをタスキリレーするものです。地域対抗の部・団体対抗の部があります。

総合型地域スポーツクラブ P2

子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

タ行

地域コーディネーター P7

学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う人のことです。

地域ファミリー運動会 P19

スポーツ協会が地域活動振興事業として行っている運動会です。桜山、小坪、久木、東逗子、逗子、池子、新宿、山の根の各地域で開催されています。

ハ行

バリアフリー化 P21

障がいのある人、介助を必要とする人などに配慮し、できるかぎり建物などの物理的な障がいを取り除くことです。



2. 関連法令・計画等

○スポーツ基本計画（概要）

文部科学省 2011年（平成23年）

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りをもち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

(2) 学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実
- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

（1）ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- ・ 年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- ・ 地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進
- ・ スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- ・ 旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

（2）スポーツにおける安全の確保

- ・ 全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- ・ スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- ・ AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

（1）コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・ 各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・ 総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・ 総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー(仮称)」の育成

（2）地域のスポーツ指導者等の充実

- ・ 大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・ 指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・ スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

（3）地域スポーツ施設の充実

- ・ 学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・ 健常者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

（4）地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー）以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- ・JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研修の機会の充実・確保を支援
- ・NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化。
- ・NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・ J A D Aにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・ 競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・ 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・ スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・ スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・ スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・ 地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・ 拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・ トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

○第3期スポーツ基本計画（概要）

スポーツ庁 2022年（令和4年）

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

<p>持続可能な国際競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・NFの強化戦略プランの実効化を支援 ・アスリート育成パスウェイを構築 ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実 ・地域の競技力向上を支える体制を構築 	<p>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による共生社会への理解、関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進 	<p>スポーツを通じた国際交流・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開。スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）
<p>大規模大会の運営ノウハウの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 	<p>地方創生・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進 	<p>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を脅かす事態に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止 ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p>スポーツを「つくる/はぐくむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<p>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
---	---	---

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

- | | | |
|--|--|--|
| <p>① 多様な主体におけるスポーツの機会創出</p> <p>地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等</p> | <p>② スポーツ界におけるDXの推進</p> <p>先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等</p> | <p>③ 国際競技力の向上</p> <p>中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等</p> |
| <p>④ スポーツの国際交流・協力</p> <p>国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等</p> | <p>⑤ スポーツによる健康増進</p> <p>健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業、保険者との連携強化 等</p> | <p>⑥ スポーツの成長産業化</p> <p>スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等</p> |
| <p>⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり</p> <p>武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等</p> | <p>⑧ スポーツを通じた共生社会の実現</p> <p>障害者や女性のスポーツの実施割合の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等</p> | <p>⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</p> <p>ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 等</p> |
| <p>⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</p> <p>民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等</p> | <p>⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保</p> <p>暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等</p> | <p>⑫ スポーツ・インテグリティの確保</p> <p>スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の整備推進等の推進、教育研究や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等</p> |

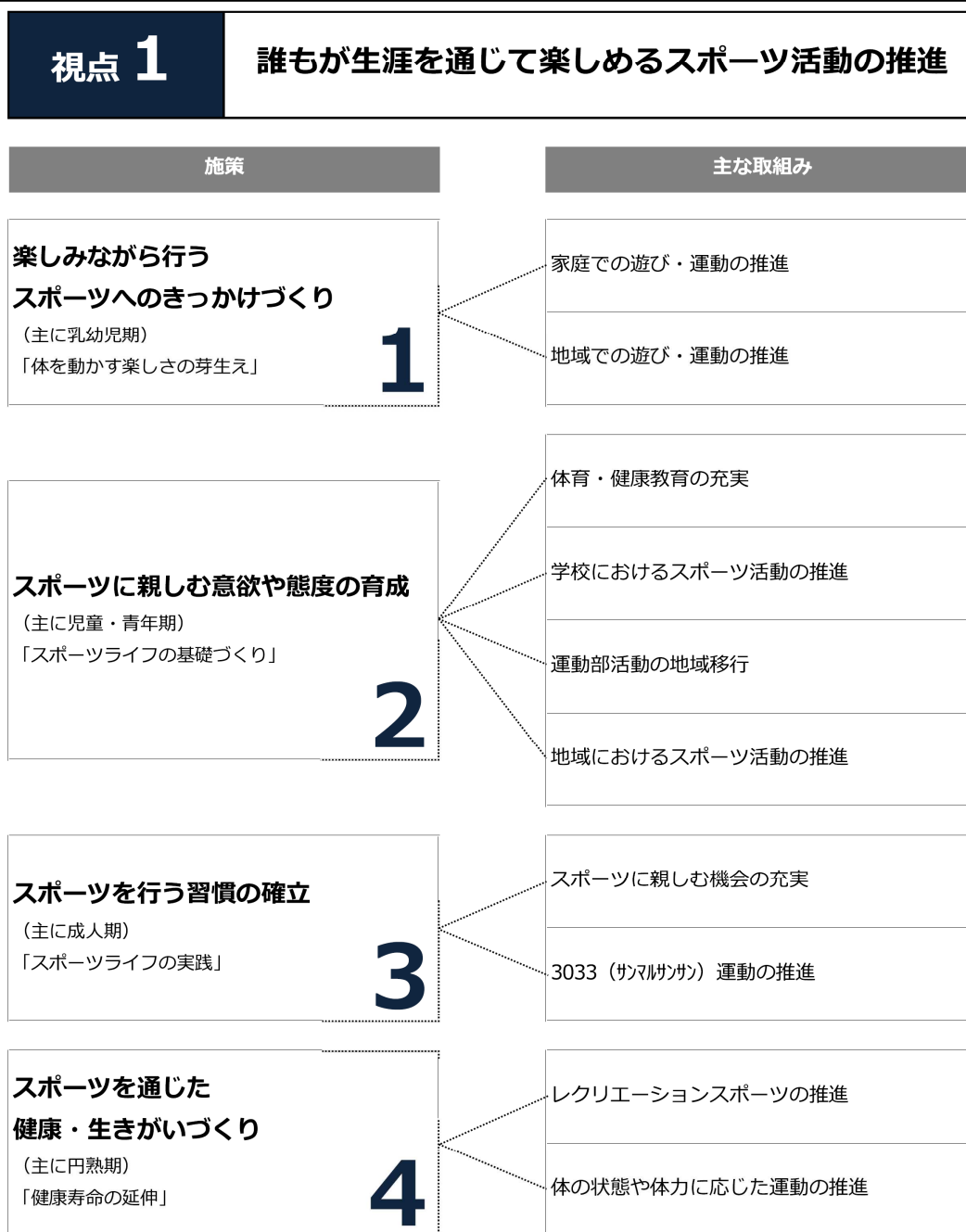
『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

- | | | |
|---|---|---|
| <p>👤 国民のスポーツ実施率を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%（障害者は40%） ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける（障害者は70%を目指す） | <p>👤 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加</p> <p>（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）</p> <p>👤 子供の体力の向上</p> <p>（新体カテストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）</p> | <p>👤 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40% |
| <p>👤 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現</p> | <p>👤 スポーツを通じて活力ある社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで） ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40% | <p>👤 スポーツを通じて世界とつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進 ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大 |

Ⅳ スポーツ推進の施策展開

1 スポーツ推進の施策・事業体系



視点 2

スポーツ活動を広げる環境づくりの推進

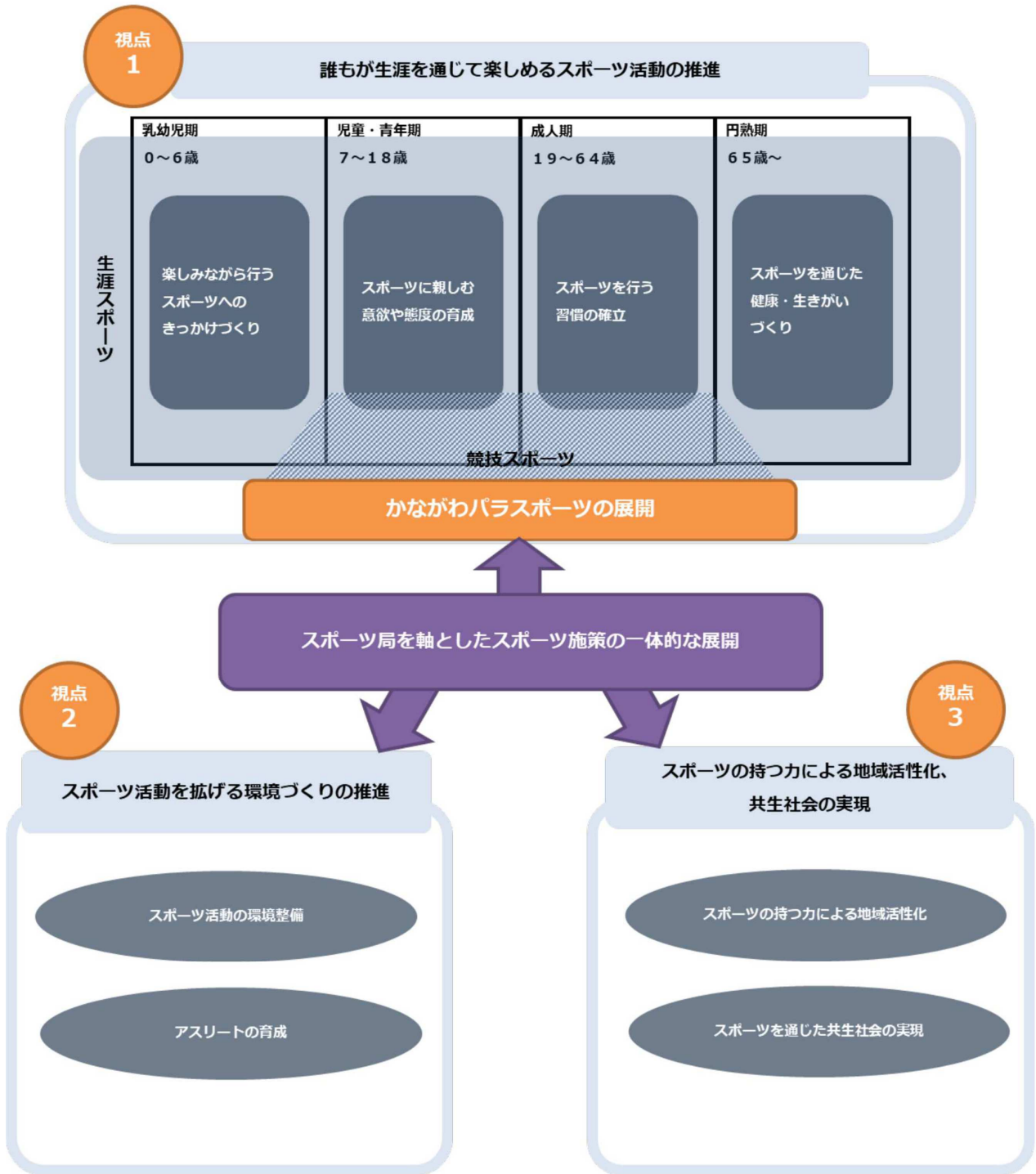
施策	主な取組み
スポーツ活動の環境整備 5	<ul style="list-style-type: none">スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成スポーツ環境の基盤となる「場」の充実地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの質的充実スポーツ医・科学の活用促進クリーンでフェアなスポーツの推進
アスリートの育成 6	<ul style="list-style-type: none">競技力の向上トップアスリートの育成

視点 3

スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

施策	主な取組み
スポーツの持つ力による地域活性化 7	<ul style="list-style-type: none">スポーツを通じて地域を盛り上げる取組み多様な主体との連携による地域活性化東京2020大会等のレガシーを活用した取組み
スポーツを通じた共生社会の実現 8	<ul style="list-style-type: none">「かながわパラスポーツ」の推進障がい者スポーツの推進女性のスポーツ推進

事業体系図



この計画では、ライフステージをおおむね、「乳幼児期：～6歳」「児童・青年期：7～18歳」「成人期：19～64歳」「円熟期：65歳～」の4つに整理しています。

○スポーツ基本法

平成二十三年法律第七十八号

最終改正：平成三十年六月二十日法律第五十六号

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現

することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るため

の調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日

本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

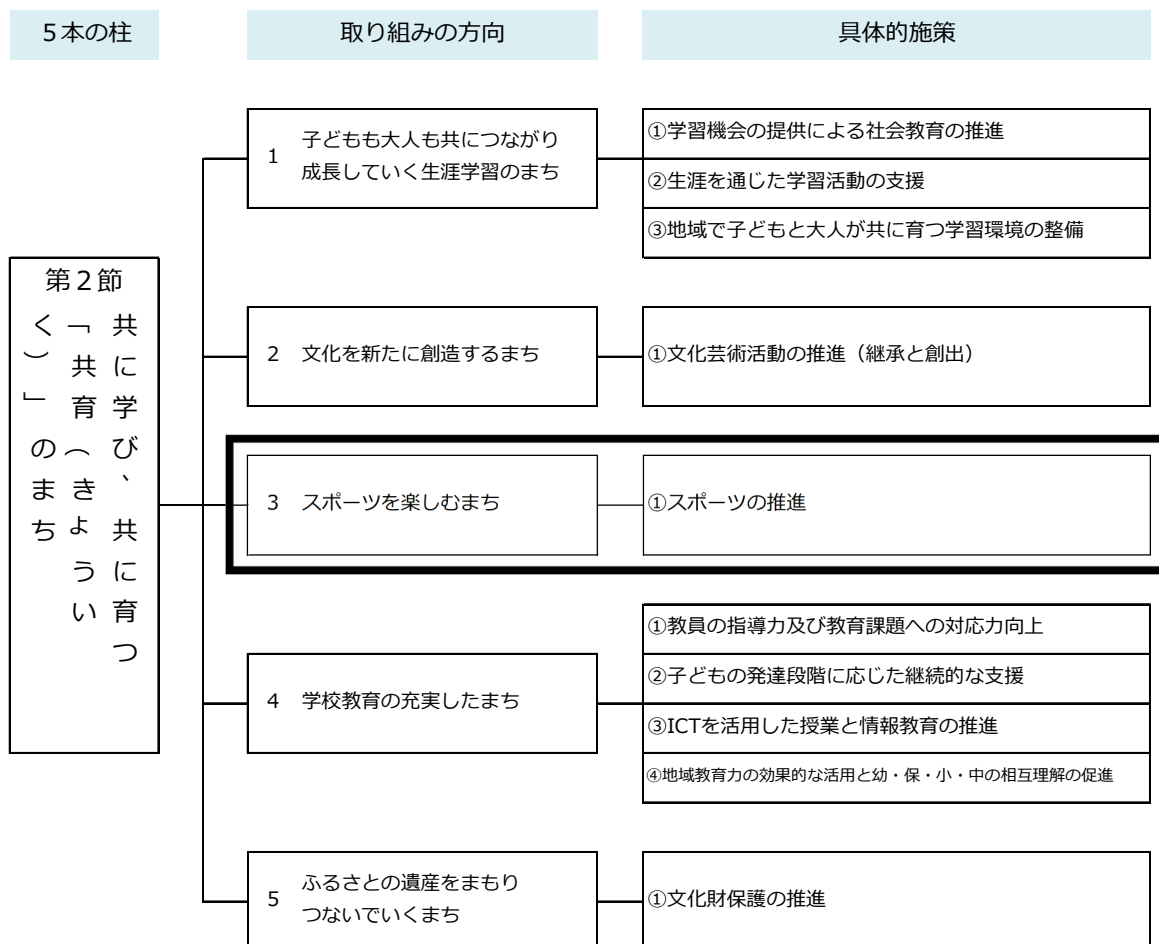
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第2節

共に学び、共に育つ

「共育（きょういく）」のまち



めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育*」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。 ・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

基本構想 第2節 取り組みの方向3

スポーツを楽しむまち

わたしたちは、スポーツ都市宣言*の理念に基づき、市民一人ひとりがスポーツに親しみ健康な心とからだをつくる「健康づくり」、みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり明るい生活を営むことができる「場づくり」、スポーツを通じていきいきとした地域連携の輪をひろげる「交流づくり」、スポーツを通じて活力に満ちたまちづくりを推進する「基盤づくり」を進めます。

一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、互いに高め合うことで、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツ、健康づくりができるまちをめざします。

◆ 具体的施策 ①

スポーツの推進

《現況・課題》

本市の成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.1%となっており、全国値58.7%を下回っている。市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しみ、健康な心と体をつくることのできるような機会の提供を行っていくことが重要である。

子どものスポーツ離れによる体力不足が社会問題となっている中、本市の小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率は92.3%と高いが、青少年の健全育成、子どもの頃からの健康づくりのためにも、継続してスポーツに親しめる環境づくりが求められる。

2006年（平成18年）に総合型地域スポーツクラブ*「うみかぜクラブ」が誕生したことにより、スポーツを楽しみながら健康維持・増進と市民交流の場が用意されている。

少子高齢化、ライフスタイルの変化など社会的環境の変化に伴い、スポーツに対するニーズも多様化している中、今後も市民が一緒になってスポーツを楽しむことのできる場づくりに、既存の資源を生かして、取り組んでいくことが重要である。

◆ 重要業績評価指標（KPI）

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%以上になっている。	56.1%
補 足 説 明	
・「逗子のまちづくりに関する市民意識調査」等の結果に基づく。	
・スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」における目標と同等の実施率を目標とするもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	スポーツ活動に係る事業の推進	総合戦略	4-3-①-8
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進を図る。 ・ スポーツイベントやスポーツ、健康・体力づくり教室を企画し、開催する。 ・ 市民へ「スポーツ実施と健康づくり」に関する情報発信を行う。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み②	総合型地域スポーツクラブの普及・啓発	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブの普及・啓発、活動支援を行う。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み③	逗子市スポーツの祭典の開催	総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子市スポーツの祭典を開催する。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み④	マリンスポーツ等、海でのレジャー体験の推進による地域ブランディング	総合戦略	2-2-②-13
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 逗子市スポーツ協会に委託し、マリンスポーツの教室を実施する。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み⑤	子どもを対象としたスポーツ活動に係る事業の推進	総合戦略	1-2-③-7
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 逗子市スポーツ協会に委託し、ジュニアスポーツ教室等を実施する。 		
【参考】 予算事業名	スポーツ推進事業	担当課	文化スポーツ課

○逗子市スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 2 月 19 日

逗子市条例第 2 号

最終改正：平成 26 年 3 月 25 日条例第 15 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく審議会として、逗子市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、スポーツ基本法第 35 条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(任命)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

(議事)

第 7 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可

否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

○委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
村 松 雅	公益財団法人 逗子市スポーツ協会 副会長	※会長
川 名 裕	前逗子市立久木中学校 校長	※副会長
會 田 勉	神奈川県立逗子葉山高等学校 校長	
佐 藤 千 香	逗子市スポーツ推進委員協議会 副会長	
石 丸 葉 子	神奈川県立スポーツセンター 事業推進部 健康・パラスポーツ課長	

(順不同、敬省略)

3. アンケート調査概要

3-1 逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート及び小・中学生アンケート

3-1-1 調査の概要

(1) 調査目的

スポーツ推進の今後の方向性等を検討する際の基礎資料とするため、市民の日常的なスポーツ活動の状況、今後の活動意向などについてのアンケート調査を実施した。

(2) 調査概要

① 調査対象

市内の公立の「小・中学生」3,831人および市内に居住する「15歳以上」の市民の中から、2,000人を無作為に抽出し、調査対象とした。

② 調査方法

- ・15歳以上 : 郵送により送付、郵送またはwebで回答
- ・小・中学生 : webで回答

③ 調査期間

- ・15歳以上 : 2023年(令和5年)3月8日～3月27日
- ・小・中学生 : 2023年(令和5年)12月15日～2024年(令和6年)1月3日

④ 回答数

- ・15歳以上 : 592件(回収率 29.6%)
- ・小・中学生 : 654件(回収率 17.1%)

3-1-2 【集計結果（主なもの）15歳以上】 ※設問後の[]は各設問の母数。行末の数字は回答数、比率。

1 あなたが、この1年間に行ったスポーツ等は何ですか。（複数回答）[508] ※上位10種目

ウォーキング	326	64.2%
散歩（犬の散歩を含む）	311	61.2%
登山、ハイキング	180	35.4%
筋力トレーニング	150	29.5%
ジョギング、ランニング	107	21.1%
体操（縄跳びを含む）	90	17.7%
水泳（水中歩行・水中運動を含む）	89	17.5%
海水浴、川遊び	85	16.7%
ヨガ、ピラティス	74	14.6%
ダンス、社交ダンス	70	13.8%

2 あなたが、今後新しく行ってみたいと思うスポーツ等がありますか。（複数回答）[508]
※上位10種目

ヨガ、ピラティス	73	14.4%
登山、ハイキング	68	13.4%
スタンドアップパドル（SUP）	61	12.0%
筋力トレーニング	51	10.0%
ウォーキング	46	9.1%
カヤック、カヌー	43	8.5%
サーフィン	41	8.1%
水泳（水中歩行・水中運動を含む）	37	7.3%
乗馬	36	7.1%
スキューバダイビング、シュノーケリング	34	6.7%

3 あなたは、どのような理由でスポーツ等を行っていますか。（複数回答）[570]

健康や体力の保持・増進のため	385	67.5%
運動不足解消のため	214	37.5%
気分転換・ストレス解消のため	204	35.8%
体型の維持・改善のため	160	28.1%
友人・家族とのコミュニケーションのため	89	15.6%
行っていない	82	14.4%
体を動かすことが好きだから	78	13.7%
自然とふれあうため	61	10.7%
余暇の充実のため	52	9.1%
大会や試合に参加するため	29	5.1%

目標や記録への挑戦のため	25	4.4%
その他	13	2.3%
特に理由はない	11	1.9%

4 あなたが、スポーツ等をしていない理由は何ですか。(3つ以内の複数回答) [108]

年をとったから	38	35.2%
仕事(育児や介護を含む)が忙しく時間がないから	30	27.8%
やるきっかけや機会がないから	29	26.9%
けがや病気など身体の調子が悪いから	24	22.2%
面倒くさいから	18	16.7%
仕事や日常生活で体を動かしているから	16	14.8%
特に理由はない	13	12.0%
仲間がないから	11	10.2%
運動やスポーツに興味がないから	10	9.3%
その他	7	6.5%
近くにスポーツをする場所や施設がないから	6	5.6%
お金がかかるから	5	4.6%
指導者がいないから	1	0.9%
無回答	3	2.8%

5 あなたは、スポーツ施設の利用を促進するためには、どのようなことが重要であると考えますか。(3つ以内複数回答) [551]

初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実	210	38.1%
利用手続き、料金支払い方法の簡略化	154	27.9%
利用時間帯の拡大(早朝、夜間など)	124	22.5%
利用案内などの広報の充実	117	21.2%
専門的なスタッフの配置	106	19.2%
高齢者や障がいのある方が利用しやすい施設・設備の整備	104	18.9%
施設数の増加	100	18.1%
駐車場の整備	72	13.1%
アフタースポーツのための施設(レストランなど)の充実	65	11.8%
健康やスポーツに関する情報の充実	64	11.6%
指導者の配置	63	11.4%
わからない	59	10.7%
その他	25	4.5%
託児施設の充実	19	3.4%

6 逗子市には、地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブである『うみかぜクラブ』がありますが、ご存じですか。[554]

知っていて利用したことがある	52	9.4%
知っているが利用したことがない	264	47.7%
知らない	238	43.0%

7 あなたは、市民がスポーツ等を活発にするために何が重要だと思いますか。
(3つ以内複数回答) [549]

初心者向けのスポーツ教室の充実	172	31.3%
公共スポーツ施設の利用時間の拡大	157	28.6%
自宅徒歩圏内に運動できる施設の整備	153	27.9%
公共スポーツ施設の低料金化	148	27.0%
スポーツ施設の増設	122	22.2%
魅力的なスポーツの紹介	109	19.9%
健康・スポーツ指導者の充実	98	17.9%
スポーツクラブなどの情報提供の充実	88	16.0%
わからない	70	12.8%
運動場への託児所などの設置	30	5.5%
その他	28	5.1%

8 あなたは、子どものスポーツ等を促進するために何が重要だと思いますか。
(3つ以内複数回答) [520]

子ども向けスポーツクラブやスポーツ教室の充実	303	58.3%
勝ち負けにこだわらない楽しむための運動の促進	212	40.8%
専門指導者の学校運動部への派遣	172	33.1%
プロスポーツ選手と触れ合う機会の提供	169	32.5%
部活指導者への研修	97	18.7%
少人数で運動部活動ができない種目の複数校での合同部活動の展開	78	15.0%
大会や練習試合の頻繁な開催	66	12.7%
その他	30	5.8%

3-1-3 【集計結果（主なもの）小・中学生】※設問後の[]は各設問の母数。行末の数字は回答数、比率。

1 あなたが、この1年間に行った運動・スポーツはなんですか。（複数回答）[635] ※上位10種目

水泳	375	59.1%
海水浴、川遊び	273	43.0%
かけっこ	251	39.5%
散歩（犬の散歩を含む）	235	37.0%
サッカー	211	33.2%
なわとび、ダブルダッチ	200	31.5%
バドミントン	196	30.9%
ドッチボール	195	30.7%
バスケットボール	191	30.1%
ジョギング、ランニング	175	27.6%

2 あなたが、今後新しく行ってみたいと思う運動・スポーツはありますか。（複数回答）[526]
※上位10種目

バドミントン	65	12.4%
バスケットボール	61	11.6%
キャンプ	60	11.4%
バレーボール	55	10.5%
ウィンタースポーツ（スキーなど）	55	10.5%
弓道	54	10.3%
釣り	54	10.3%
テニス	53	10.1%
ダンス	49	9.3%
e-スポーツ	48	9.1%

3 あなたは、どのような理由で運動・スポーツを行っていますか。（複数回答）[653]

楽しいから	468	71.7%
好きだから	351	53.8%
うまくなりたいから	331	50.7%
からだを動かしたいから	237	36.3%
試合に勝ちたいから	193	29.6%
自分の得意なことをやりたいから	166	25.4%
丈夫なからだをつくりたいから	147	22.5%
みんなで集まりたいから	142	21.7%

練習をしたいから	127	19.4%
ストレス解消をしたいから	123	18.8%
やせたいから	91	13.9%
プロの選手になりたいから	87	13.3%
新しい友達と知り合えそうだから	82	12.6%
親にすすめられたから	68	10.4%
友達にさそわれたから	58	8.9%
自分を認めてもらいたいから	53	8.1%
特に理由はない	43	6.6%
行っていない	38	5.8%
兄弟姉妹がやっているから	32	4.9%
進学する時に有利になりそうだから	30	4.6%
他にすることがないから	27	4.1%
その他	6	0.9%
先生にすすめられたから	5	0.8%

4 あなたが、運動・スポーツをしていない理由はなんですか。(複数回答) [200]

疲れるから	61	30.5%
運動・スポーツより他にしたいことがあるから	55	27.5%
下手だから	51	25.5%
面倒だから	49	24.5%
勉強や習いごとで忙しいから	44	22.0%
特に理由はない	36	18.0%
自分のやりたいと思う運動・スポーツがないから	34	17.0%
きらいだから	26	13.0%
つまらないから	23	11.5%
するところがないから	21	10.5%
仲間がいないから	18	9.0%
お金がかかるから	14	7.0%
その他	13	6.5%

5 あなたは、どのようになれば、もっと運動・スポーツをするようになると思いますか。(複数回答) [646]

一緒に運動・スポーツをする友だちがいること	408	63.2%
楽しく気軽にできる運動・スポーツがあること	288	44.6%
家の近くに運動・スポーツのできる場所がたくさんあること	268	41.5%
運動・スポーツを教えてくれる人がいること	243	37.6%
勝ち負けにこだわらないこと	129	20.0%

プロスポーツ選手とふれあうことができること	121	18.7%
小・中学生向けの色々なスポーツ教室があること	112	17.3%
わからない	50	7.7%
その他	20	3.1%

6 あなたは、学校の運動部、地域や民間のスポーツクラブなどに入っていますか。(複数回答) [643]

どこにも入っていない	210	32.7%
学校の運動部やサークル	186	28.9%
民間のスポーツクラブ	181	28.1%
地域のスポーツクラブ(うみかぜクラブ、スポーツ少年団など)	120	18.7%
その他	17	2.6%

4. 計画の策定について

○スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会運営要綱

平成 24 年 6 月 1 日

要綱

最終改正：令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、逗子市スポーツ推進計画の実現を目指し、市民、地域、スポーツ関係団体、学校、行政等が協働して活動することについて、市民、関係者等の意見を聴取することを目的にスポーツを楽しむまち逗子推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第 2 条 懇話会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公益財団法人逗子市スポーツ協会から推薦された者
- (3) 地域団体から推薦された者
- (4) 逗子市立小学校長会又は逗子市立中学校長会から推薦された者
- (5) その他教育長が必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会の参加者、第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる団体から推薦される者等による会議を設けることができる。

(座長及び副座長)

第 3 条 懇話会に座長及び副座長を置き、参加者の互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第 4 条 教育長は、懇話会の開催に当たり、スポーツの推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第 5 条 教育長は、必要があると認めるときは、参加者及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

○メンバー名簿

氏名	推薦母体等	備考
石渡 眞澄	公募市民	※副座長
野口 裕之	公募市民	
山口 勝	公益財団法人 逗子市スポーツ協会	※座長
松井 弘喜	逗子市スポーツ推進委員協議会	
鈴木 正俊	逗子市青少年指導員連絡協議会	
岸原 晃	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
長塚 諭	小学校校長会・中学校校長会	
堀田 昌希	逗子市福祉部社会福祉課	
小野 憲	逗子市教育部学校教育課	
梅澤 秋久	横浜国立大学 教育学部 教授	※アドバイザー

(順不同、敬省略)

○策定経緯

年月日	内容
令和5年6月8日	第1回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会
令和5年11月29日	第2回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会
令和6年1月15日	第3回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会
令和6年1月26日 ～2月26日	パブリックコメント
令和6年3月18日	第4回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会

逗子市スポーツ推進計画

<2024年（令和6年）改定版>

発行日 | 2024年（令和6年）3月
発行 | 逗子市教育委員会（市民協働部文化スポーツ課編集）
〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
TEL 046-873-1111（代表）
FAX 046-873-4520
E-mail bunkasports@city.zushi.lg.jp

議案第7号

逗子市スポーツ推進委員規則の一部改正について

逗子市スポーツ推進委員規則の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

逗子市スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則

逗子市スポーツ推進委員規則（昭和37年逗子市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「55人」を「50人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

逗子市スポーツ推進委員規則(昭和37年逗子市教育委員会規則第1号)新旧対照表 (改正箇所抜粋)

現行	改正後 (案)
<p data-bbox="338 421 703 448">逗子市スポーツ推進委員規則</p> <p data-bbox="826 475 1039 502">昭和37年3月20日</p> <p data-bbox="696 528 1039 555">逗子市教育委員会規則第1号</p> <p data-bbox="286 635 360 662">(定数)</p> <p data-bbox="255 687 904 715">第3条 スポーツ推進委員の定数は、<u>55人</u>以内とする。</p>	<p data-bbox="1155 421 1520 448">逗子市スポーツ推進委員規則</p> <p data-bbox="1675 475 1888 502">昭和37年3月20日</p> <p data-bbox="1545 528 1888 555">逗子市教育委員会規則第1号</p> <p data-bbox="1099 635 1173 662">(定数)</p> <p data-bbox="1068 687 1718 715">第3条 スポーツ推進委員の定数は、<u>50人</u>以内とする。</p>

議案第 8 号

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

逗子市教育委員会事務分掌規則（平成29年逗子市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条子育て支援課の部子育て支援係の項第 4 号中「子ども家庭総合支援拠点」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

逗子市教育委員会事務分掌規則(平成29年逗子市教育委員会規則第3号)新旧対照表(改正箇所抜粋)

現行	改正後(案)
<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校教育課 (略)</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育て支援係</p> <p>(1) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>(3) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。</p> <p>(4) <u>子ども家庭総合支援拠点</u>の運営に関すること。</p> <p>(5) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。</p> <p>(6) 児童の相談及び養育の支援に関すること。</p> <p>(7) 児童手当に関すること。</p> <p>(8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(9) 小児医療費の助成に関すること。</p> <p>(10) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。</p> <p>(11) 養育医療費助成に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校教育課 (略)</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育て支援係</p> <p>(1) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>(3) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。</p> <p>(4) <u>こども家庭センター</u>の運営に関すること。</p> <p>(5) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。</p> <p>(6) 児童の相談及び養育の支援に関すること。</p> <p>(7) 児童手当に関すること。</p> <p>(8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(9) 小児医療費の助成に関すること。</p> <p>(10) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。</p> <p>(11) 養育医療費助成に関すること。</p>

- (12) ひとり親家庭の相談及び支援に関する事。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関する事。
- (14) その他児童福祉に関する事。
- (15) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関する事。
- (16) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関する事。
- (17) 妊婦、乳幼児等の健診に関する事。
- (18) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関する事。

青少年育成係 (略)

保育課 (略)

- (12) ひとり親家庭の相談及び支援に関する事。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関する事。
- (14) その他児童福祉に関する事。
- (15) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関する事。
- (16) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関する事。
- (17) 妊婦、乳幼児等の健診に関する事。
- (18) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関する事。

青少年育成係 (略)

保育課 (略)

議案第 9 号

事務の委任及び補助執行について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、別添のとおり市長から協議を求められ、原案を了承する旨回答するもの。

令和 6 年 3 月 25 日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠



5 逗 総 発 第 7 6 号

2024年（令和6年）3月14日

逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷



事務の委任及び補助執行について（協議）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議いただきますようお願いいたします。

（事務担当：総務部総務課）

事務の委任及び補助執行についての一部改正（案）

事務の委任及び補助執行について（平成21年逗子市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員の項事務の区分の欄第6号中「子ども家庭総合支援拠点」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

この事務の委任及び補助執行についての規定は、令和6年4月1日から施行する。

事務の委任及び補助執行について(平成21年逗子市告示第52号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>事務の委任及び補助執行について</p> <p>平成21年4月1日 逗子市告示第52号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について、逗子市長と逗子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の協議により次のとおり定める。</p> <p>(市長の権限に属する事務の委任及び補助執行)</p> <p>第1条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) 市史の編さんに関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。</p> <p>(3) 学校評議員に関すること。</p> <p>2 市長は、その権限に属する事務のうち、別表第1の右欄に掲げる事務を教育委員会の補助機関である同表の左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。</p> <p>3 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、逗子市事務決裁規程(平成21年逗子市訓令第6号)の規定を準用する。</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表第2の右欄に掲げる事務を市長の補助機関である同表の左欄に掲げる職員に補</p>	<p>事務の委任及び補助執行について</p> <p>平成21年4月1日 逗子市告示第52号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について、逗子市長と逗子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の協議により次のとおり定める。</p> <p>(市長の権限に属する事務の委任及び補助執行)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の補助執行)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>社会教育課</p> <p>学校教育課</p>

助執行させるものとする。

2 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、逗子市教育委員会事務決裁規程(平成4年逗子市教育委員会訓令第1号)の規定を準用する。

附 則

この事務の委任及び補助執行についての規定は、平成21年4月1日から適用する。

別表第1(第1条関係)

補助執行させる職員	事務の区分
教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。 (3) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (4) 子ども・子育て会議に関すること。 (5) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。 (6) 子ども家庭総合支援拠点の運営に関すること。 (7) 要保護児童援助ネットワーク会議に関する

附 則

(略)

別表第1(第1条関係)

補助執行させる職員	事務の区分
教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。 (3) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (4) 子ども・子育て会議に関すること。 (5) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。 (6) <u>こども家庭センター</u> の運営に関すること。 (7) 要保護児童援助ネットワーク会議に関する

教育総務課

子育て支援課
(子育て支援係)

こと。

- (8) 児童の相談及び養育の支援に関すること。
- (9) 児童手当に関すること。
- (10) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (11) 小児医療費の助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (13) 養育医療費助成に関すること。
- (14) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (15) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (16) その他児童福祉に関すること。
- (17) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (18) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (19) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (20) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。
- (21) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (22) 青少年問題協議会に関すること。
- (23) 成人式に関すること。

こと。

- (8) 児童の相談及び養育の支援に関すること。
- (9) 児童手当に関すること。
- (10) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (11) 小児医療費の助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (13) 養育医療費助成に関すること。
- (14) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (15) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (16) その他児童福祉に関すること。
- (17) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (18) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (19) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (20) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。
- (21) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (22) 青少年問題協議会に関すること。
- (23) 成人式に関すること。

子育て支援課
(青少年育成係)

- (24) ふれあいスクールに関する事。
- (25) 体験学習施設の事業の企画運営に関する事。
- (26) 体験学習施設の維持管理に関する事。
- (27) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関する事。
- (28) 体験学習施設に係る文書の收受及び発送に関する事。
- (29) その他体験学習施設の運営に関する事。
- (30) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関する事。
- (31) 保育を必要とする子どもの利用調整に関する事。
- (32) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に関する事。
- (33) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に関する事。
- (34) 保育料の決定及び徴収に関する事。
- (35) 幼児教育・保育の無償化に関する事。
- (36) 保育所の給食の栄養管理に関する事。
- (37) 保育所入所措置に関する事。
- (38) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (39) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の

- (24) ふれあいスクールに関する事。
- (25) 体験学習施設の事業の企画運営に関する事。
- (26) 体験学習施設の維持管理に関する事。
- (27) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関する事。
- (28) 体験学習施設に係る文書の收受及び発送に関する事。
- (29) その他体験学習施設の運営に関する事。
- (30) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関する事。
- (31) 保育を必要とする子どもの利用調整に関する事。
- (32) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に関する事。
- (33) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に関する事。
- (34) 保育料の決定及び徴収に関する事。
- (35) 幼児教育・保育の無償化に関する事。
- (36) 保育所の給食の栄養管理に関する事。
- (37) 保育所入所措置に関する事。
- (38) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (39) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の

保育課
(保育係)

	<p>運営に関すること。</p> <p>(40) 放課後児童クラブの利用決定に関する こと。</p> <p>(41) 私立幼稚園の支援に関すること。</p> <p>(42) 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6 号)により設置された保育所(以下「保育所」と いう。)の入所児童の保育に関すること。</p> <p>(43) 保育所の入所児童の保護者との相談及び連 絡に関すること。</p> <p>(44) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関 すること。</p> <p>(45) 世代間交流に関すること。</p> <p>(46) その他保育所の運営管理に関すること。</p> <p>(47) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療 育に関すること。</p> <p>(48) こども発達支援センターの維持管理に関す ること。</p> <p>(49) こども発達支援センターに係る文書の收受 及び発送に関すること。</p> <p>(50) その他こども発達支援センターの運営に関 すること。</p>		<p>運営に関すること。</p> <p>(40) 放課後児童クラブの利用決定に関するこ と。</p> <p>(41) 私立幼稚園の支援に関すること。</p> <p>(42) 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6 号)により設置された保育所(以下「保育所」と いう。)の入所児童の保育に関すること。</p> <p>(43) 保育所の入所児童の保護者との相談及び連 絡に関すること。</p> <p>(44) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関 すること。</p> <p>(45) 世代間交流に関すること。</p> <p>(46) その他保育所の運営管理に関すること。</p> <p>(47) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療 育に関すること。</p> <p>(48) こども発達支援センターの維持管理に関す ること。</p> <p>(49) こども発達支援センターに係る文書の收受 及び発送に関すること。</p> <p>(50) その他こども発達支援センターの運営に関 すること。</p>	<p>保育課 (保育所)</p> <p>療育教育総合 センター (こども発達支援 センター)</p>			
<p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="134 1236 414 1300">補助執行させる職員</th> <th data-bbox="414 1236 1019 1300">事務の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="134 1300 414 1388">市民協働部に属する職員</td> <td data-bbox="414 1300 1019 1388"> <p>(1) 文化・芸術の振興及び支援に関すること。</p> <p>(2) 文化振興基本計画に関すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助執行させる職員	事務の区分	市民協働部に属する職員	<p>(1) 文化・芸術の振興及び支援に関すること。</p> <p>(2) 文化振興基本計画に関すること。</p>	<p>別表第2 (略)</p>		<p>文化スポーツ課</p>
補助執行させる職員	事務の区分						
市民協働部に属する職員	<p>(1) 文化・芸術の振興及び支援に関すること。</p> <p>(2) 文化振興基本計画に関すること。</p>						

	<p>(3) 返子市文化振興基本計画調査・評価委員会に関すること。</p> <p>(4) スポーツ(学校における体育に関するものを除く。)の推進及び支援に関すること。</p> <p>(5) スポーツ推進計画に関すること。</p> <p>(6) スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>(7) スポーツ推進委員に関すること。</p> <p>(8) スポーツ(学校における体育に関するものを除く。)に関する調査・研究及び情報提供に関すること。</p> <p>(9) スポーツ(学校における体育及び有料の公園施設に関するものを除く。)施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(10) 市立体育館の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(11) 市立体育館の指定管理に関すること。</p>		
<p>環境都市部に属する職員</p>	<p>スポーツ(有料の公園施設に関することに限る。)施設の整備及び維持管理に関すること。</p>		<p>緑政課</p>

議案第10号

逗子市社会教育委員の委嘱について

逗子市社会教育委員について、別紙名簿のとおり委嘱したいので承認を求める。

令和6年3月25日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

(案)

新任委員(逗子市社会教育委員)

氏名	性別	分野区分	委嘱年月
池谷 美衣子	女	学識経験者	2024年4月
安宅 隆	男	公募市民	2024年4月
石渡 尊子	女	公募市民	2024年4月
上野 朝大	男	公募市民	2024年4月
出村 美奈子	女	公募市民	2024年4月

議案第11号

逗子市文化財保護委員会委員の任命について

逗子市文化財保護委員会委員の任命について、別紙候補者名簿のとおり承認を求める。

令和6年3月25日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

別紙

逗子市文化財保護委員会委員候補者名簿 (任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏名	分野	備考
相澤 正彦	美術・工芸 (日本絵画史)	再任
伊藤 一美	歴史 (日本中世政治史)	再任
薄井 和男	美術・工芸 (日本彫刻史)	再任
手塚 直樹	考古 (日本中世・貿易陶磁史)	再任
持田 幸良	自然 (植生生態学)	再任

第50回 逗子市 スポーツ人の集い

と き 令和6年3月2日(土)
表彰式 15時
講演会 16時
懇親会 18時

と ころ 逗子アリーナ サブアリーナ

主 催 公益財団法人逗子市スポーツ協会
(Zushi Amateur Sports Association)

懇親会式次第

開 会
会長あいさつ
乾 杯
懇 用 杯 談 会

令和5年度 被表彰者(敬称略・順不同)

公益財団法人逗子市スポーツ協会功労者表彰(4名)

- ☆高 木 彰
表彰事由 *長年にわたり、小坪体育協会の役員を務め、協会の発展に尽力し、地域スポーツの振興に貢献した。
- ☆蒲 谷 助右衛門
表彰事由 *長年にわたり、久木体育会の役員を務め、体育会の発展に尽力し、地域スポーツの振興に貢献した。
- ☆清 水 勲
表彰事由 *長年にわたり、池子体育会の役員を務め、体育会の発展に尽力し、地域スポーツの振興に貢献した。
- ☆釜 屋 トモ子
表彰事由 *長年にわたり、逗子市フォークダンス協会の役員を務め、協会の発展に尽力し、フォークダンスの振興に貢献した。

公益財団法人逗子市スポーツ協会優秀選手表彰(15名)

- ☆羽 隅 弘 治 (逗子バドミントン協会)
表彰事由 *第40回全日本シニアバドミントン選手権大会 80歳以上男子ダブルス 第3位
- ☆小 野 淑 美 (逗子バドミントン協会)
表彰事由 *第40回全日本シニアバドミントン選手権大会 65歳以上女子シングルス出場
- ☆反 田 由佳理 (逗子バドミントン協会)
表彰事由 *第40回全日本シニアバドミントン選手権大会 60歳以上女子シングルス出場
- ☆鈴 木 和 久 (逗子卓球協会)
表彰事由 *2023年全日本卓球選手権大会(マスターズの部) 男子ローエイティアー(80歳以上) 優勝
- ☆石 原 源 大 (逗子レスリング協会 池子小学校)
表彰事由 *第28回全国少年少女選抜レスリング選手権大会小学生の部5年生 28kg級 優勝
- ☆大 屋 礼 志 (逗子レスリング協会 長柄小学校)
表彰事由 *第40回全国少年少女レスリング選手権大会小学生の部3年生 46kg級 第3位
- ☆桑 原 廷 佳 (久木中学校)
表彰事由 *令和5年度沼尻直杯第49回全国中学生レスリング選手権大会男子 41kg級 優勝
- ☆中 村 友悠紀 (マリンプルー 久木小学校)
表彰事由 *2023ジュニアユースウインドサーフィン選手権小学生低学年クラス男子 優勝
- ☆中 村 仁 紀 (マリンプルー 横浜国大附属鎌倉小学校)
表彰事由 *2023ジュニアユースウインドサーフィン選手権小学生中学年クラス男子 優勝
- ☆村 上 智 飛 (マリンプルー 逗子小学校)
表彰事由 *2023ジュニアユースウインドサーフィン選手権小学生低学年クラス男子 第3位
- ☆杉 僚 真 (マリンプルー 久木中学校)
表彰事由 *2023 Gran Canaria PWA Windsurfing Grand Slam ユースクラス 15歳以下 優勝

☆若 狭 夏 希 (マリンプルー 久木中学校)
表彰事由 *2023 Omaezaki Japan World Cup ユースクラス女子 15歳以下 優勝

☆山 田 美 依 (マリンプルー 逗子小学校)
表彰事由 *2023 ジュニアユースウインドサーフィン選手権小学生高学年クラス女子 第2位

☆塚 希 海 (マリンプルー 久木中学校)
表彰事由 *第23回全日本ウェイブ選手権 2024 ウィメンズクラス 第3位

☆戸 田 絢 菜 (マリンプルー 横浜国大附属鎌倉中学校)
表彰事由 *2023 ジュニアユースウインドサーフィン選手権中学生クラス女子 第2位

逗子市競技連盟優秀選手・団体表彰(15名3団体)

☆逗子市消防本部 (逗子野球協会)
表彰事由 *第78回全日本軟式野球大会神奈川県予選会 第3位

☆青 木 悠 奈 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 25-29クラス女子 50m背泳ぎ 第1位

☆高 須 快 晴 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 18-24クラス男子 100m自由形 第2位

☆小 林 美 結 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 18-24クラス女子 100m自由形 第2位

☆白 田 なほみ (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 45-49クラス女子 50m背泳ぎ 第1位

☆白 田 達 明 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 45-49クラス男子 50m自由形 第1位

☆白 田 せ ら (逗子水泳協会)
表彰事由 *第33回神奈川県学童学年別水泳競技大会 3年女子区分 50m背泳ぎ 第1位

☆高 橋 祐 太 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 35-39クラス男子 50mバタフライ 第1位

☆岡 庭 広 大 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 40-44クラス男子 200m個人メドレー 第2位

☆度 会 幸 久 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 85-89クラス男子 100m自由形 第1位

☆山 畑 洋 海 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 18-24クラス男子 100m背泳ぎ 第1位

☆鏡 島 恵 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 60-64クラス男子 50m平泳ぎ 第1位

☆添 田 重 樹 (逗子開成高等学校)
表彰事由 *第6回神奈川県高等学校新人水泳競技大会男子 200m背泳ぎ 第1位

- ☆逗子市Aチーム（逗子水泳協会 山畑洋海 高橋祐太 高須快晴 白田達明）
表彰事由 ＊第12回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 159歳以下クラス男子200mメドレーリレー 第1位
- ☆細 金 澄 晴（逗子レスリング協会 六浦小学校）
表彰事由 ＊第37回東日本少年少女レスリング選手権大会小学1・2年の部 18kg級 優勝
- ☆石 渡 惟 楓（逗子レスリング協会 釜利谷小学校）
表彰事由 ＊第37回東日本少年少女レスリング選手権大会小学3・4年の部 28kg級 優勝
- ☆石 渡 惟 織（逗子レスリング協会 釜利谷小学校）
表彰事由 ＊第37回東日本少年少女レスリング選手権大会小学1・2年の部 22kg級 第2位
- ☆逗子リトルリーグ（逗子市スポーツ少年団）
表彰事由 ＊2023年度神奈川連盟理事長杯ティール大会 第3位

令和5年度 スポーツ関係表彰受賞者

- ☆スポーツ推進委員功労者表彰受賞
・文部科学大臣表彰 山 口 勝 ・全国スポーツ推進委員連合表彰 岩 下 晃
- ☆関東スポーツ推進委員協議会表彰受賞
佐 藤 千 香
- ☆神奈川県スポーツ功労者表彰受賞受賞
松 岡 俊 一 笠 原 恵 子
- ☆神奈川県スポーツ推進委員連合会表彰受賞
小 野 千 恵 子 森 山 文 子 高 橋 妙 子 本 屋 啓 一 前 田 有 希 乃
村 田 祐 子

令和5年度 公益財団法人逗子市スポーツ協会賛助会員ご芳名

スポーツ振興及び協会運営のためにご援助いただく賛助会員に、ご賛同いただきました方々をご紹介します。
敬称略・申込順 令和6年2月1日現在

【団体会員】

(社福) 逗子市社会福祉協議会 (株) ワコーインターナショナル 逗子市商工会
平川造園土木(株) (株) サンエーサンクス (株) SK サービス
(有) 三和保険事務所 エクスプロージョン合同会社

【個人会員】

東 弘 之	加 藤 克 江	笠 原 恵 子	福 本 藤 彦	神 戸 幹 雄
松 岡 俊 一	松 井 弘 喜	石 真 一	青 山 文 子	最 首 祥 五
末 延 龍 雄	佐 藤 千 香	石 母 田 澄 江	宮 川 光 男	山 口 勝
村 松 雅	鏡 島 恵	峯 尾 尚 子	長 沢 泰 子	鹿 嶋 邦 彦
柳 下 隆 良	高 山 啓 市	大 崎 鉄 男	北 島 惇 夫	石 渡 真 澄
芳 垣 健 夫	中 川 晴 美	鈴 木 雅 人		

令和5年度 公益財団法人逗子市スポーツ協会公益目的事業寄付者ご芳名

公益目的事業実施にあたり、ご寄付をいただきました方々をご紹介します。
敬称略・申込順 令和6年2月1日現在

【個人】

工 藤 進一郎 奥 武司郎 長谷川 忠 信 北 島 惇 夫 岩 下 晃
鈴 木 雅 人 匿名者4名

スポーツ講演会

『健康な身体づくりは足の健康から』


～健康寿命をのばすための足からの未病改善～

 **入場無料** 

日時: 3月2日(土) 16:00 ~ 17:30

会場: 逗子アリーナ (サブアリーナ)

定員: 先着200名 (申込み不要)

講師: 梅本 彰吾 氏 (柔道整復師)

平成19年柔道整復師免許取得

杏文学園東京柔道整復専門学校講師

公益社団法人神奈川県柔道整復師会理事

人は立つ・座る・歩くなどをはじめとして日常生活で様々な動作を行っていますが、全ての動きのスタートは足から始まります。足の健康は体幹や首にも影響を与え、腰痛など、様々な不調につながることもあります。

まずはご自身の足の状態を把握して、健康な身体づくりを始めませんか。今年のスポーツ講演会は、**生涯自分の足で歩き続ける**ための知識とケア方法などについて、お話しいたします。皆様、奮ってご参加ください。

お問合せ 逗子市スポーツ協会 TEL 046-870-1296

令和5年度

逗子市

体育功労者表彰

日時：令和6年3月2日(土) 午後3時

場所：逗子市立体育館 (サブアリーナ)

=====
式 次 第
=====

開 式

表 彰

あ い さ つ

閉 式

 逗子市教育委員会

被表彰者の役職及び功績概要

(順不同、敬称略)

さとう ちか
佐藤 千香

- 体育関係役職 ・小坪体育協会 副会長
・逗子市スポーツ推進委員協議会 副会長

○功績の概要

平成18年から小坪体育協会常任理事、逗子市スポーツ推進委員、平成24年から逗子市スポーツ推進委員協議会副会長、(公財)逗子市スポーツ協会監事、平成26年から小坪体育協会副会長等、数々の役職を歴任され、逗子市における地域スポーツの普及・推進、組織運営に貢献されました。

いしぐる くみえ
石黒 久美江

- 体育関係役職 ・逗子市フォークダンス協会 理事
・逗子市レクリエーション協会 理事

○功績の概要

平成11年から逗子市フォークダンス協会理事、平成23年から逗子市レクリエーション協会理事、平成30年から神奈川県民踊連盟理事・指導部長、平成31年から(財)日本フォークダンス連盟民踊委員、逗子市民踊さくら貝の会会長等、数々の役職を歴任され、逗子市におけるフォークダンスの普及・推進、組織運営に貢献されました。

さとう ひでゆき
佐藤 英行

- 体育関係役職 ・逗子市グラウンド・ゴルフ協会 理事・監事役
・逗子市レクリエーション協会 理事

○功績の概要

平成26年から逗子市グラウンド・ゴルフ協会ハイランド同好会副会長、平成30年から同同好会会長、逗子市グラウンド・ゴルフ協会理事・監事役、逗子市レクリエーション協会理事等、数々の役職を歴任され、逗子市におけるグラウンド・ゴルフの普及・推進、組織運営に貢献されました。